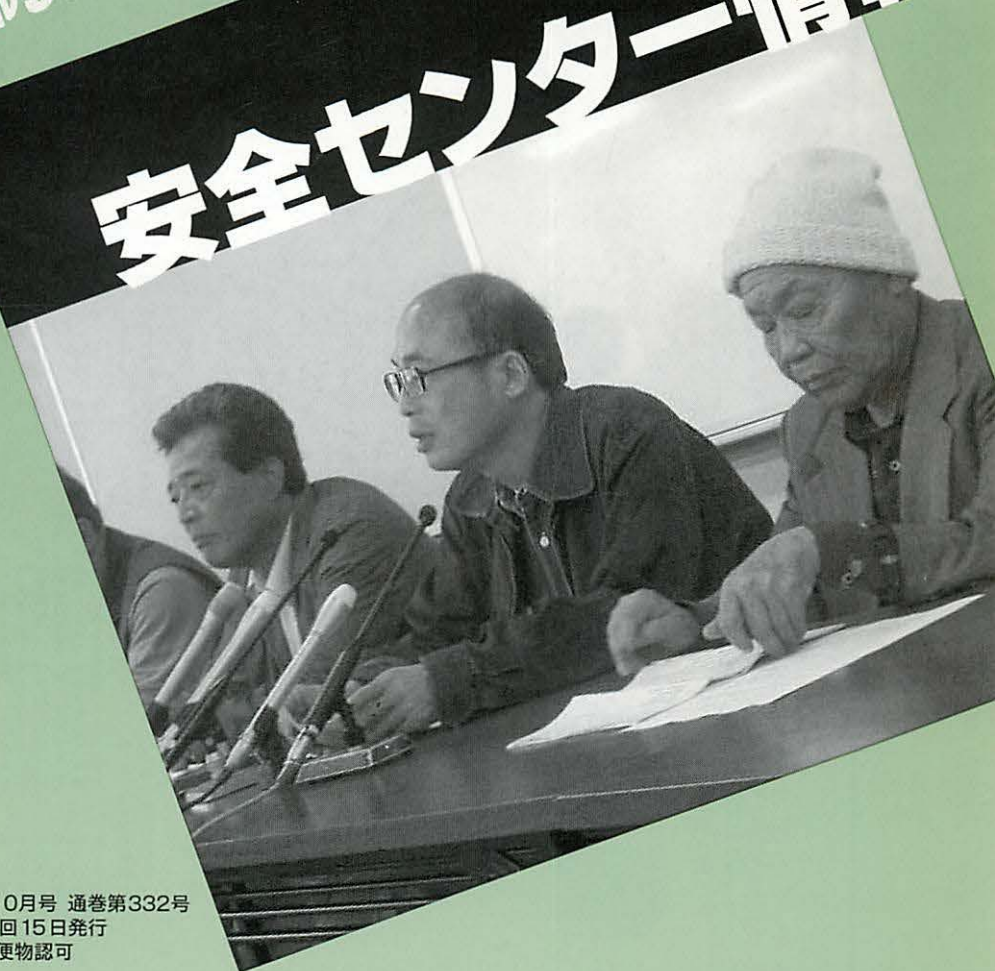




安全センター情報

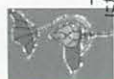


安全センター情報2006年9・10月号 通巻第332号
2006年8月15日発行 毎月1回15日発行
1979年12月28日第三種郵便物認可

特集／全国安全センターの厚生労働省交渉

写真：造船・鉄鋼アスベスト被害者の会発足

第14回東京労働安全衛生学校



1972年東京都出身。
元NHKディレクター。

在職中は報道部に所属し、主に「クロ
ーズアップ現代」を担当。2001年10月
に放送された「クローズアップ現代」お父さん
死なないうで〜自殺・遺された子どもたち〜
は、それまで匿名で活動してきた自殺遺児の素顔
をはじめ伝える番組となり、大きな反響を呼ぶ。
以来、自殺遺児の取材を続けながら、日本の自
殺対策や自殺者の遺書などについての取材を積み
重ねる中で、推進役のない自殺対策に限界を感じ
し、自らが自殺対策の「つなぎ役」となろうと、
2004年3月にNHKを退職。NPO法人「自殺対策
支援センター・ライフリンク」を設立し、会の代
表として活動を始め。

(今後の東京労働安全衛生センター企画ご案内)

第14回東京労働安全衛生学校

開催日：2006年11月17日(金)～18日(土)

あなたの職場をよりよく改善し、快適な職場を作るための安全衛生の基礎研修です。職場の安全衛生活動のリーダー育成に役立つ東京労働安全衛生学校にご参加ください。

- 時間 午前9時から午後5時半まで
- 会場 東京労働安全衛生センター会議室(総武線電戸駅東口 徒歩7分)
- 方式 2日間の通学方式(途中のみ参加は不可)
- 受講料 10,000円(テキスト・資料代込み)
- 対象者 入門コースのため一般の初心者
- 定員 20名(但し、2日間出席できる方)
- 主催 特定非営利活動法人 東京労働安全衛生センター
- 後援 全国労働安全衛生センター連絡会議

※安全学校詳細についてのお問い合わせは、東京労働安全衛生センター事務局まで。
案内リーフレットをお送りします。

主催 特定非営利活動法人 東京労働安全衛生センター

〒136-0071 東京都江東区電戸 7-10-1Zビル5階

TEL:03-3683-9765 FAX:03-3683-9766 E-mail:center@toshc.org

06年 東京労働安全衛生センター 第1回定例会

求められる自殺防止対策 いのちを支える 新しいつながり

日本社会では、年間3万人～1日90人を超える自殺者を出し続ける過酷な現代日本社会。
06年センター第一回定例会は深刻さを生み深めていく自殺問題に焦点を当てます。
講師には、清水康之さん(NPO法人・自殺対策支援センター・ライフリンク・代表)をお迎えし、清水さんたちの精神的な活動は、去る6月の「自殺対策基本法」成立に多大な影響を与えたと見えてきたもの、そして、目指すべき、誰もが「いのちの危機」にさらされることなく生きていける社会について、お話をいただきます。

自殺の多くは、「避けられる死」だと考えられています。いま、逃いつめられ、危機にさらされたいのちを救うために、この社会に何が足りないのか、地域で、職場で、私たちにできることは何なのかを考えます。みなさん、ぜひ、ご参加ください。

講演 清水 康之さん

(自殺対策支援センター「ライフリンク」代表)

日時：9月20日(水)

午後18:30～20:30

会場：東京労働安全衛生センター
4階会議室

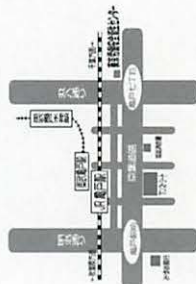
東京都江東区電戸 7-10-1 Tel:03-3683-9765

参加費：無料

※どなたでも気軽にご参加いただけます。

◆そのほか、定例会へのお問い合わせは

主催：東京センター事務局(裏面参照)まで



特集/全国安全センターの厚生労働省交渉

リスク管理の原則を全てに徹底 石綿対策は終っていない

ETCレーン安全対策動き出す

全国安全センター事務局長 古谷杉郎 2

厚生労働省に対する要望書・交渉の記録 16

改正安衛令・石綿則の施行

「原則禁止」のポジティブリスト化 関係法令の整合化はなお課題

改正安衛令・石綿則 9月1日施行 45

改正政省令施行通達・含有率の分析方法 58

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

WHO 政策文書案:アスベスト関連疾患の根絶 70

連載47—塩沢美代子

語りつぎたいこと

66

製造業における元方事業者による
総合的な安全衛生管理のための指針 73

各地の便り/世界から

秋田●アスベスト被害から市民を守る会結成 79

兵庫●造船・鉄鋼アスベスト被害者の会始動 79

奈良●患者と家族の会支部、ニチアス対策課題 80

兵庫●パン・洋菓子職人の中皮腫労災認定 82

静岡●中皮腫不支給決定を労基署が撤回 83

神奈川●肺がん労災認定、曝露歴重視が重要 84

東京●メンタルチェックリスト活用した安衛学校 85

バングラデシュ●参加型、熱心な労組地方組織 85

インド●追悼・ビジャイ・カンヒア 88

リスク管理の原則を全てに徹底 アスベスト対策は終っていない ETCレーン安全対策動き出す

古谷杉郎

全国安全センター事務局長

全国安全センターは今年度の厚生労働省交渉を、7月20日、合計3時間強かけて行われた。会場が従来の半分のスペースしか確保できなかったため、全国安全センター側参加者は人数を絞って20数名、厚生労働省側は、以下のパートごとに回答者が入れ替わった。要望事項および主な回答とやり取りは、16頁以下の交渉記録を参照されたい。

- A. 全般的事項(30分)
- B. 労働安全衛生関係(1時間)
- C-1. 労災補償関係(C-2を除く、1時間)
- C-2. 労災補償関係(労働保険審査会関係、30分)

労働安全衛生の戦略

戦略担当部署が不明瞭

全国安全センターは1997年12月に独自の厚生労働省交渉を開始して以来4年連続して、労働安全衛生のフレームワーク(枠組み)等に関する戦略的議論を意識的に持ちかけた。

第1回目の交渉では、ECの枠組み指令(89/391/EEC)にも言及しながら行った、リスクアセスメントの実施を含めた事業主の包括的義務、労働者・労働者代表の権利、実効性のある安全衛生サービス、労働安全衛生と環境問題の結合、という私たちの提起をほとんど理解できていない状況であったと言ってよいだろう(1998年4月号18-19頁参照)。

1999年4月に指針が策定された労働安全衛生マネジメントシステム(OSH-MS)が出てきて、やや話がかみ合うようになり、「OSH-MSの核心的要素のひとつとしてのリスクアセスメント」という私たちの主張に対して、「リスクアセスメントの重要性は認識しているが、わが国ではまだなじみがないので、まずはOSH-MS指針の周知・普及が先決」、「OSH-MSはリスクアセスメントという考え方を内包している」といったやり取りがなされた(1999年4月号10-11頁、2000年5月号16-17頁、2001年6月号19-20頁参照)。この間、対応したのは、安全衛生部の「元締め」役(筆頭課?)の計画課であった。

初めてリスクアセスメントおよびその結果に基づくリスク低減措置というアプローチを採用した「機械



の話だと思うので、安全の分野ではマッチしない。機械安全では、①本質安全設計、②作業マニュアルの整備、③労働者教育、というかたちになる」と、あえて安全と健康でリスク対策のアプローチが異なるかのごとき回答がなされたことに啞然とした。回答をしたのが安全課のみで、計画課や労働衛生課、化学物質

の包括的な安全基準」(平成13年6月1日付け基発第501号)についても、私たちはこれを歓迎し、策定の直前にこの問題を取り上げている(2001年6月号19-20頁参照)。

その後、2002年と2003年の2回は、これらの問題を取り上げなかったのだが、労働安全衛生法改正が組上にあがるなかで、2004年に再度取り上げた(2004年8・9月号14～15頁参照)。

このときの要請事項は、以下のとおりであった。

- (1) 労働安全衛生システムやリスク・アセスメントは導入すること自体が目的ではなく、それらを活用した具体的な労災職業病の予防、快適な職場環境の形成促進等が目的であることを明確にさせること。
- (2) 事業主のとりべきリスク管理(対策)の原則—
①発生源対策、②伝播経路対策、③個人保護対策という、3つのレベルと優先順位を明示すること。
- (3) ①知る権利、②危険を避ける権利、③参加する権利、④教育・トレーニングを受ける権利を柱とした労働安全衛生に係る労働者の権利を確立すること。

回答は全般に低調だったのだが、とくに②に対して、「言われている3つのレベルというのは衛生面

対策課等からは何の発言もなかったことにも違和感を感じた(2004年8・9月号4頁参照)。

今回、間に1年おいて再び、改正労働安全衛生法の施行に当たりリスクアセスメント指針の作成やOSH-MS指針の見直し等が行われたことを踏まえて、あらためて以下のような要請を行った。

「今回、リスクアセスメント指針(危険性又は有害性等の調査等に関する指針)において、『リスク低減措置の検討・実施』に関して、安全と衛生を区別せずに、①設計・計画段階(発生源)対策、②工学的対策、③管理的対策、④個人用保護具の使用というかたちで『レベルと優先順位』を明示し、『合理的に実現可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施することにより『合理的に実現可能な程度に低い』(ALARP)レベルにまで適切にリスクを低減する』という原則が示された。個人用保護具使用の措置によってより優先順位の高い『措置の代替を図ってはならない』という考え方も明示されている。このような原則が明示されたことは、(世界常識からみれば当然とは言え)わが国においては画期的なことであると受け止めている。指針に示された『リスク低減措置』の考え方は、安全と衛生を問わない普遍の原則であることを再確認されたい」。

これに対する回答は、今回は妥当にも、「この考え方は、安全面に限定したものではなく、衛生面にも共通する考え方である。それを指針で明確にしたということ」というものであった。

OSH-MS指針は、その「目的」を、「①労働災害の防止を図るとともに、②労働者の健康の保持増進及び③快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資すること」と規定している（2006年5月号13頁参照）。

一方、リスクマネジメント指針の「趣旨等」では、「目的」が、上記①の労働災害（労働者の危険又は健康障害）の防止の次元のみにとどまっているのかとく読める規定の仕方になっている（同前20頁参照）。

そこでOSH-MS指針とリスクアセスメント指針を、「目的」の次元で結合させるべきであるという要請もしたのであるが、これに対しては、OSH-MS指針の「目的」、リスクマネジメント指針の「趣旨等」の内容をそのまま紹介したうえで、「リスクマネジメント指針の中に、ご指摘のように、OSH-MS指針の方で目的に規定しているような、②労働者の健康の保持増進及び③快適な職場環境の形成の促進を前提とした措置の検討・実施を位置づけるということは、現時点では考えていない」、両指針は「位置づけが明確に違うものである」と言い切った。

今回、出席者を代表してこれらの回答を行ったのも、またしても安全課だけであった。

「OSH-MSはリスクアセスメントという考え方を本来内包している」。しかし、「リスク」という考え方になじみがないことから、OSH-MSを先行させて、機が熟したところでリスクアセスメントも導入・合体させるというのが、OSH-MS導入当時の立案者自身の考え方であり、ようやくそれが実現したということではなかったのかと理解しているのだが、今回の回答では、OSH-MSとリスクアセスメントが全く別々のものに切り分けられてしまった印象である。

OSH-MSとリスクアセスメントが一体のものであれば、両者ともにその目的が、①労働災害防止の停滞状況を打破するだけでなく、②労働者の健康の

保持増進及び③快適な職場環境の形成促進を図ること―「継続的改善」と言ってもよいだろう―にあることは自明の理のはずである。そのことと、常に「合理的に実行可能な最善の（優先順位の高い）措置」を講ずるというリスクマネジメント（対策・管理）の原則が結合されるわけである。

そして、この方向を突き詰めれば、必然的に、法令及び労働行政のあり方や、伝統的「三管理」（作業管理、作業環境管理、健康管理）アプローチ等も含めた労働安全衛生体制の戦略的見直しにつながっていかざるを得ないというのが、私たちの年来の主張である。

今回の回答から感じたのは、そうした戦略的発想の喪失あるいは欠如であった。

根本的なところでは、その原因は、現行の労働安全衛生法令等の体系の見直しには手をつけずに、それとは別枠の「自主的な安全衛生活動を促進するためのツール」としてしか、OSH-MSやリスクアセスメント等を位置づけていないためである。

それだけでなく、行政―安全衛生部および労働基準局―の体制にも問題がありそうである。現象的にはそれは、1997～2001年には計画課が回答していたのに対して、2004年と2006年の回答が安全課だったことに現われている。労働安全衛生行政全体を見通しての回答であればこの課であろうと問題ないが、労働安全だけを（労働衛生と区別して）踏まえた、または偏った立場からの回答としか思えないのである。労働安全衛生全般の戦略を統括する部署がないのかと思わざるを得ない。

あらためて調べてみたら、1999年のOSH-MS策定の記者発表の担当は安全課と計画課の連名（この順）、2006年のリスクアセスメント指針は安全課、2006年のOSH-MS指針改正の記者発表はインターネット上では見つからなかった。

また、リスクマネジメント・アプローチに基づいた指針等は、2006年のリスクアセスメント指針の他は、2001年の機械の包括的な安全基準といくつかの安全対策（安全課）、2006年の化学物質等リスクアセスメント指針（化学物質対策課）しかないと言っていいくらいで、腰痛、頸肩腕症候群予防やVDT対策指針等はすべて「三管理」アプローチに基づ

個別労働紛争相談件数及び内容

	2001年10～12月	2002年1～3月	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
総合労働相談件数	121,330件	130,215件	625,572件	734,257件	823,864件	907,869件
民事上の個別労働紛争相談件数	20,470件	20,814件	103,194件	140,822件	160,166件	176,429件
解雇	29%	28%	28.6%	29.8%	27.1%	26.1%
労働条件の引き下げ	17%	18%	16.5%	15.8%	16.0%	14.0%
いじめ・嫌がらせ	5%	4%	5.8%	7.4%	8.1%	8.9%
退職勧奨	5%	6%	6.3%	6.8%	7.0%	7.2%
出向・配置転換	3%	3%	3.1%	3.4%	3.3%	3.4%
セクシャルハラスメント	2%	2%	1.7%	1.9%	2.1%	2.3%
雇用管理等	2%	1%	1.9%	1.2%	1.5%	1.7%
募集・採用	1%	1%	1.3%	1.4%	1.7%	1.5%
女性労働問題	3%	2%	1.6%	1.1%	1.1%	1.2%
その他の労働条件	16%	17%	18.5%	18.6%	18.9%	19.6%
その他	14%	18%	14.7%	12.5%	13.2%	14.1%

いたもので、2006年のメンタルヘルスケア指針や過重労働健康障害防止対策もリスクマネジメント・アプローチに基づいたものとはなっていない。

化学物質管理促進法に基づいて2000年に通商産業省・環境省が策定した化学物質管理指針がまだしもリスクマネジメント・アプローチを採用していると言えるのに対して、同じ年の労働省の化学物質等による健康障害防止指針は、解説通達で「リスクマネジメント等の考え方が一般化しつつある」と指摘しているにもかかわらず、中味は相変わらず「三管理」アプローチという有り様（「対策のレベルは、①発生源対策、②伝播経路対策、③個人保護対策、の順で優先順位があることを明記されたい」等という全国安全センターのパブリックコメントに対しては、「原則はご指摘のとおりであるが、労働衛生の実態において、ご指摘の優先順位が常に成立するわけではないことにも留意する必要がある。ご指摘の趣旨については周知を図りたい」との回答だった。2000年5月号参照）。

戦略が存在していたとしても安全衛生行政全体に貫徹してはいないと言わざるを得ない状況なのである（すぐにできる一すべきこととして、労働安全衛生対策の指針やガイドライン等をすべて、速やかに、「三管理」アプローチからリスクマネジメント・アプローチに転換して、書き直すべきである）。

職場のいじめ・嫌がらせ対策

官房と基準局押し付け合い

原則に則ったリスクマネジメントの実施は、事業主の包括的な義務・責任の核心のひとつと考えるのだが、労働安全衛生の戦略一枠組みとしては、労働者/労働者代表の権利の確立も重要な課題であるが、より議論が成立しない問題でもある。

今回、この点に関した要望に対しては、「担当者に来ていない」と逃げられたまま、時間の関係もあって追求できなかった。

この問題は過去、1997年と2004年、2006年の3回しか持ち出していないのだが、2004年のときも回答らしい回答はもらえていない。唯一1997年のときに、わずかにやり取りらしきことができたのみである。このときは、監督課が対応して、「労働者に過大な責任がかかってくる場合も出てくるかもしれないが、それでもよいのか」などというやや挑発的(?)な発言などもあったように記憶している。

事業主に義務を課して、国が監督するという、労働安全衛生法だけでなく労働基準法も含めた現行の法体系に労働者の権利条項を持ち込むという議論には、安全衛生部では対応不能、監督課ないし総務課(筆頭課は後者に変ったようだ)―労

働基準局にはそこまで踏み込んだ議論をする用意はないということなのだろう。

小難しい立法論は別にしても、現場の労働者、労使をエンパワメントすることなしにこれからの労働安全衛生は成り立たないという理解に一日も早く到達することをぜひ期待したいものだ。

今回の交渉で行政の戦略的発想のなさを痛感させた問題が、もうひとつある。

「職場のいじめ・嫌がらせ対策の予防・対策指針を策定されたい」という要請に対して、省内の調整不足をさらけ出して、大臣官房地方課（労働紛争処理業務室）と労働基準局（総務課）が、私たちの目の前で、お互いに「自分たちの担当ではない」と押しつけ合ったのである。

2001年10月1日から施行された個別労働紛争解決促進法により、各都道府県労働局、主要労働基準監督署内、駅近隣の建物等、全国約300か所に設置された総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数等が公表されているが、相談件数は年々10%以上も増加し続けている。そのなかでも顕著なのが、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が、解雇、労働条件の引き下げに次ぎ3番目に多い相談内容であり、しかも毎年その割合が増加し続けて、2005年度には全体の8.9%を占めるに至っているということである（別掲表参照）。

同法を所管し、この発表を行っているのは、大臣官房地方課労働紛争処理業務室であるが、ここは「個別の施策を検討する部署ではない」といい、具体的な対応や解決状況等も把握していない。一方、「労働基準局は関係していない」、と同局総務課は言うのである。

今年6月14日、ILO（国際労働機関）は、以下のプレスリリースを発表している（駐日事務所訳、<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/new/index.htm>）。

「職場内暴力は全世界的に増加の傾向を示しており、国によっては流行病的レベルにまで達していると、ILOはこの度発表した『Violence at work（職場内暴力・英文・第3版）』改訂版で警告している。そして、不安定な職務形態が職場を圧迫し、いじめのような暴力形態が増えているが、これは直接的な

身体的暴力と同じくらいダメージを与える可能性があるとしている。さらに、学校、ソーシャル・サービス、図書館、保健医療といった、かつては暴力と無縁と考えられていた職場でも労働者が被害に遭う事態が途上国・先進国を問わず、増えていると記している。また、テロに対する懸念も高まっている。

例えば、集団によるいじめの被害者は、ドイツでは2002年に行われた調査から80万人を上回るとされ、スペインでは公務員の22%に達すると推計されている。フランスではタクシー運転手を含む交通運輸労働者に対する攻撃行為が、2001年の3,051件から2002年には3,185件に増加したとされている。日本では2002年4月から2003年3月の間に総合労働相談コーナーに62万5,572件の相談が寄せられたが、このうち5.1%（約3万2,000件）がいじめ・嫌がらせ関連とされている。2003年4～9月の相談件数は5万1,444件だったが、うち9.6%がいじめ・嫌がらせ関連とされている。

報告書は、途上国で最も被害を受けやすい集団には女性、移民労働者、子どもが含まれるとし、例えば、マレーシアでは、1997年から2001年5月の期間に報告された職場における強姦や性的いたずらの被害件数が1万1,851件に上り、南アフリカ、ウクライナ、クウェート、香港などではセクシュアル・ハラスメントや暴行の広まりが主な懸念事項になっているとしている。南アフリカでは保健医療部門労働者に対する職場内暴力が広く見られ、ある12か月の期間内に民間医療施設従業員の9%、公立医療機関職員の最大17%が身体的暴力を経験しているとしている。

一方、2002～03年に発生したと推計される職場内暴力事件が84万9,000件で3年前の前回調査の130万件より低下したイングランド及びウェールズや、業務関連死亡原因の3位にランクする殺人件数が、死亡に至らない暴行事件の件数と共に近年減ってきている米国のように、プラスの動向を示している国もある。

職場内暴力のコストを算出するのは困難であるが、欠勤や疾病休暇の原因を作るといった間接的なコストも含め膨大なものになると予想される。例えば、オーストラリアでは職場内暴力が使用者にも



たらずコストは60～130億オーストラリアドルになると推計され、欧州連合などの調査では健康関連の欠勤と職場内暴力の存在の間に有意の相関関係が示されている。

職場内暴力に取り組む必要性に対する認識の

高まりは新たに効果的な予防戦略の開発をもたらしている。アルゼンチン、ベルギー、カナダ、フィンランド、フランス、ポーランド、スウェーデンといった多くの国が職場内暴力に関する法規の整備に乗り出している。報告書は世界各地から職場内暴力の取り組みにおける好事例も紹介している。

ILOも2004年にサービス部門の職場内暴力に取り組む実務規程を発行したほか、世界保健機関（WHO）などと共同で保健医療部門の職場内暴力に関する枠組み指針を作成している。」

私たちは、「職場のいじめ・嫌がらせ」は、すぐれて労働安全衛生の問題であると考えているが、このような行政の既存の所管割りには収まらず、まさに戦略的対応を必要な課題に取り組む姿勢も体制も欠いていることがさらけ出されたわけである。

ETCレーン労災防止対策

道路会社に対する指導開始

2003年の厚生労働省交渉以来、毎年取り上げてきた、ETC（有料道路自動料金収受システム）の労働災害防止対策が、ようやく動き出した。

昨年末に厚生労働省が、高速道路会社6社、地方道路公社13社に対して、「有料道路自動料金収受システム（ETC）使用レーンでの料金収受業務等における労働災害の防止について」（2005年12月7日付け基発第1207001号、留意事項通達—基

安安発第1207001号、<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/12/h1205-1.html>）指導に乗り出したのである。具体的には、以下の措置を講じることとされた。

(1) ETCに異常が発生した場合の対処等のため、労働者が異常が発生した場所に安全に到達できるようにするため、以下の措置を講ずること。

ア 地下通路、屋上連絡通路等による安全通路を確保し、ETCレーンを横切ることなく異常箇所へ到達できるようにするとともに、柵等により、労働者がETCレーンに容易に立ち入れないようにする設備的措置を実施すること。

イ 設備の構造上の制約等により、アによる措置が実施困難な場合、アイランドからETCレーンに立ち入る際に、①信号、誘導表示等をブース内で切り替え可能とするとともに、②遠隔操作等により当該ETCレーンの車両の通行を物理的に遮断できる設備的対策を講じること。

ウ ア又はイの措置を実施した上で、ETCに異常が発生した場合の対処等のためのマニュアルを整備するとともに、安全教育を実施し、収受員に周知徹底すること。

(2) (1)の措置が直ちに実施できない場合は、年次計画を作成し、(1)の措置を実施できる時期を明確にした上で計画的に実施すること。その上で、(1)の措置が実施されるまでの間、以下の対策を実施すること。

ア アイランドからETCレーンに立ち入る際に、信号を赤信号へ、誘導表示内容を「閉鎖」等に切り替えること。

イ アイランドからETCレーンに立ち入れる箇所を限定した上で、当該箇所にそれを開放しなければETCレーンに立ち入れない横棒・ロープ等の設備的措置を講ずること。

ウ (1)ウのマニュアルに加え、(2)のア及びイの措置を講ずるための実施事項及びETCレーンを横切の際の注意事項を定めたマニュアルを整備するとともに、安全教育を実施し、収受員に周知徹底すること。

(3) 料金収受業務を外部業者に委託する場合

は、受託業者が(1)ウ及び(2)ウのマニュアル作成及び安全教育を適切に実施できるよう、受託業者に対し、資料の提供等必要な指導援助を行うこと。

高速道路会社等に対しては報告書の提出を求め、報告の内容を精査したところ、指示した対策の趣旨が十分に理解されていないこと等により、十分な対策が講じられていない事案が散見されたことから、2006年5月19日付けで(基安安発第0519001号)、対策について言及がないもの等報告内容について不備があるものについては当該箇所について再度報告を求める、十分な対策であるかどうか報告から判断ができないものについては、報告内容の確認、追加報告等を行うという指示がなされた。国土交通省に対しても、「措置を実施するに当たっての必要な指導及び料金徴収施設の設置に係る技術基準の見直し等」の実施を要請した。

この間、ハイウェー共闘等が提起してきた、料金収受受託会社ではなく設備を所有・管理する道路会社に、小手先の対策ではなく本質安全対策を講じさせるようにという要求の具体化の第一歩がとられたと評価してよいだろう。

しかし、対策への労働者一受託会社の料金収受員一自身の参加など、課題が残されていると同時に、これまで現場労働者の要求・提案を無視し続けてきた道路会社が対策を講じるようになったのは、労働者の犠牲が続いているからではないし、行政指導が始まったからというよりも、昨年9月25日に首都高速4号線新宿線初台料金所のETCレーンにおける死亡事故に対して司法捜査が始まったからだという指摘を重く受け止める必要がある。

書類送検を視野に入れた捜査が行われているということだが、司直の手がゆるめば再び対策が後退しかねないという事実も踏まえて、東京労働局、厚生労働省の厳正な対処を望みたい。この問題は、9月1日に行われる東京労働安全衛生センターの東京労働局交渉でも取り上げられる予定である。

先の労働安全衛生法改正で、「製造業の元方事業者による作業間の連絡調整の実施」が規定されたが、直接の利用者が、より優先順位の高い

発生源対策や工学的対策を講じることができない場合の、元方事業者や設備所有者の責任をより明確にする立法措置が必要である。

夏休みのアスベスト除去工事

ばく露防止対策徹底を指示

本誌発行の時点ではすでに過去形だが、今年の夏休みを利用して学校等におけるアスベストの除去作業が集中して行われることが予想される。ずさんな工事によるアスベストの飛散と労働者、住民、生徒等の曝露が懸念されるなかで、6月30日には佐渡の両津小学校の事件が発生した。

この問題も当然、今回の交渉の焦点のひとつとなった。詳しいやり取りは27頁以下を参照していただきたいが、交渉後、7月25日付けで、以下のような「建築物等の解体等の作業におけるアスベストばく露防止対策の徹底について」(基安化発第0725001号) 通達された。私たちの提起と比較すると十分とはいえないが、タイミングとしては悪くなかったと感じている。

しかし、佐渡の事件で最悪なのは、曝露した子どもたちにレントゲン写真撮影を行ったことだったが、この点に関しては、「労働基準行政としては口を出せない」という、縦割り行政の弊害丸出しの対応にとどまっている。

× × ×

標記については、かねてより石綿障害予防規則等に基づきその徹底を図っているところであるが、本年6月30日、新潟労働局管内の小学校において、吹付けアスベストの除去作業中にアスベストを含む粉じんが作業場外に漏洩し、付近にいた児童等がその粉じんを吸入したと思われる事案が発生したところである。

本事案の概要は、別紙のとおりであるが、作業場所からのアスベストの漏洩は、労働者のばく露だけでなく、当該建築物の利用者や一般公衆にも影響を及ぼすおそれがあるものである。

については、今後、学校施設においては、夏休み等を利用し、吹付けアスベストの除去作業が集中



サンドブラスト機メーカー担当者もアスベスト除去工事には使うなと警告
NHKニュースから

的に行われることが予想されることから、下記事項について、関係団体に対し周知するとともに、計画届又は作業届の審査、監督指導及び個別指導の実施に当たっては、石綿障害予防規則に定める措置のほか、下記事項にも留意のうえ、事業者に対する適切な指導に遺憾なきを期されたい。

- 1 石綿障害予防規則第6条に基づく隔離については、シートが破れたり接着テープがはがれたりすることのないよう、また、作業場所について建築物の構造上外部に通じる隙間がないかどうか目視、設計図書等により事前に確認し、さらに作業場所を負圧に維持すること等により外部にアスベストが漏洩することのないよう確実な措置を講じること。
- 2 サンドブラスト機は発じんが多く、また、作業場所を加圧させるものであることからアスベストの除去作業では使用を避けること。他の方法で除去することが困難な場合等やむを得ず使用する場合は、大量の粉じんが発生すること、作業場所が加圧されることを念頭に入れ、適切な除じん装置の選定、フィルターの点検及び交換頻度の設定を行い、作業場所の負圧状態を維持すること。

また、シートの養生の状況についても点検回数を増やすこと、接着テープの接着力の確保等により、アスベストが漏洩することのないよう確実な措置を講じること。

- 3 石綿作業主任者等が除じん装置の正常な稼

働状況や作業場所の負圧状態を監視する体制を確立すること。

- 4 漏洩事案が発生した場合には、直ちに漏洩箇所周辺を立ち入り禁止にする等、関係労働者及び第三者がアスベストにばく露することを回避するため必要な措置を講じること。
- 5 石綿ばく露防止対策等の実施内容を建物の利用者等が見やすい場所に掲示すること。

（別紙）新潟局管内の小学校で発生した アスベスト漏洩事案について

1 発生状況

小学校校舎階段をビニールシートで隔離し、サンドブラスト機を使用してアスベスト除去工事を行っていたところ、負圧除じん装置のフィルターの目詰まりにより、同装置の能力が低下し、作業場所内が加圧状態となり、ビニールシートの接着部の疲労等により生じた隙間（幅1cm、長さ15cm）から、アスベストを含む粉じんが作業場所外部に漏洩したものである。

2 発生原因

- (1) 負圧除じん装置の負圧による引っ張り、セキュリティゾーンと作業場所の間の労働者の出入りによる外力が、ビニールシートの接続部にかかったことにより、接続部の粘着テープがはがれ、当該ビニールシートに隙間が生じたこと。
- (2) 負圧除じん装置について、性能に応じた適切なフィルターの交換を行っておらず、同装置の能力低下をきたし、サンドブラスト機使用により作業場所内が加圧状態になったこと。
- (3) 負圧除じん装置の異常を知らせる警告ランプが、作業場所から離れた場所にあり、常に確認できる状態となっていなかったため、除じん装置の異常に気付くのが遅れ、加圧状態で作業を続けたこと。

石綿曝露者の健康管理対策

管理手帳制度の改善急げ

クボタ・ショック以来、関係閣僚会合の「当面の対

応」にも掲げられながら、なかなか具体化されていない課題のひとつが、「健康管理手帳制度の見直し」である。石綿対策全国連絡会議は、①交付対象者をハイリスク作業に3か月以上従事した者に拡大、②「常時従事」も撤廃するとともに、③本人の申請によらず事業者の責任で交付手続をするようにし、④上記を過去の離・退職者についても遡及適用すること。また、⑤手帳所持者が無料で健診を受けることのできる医療機関を全ての医療機関に拡大すること等—とりわけ、今後最もリスクが高い建設労働者をはじめとした、既存アスベストの除去・廃棄等の作業に従事する労働者がカバーされ、確実に健康管理手帳の交付を受けられるようにすることが重要と訴えてきた。

一方で、関係企業に対して、「石綿取扱い作業等に従事していた退職者を把握し、当該把握された退職者（健康管理手帳所持者を除く）に対する石綿健康診断の速やかな実施に努めるよう、要請を行う」（平成17年7月15日付け基発第0715001号「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応について」）ということが行われてきた。

さらに今年度、「石綿業務に従事した離職者に対する特別健康診断事業」を実施するという。これは、「事業場の倒産等の理由により、旧事業者による健康診断を受診できない離職者に対し、無料で健康診断を実施する」ものとされる。7月18日から2007年3月31日までの間、健診実施予定人員28,423人（推計、予定経費約2億円）ということで競争入札が行われており、近く発表される予定である。

離退職者の健康管理対策は、健康管理手帳制度の改善が本筋という議論を行った。クボタ・ショック以降のアスベスト問題への関心の高まりや上記健康診断の実施等によって増えているとはいえ、手帳所持者は2005年末時点で2,070人、年度末時点でも4千人強にとどまっている。中皮腫だけで毎年約千人死亡しているなかで、健康管理制度の対象者数がこれではお話にならない。本来、世界保健機関（WHO）の政策文書案にも盛り込まれているように、「過去及び／または現在アスベストに曝露した／する人々の登録制度」（70頁参照）を含めた健康管理制度が確立されるべきなのであって、

健康管理手帳制度の改善は迅速かつ徹底的になされるべきである。

住民等曝露者の健康管理

企業・自治体まかせ続く

実は、労働者以外の曝露者に対する健康管理対策も、具体策が示されないままにきている。

「住民に対する健康管理」を検討した厚生労働省の石綿に関する健康管理等専門家会議は、2006年2月24日に報告書をまとめて作業を終えているが、「石綿曝露に関する健康管理の考え方と手法」、及び、「今後更に進めていく対策」として、①中皮腫登録のあり方の検討、②石綿含有建材等からの飛散状況の把握、③石綿関連疾患を的確に診断できる医療従事者の養成、研修を提言したものの、いつ誰がどのような健康管理体制を確立すべきかについてはふれられていない（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/02/h0224-1.html>）。

この間行われてきたのは、一部の地方自治体や企業による自主的な健診等だけであって、継続されるのかどうかの保証も全くない。厚生労働省は、2005年9月16日付けで都道府県労働局に対して、管下で周辺住民等を対象とした健診を行っている企業から健診結果の報告を求めるよう依頼（報告のあった山形、埼玉、新潟、長野、岐阜、奈良、香川、大分局には10月5日付けで追加依頼）していることが、情報公開法に基づく開示請求によりわかった。この結果は、中間集計結果のみが、石綿に関する健康管理等専門家会議（9月28日の第4回、11月2日の第5回会合、自治体による）に報告されているが、情報公開により全国安全センターが独自に入手した、2006年3月27日時点の集計結果を次頁に掲げておく。

元従業員の有所見率等は2006年7月に公表された（財）労働者健康福祉機構の健診結果（別掲囲み参照）よりも高く、また、周辺住民で8名（内ブラック有4名）、家族で1名の石綿肺が報告され、「詳細不明のアスベスト関連疾患」もかなり多いなど、本来、石綿健康被害救済新法や健康管理制度検討

企業による健診結果 (H18.3.27現在、27社計)

	申し込 み数	1次検査			1次有 所見 率 B/A(%)	1次検 査時 正常 者数 A-B	2次精密検査					2次ASB 有所見率 D/(A- B+C)(%)	2次有所 見率 (D+E)/(A- B+C)(%)	集計した 企業数	
		検査終 了数	読影終 了数A	有所見 者数B			精密指 示数	精密終 了数C	精密後 正常	精密後 ASB所 見(D)	精密後 要観察 E				精密中
元従業員(常時)	2836	2401	2392	985	41.2	1407	971	820	72	746	2	53	33.5	33.6	18
出入り	529	432	432	95	22.0	337	82	82	13	64	5		15.3	16.5	8
※元従業員＋出入り	487	426	417	103	24.7	314	55	50	13	36	1	3	9.9	10.2	4
家族	305	239	237	60	25.3	177	58	49	19	25	5	4	11.1	13.3	9
周辺住民	2202	2056	2030	303	14.9	1727	289	256	109	94	53	20	4.7	7.4	10
計	6359	5554	5508	1546		3962	1455	1257	226	965	66	80			

※要観察の内訳については情報がなく、ASB関連かどうか不明

※元従業員＋出入り：元従業員と出入り業者を区別せずに集計してきた4社の計

※1次検査時にASB所見が明らかで
精密をしていない症例も、精密後ASB
ありの数に加えている。

	ASB 計(人)	所見あり		疾患名 あり	中皮腫	肺癌	石綿肺		じん肺		良性石綿 胸水	びまん 性胸膜 肥厚	＋アラーク	
		胸膜プ ラーク	不整形 陰影		＋アラーク	＋アラーク	＋アラーク	＋アラーク	＋アラーク	＋アラーク				
元従業員(常時)	746	577	22	118	2	6	2	63	12	32	18	2	2	1
出入り	64	44	4	7				7	6					
元従業員＋出入り	36	31		6	1			4	3	1				
家族	25	21		3				1				1		
周辺住民	94	63	1	21		2	1	8	4					
計	965	736	27	155	3	8	3	83	25	33	18	3	1	2
(合計のうち疑い数)		26	4	2		2	1	54	4	7	3		1	

※ASB計には肺結核、その他は含めず
※中皮腫、肺がん、じん肺にはプラークを伴わないものもあるが、暫定的にASB(疑)として計上
※各所見・疾患名についての診断精度は未確認

肺内小結節	肺線維症	円形無気肺	詳細不明のASB	肺結核	その他			
+ブラーク	+ブラーク	+ブラーク						
3	3			64	1	6		
				4				
						1		
1	1			0				
2	2	6	6	2	1	5	2	
6	6	6	6	2	1	73	1	9
	1			2				

情報公開法に基づく開示請求により全国安全センターが
入手した厚生労働省資料

石綿(アスベスト)関連疾患健康診断の実施結果

— 平成17年9月1日～平成18年3月31日 (7月12日発表) —

- 1 独立行政法人労働者健康福祉機構(理事長 伊藤庄平。以下「機構」という。)はアスベスト関連疾患に係る健康相談、健康診断、診療を行うとともに、アスベスト関連疾患に係る症例の収集を行う医療機関として、平成17年9月1日、全国22の労災病院にアスベスト疾患センター(平成18年6月1日現在、24センター。そのうち全国7ブロックの拠点となる7センターをブロックセンターと位置づけている)を設置しています。今般、アスベスト疾患センターにおいて実施しました「石綿(アスベスト)関連疾患健康診断結果(平成17年9月1日から平成18年3月31日まで)」を取りまとめました。(同センターを設置していない労災病院において実施したものも含む。)
- 2 今回の健診結果は、石綿ばく露の可能性がある受診者数15,169人のうち、職業歴等から石綿(アスベスト)ばく露があったと判断された13,678人について胸部X線・CT検査によって得られたものです。その結果、何らかの医学的所見があった者(有所見者)は2,428人、有所見率は17.8%(ばく露があったと判断された者のうち、有所見者の占める割合)となりました。なお、所見の内訳は次のとおりです。
 - 1 悪性腫瘍は、肺がん10例、中皮腫3例併せて13例(0.1%)
 - 2 石綿高濃度ばく露によって発生する石綿肺は、116例(0.8%)
 - 3 肺側の胸膜の病変で、壁側の胸膜との癒着を伴う、びまん性胸膜肥厚は、24例(0.2%)
 - 4 石綿ばく露によって生ずる非悪性の胸水である良性石綿胸水は、7例(0.1%)
 - 5 石綿低濃度ばく露でも発生し、石綿ばく露の指標となる胸膜プラークは、2,268例(16.6%)
- 3 アスベスト関連疾患健康診断で肺がんが10例、中皮腫が3例、発見されましたが、上記の結果を踏まえ、機構として、引き続き同健康診断に積極的に取り組んでいくとともに、治療のみならず、アスベスト関連疾患に係る研究の実施、他の医療機関に対する診断及び治療技術の普及を図るための研修会の実施等、様々な取組を引き続き実施していくこととしています。

し、10年間の合計死亡者数のみのデータである。

6月29日付け毎日新聞(大阪本社版)は、以下のよう
に報じている。

「奈良県北西部の王寺、斑鳩、三郷、平群の4町
で、アスベスト(石綿)が原因で発症するとされる中
皮腫による死亡者数が、2001～04年にかけて全国
平均の4.7倍に達していることが、岡山大学院医
歯薬学総合研究科の頼藤貴志医師らの調査でわ
かった。この地域には大手建材メーカー『ニチアス』
王寺工場(王寺町)と子会社の竜田工業(斑鳩町)
があり、関連性が指摘されている。

調査は、2000年度の国勢調査人口と中皮腫の死
亡者数などから、全国の平均死亡率を算出。それ
をもとに算出、推定した4町の死者想定は2.58人だ
ったが、実際には4.7倍の12人が死亡していた。

男女別では男性が4.0倍だったのに対し、女性が
6.5倍と高い数値を示していたことから、仕事以外で
石綿に触れた周辺住民の可能性が高いという。これ
までに、ニチアス王寺工場と竜田工業の周辺住
民計65人から石綿を吸ってできる病変『胸膜肥厚
斑』が確認されている。頼藤医師は『工場周辺で
石綿の健康被害が広がっている疑いが高い。国な
どによるより詳細な調査が必要だ』と話している。」

人口動態統計による毎年の中皮腫死亡数として
は、都道府県・政令指定都市別のデータ(男女別・5
歳年齢階級別)は作成されているものの、統計法の
目的外使用の申請をして総務大臣の承認を得ない
限り、市区町村別のデータを抽出したり、調査票を
使用することができない仕組みになっている(前掲の
調査研究や自治体もこの手続を行っている)。

「市区町村別の中皮腫死亡者数」は、年別、男
女別、年齢階級別等のデータが入手できれば、地域
ごとに奈良県の4町と同様の検討を行うことので
きる重要な情報であり、系統的に情報が提供され
る体制を、中皮腫登録制度とともに確立すべきで
ある。

労災認定事業場一覧表の公表

拒否ではないが重い腰

アスベスト関連の情報でもうひとつ重要なのが、

労災補償や新法による救済に係る情報である。

実は、5月30日に「石綿による肺がんおよび中
皮腫に係る労災請求・補償状況(平成17年度)」(7
月号参照)が公表されたのを受けて、6月2日に厚
生労働大臣・職業病認定対策室長宛てに、『「石
綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」の
公表継続等に関する緊急要請」を送った。

× × ×

1. 平成17年度以降分についても、「石綿ばく露
作業に係る労災認定事業場一覧表」を公表さ
れたい。
2. 平成16年度分以前の「石綿ばく露作業に係
る労災認定事業場一覧表」において、「未公
表」とされた事業場に関する情報の開示をすす
めること。
3. 「事業場不明」とされていたものでその後判
明したものの情報追加や訂正等を随時行って、
たえず最新の一覧表を閲覧することができるよ
うに維持管理すること。
4. 石綿健康被害救済法による「特別遺族給付
金」の支給を決定した事例に係る「事業場一覧
表」も同様に公表するとともに、前項の「最新
の一覧表」にその情報を含めること。
5. 労災認定事例及び「特別遺族給付金」支給
決定事例とも、疾病別・男女別・死亡(発症)年
度別データを公表すること。
6. 石綿健康被害救済法による「救済給付」を担
当する環境再生保全機構・環境省、労災保険以
外の労災補償制度の実施機関等に対しても、上
記と同様の措置を講じるよう働きかけること。

【要請の理由】

A. 公表の必要性は、「アスベスト問題に関する
関係閣僚による会合」が「国民への積極的な
情報提供」を掲げ、また、厚生労働省が昨年自
ら当該一覧表公表の趣旨にて明らかにしたと
おり。すなわち、

「労災認定事業場を公表する趣旨は、

- (1) 公表対象事業場でこれまで業務に従事し
たことがある方に対し、石綿ばく露作業に従事
した可能性があることを注意喚起する

- (2) 周辺住民の不安等の社会的関心が高まる中で「周辺住民」となるか否かの確認に役立ててもらおう
 - (3) 関係省庁及び地方公共団体等における石綿被害対策の取組みに役立ててもらおうという観点から有益な情報を広く国民に提供することが重要であり、労災認定事業場一覧表は、そのための情報として欠くことができないものであると判断したためである。」
- B. 石綿健康被害救済新法の施行により、前項の必要性が低下したとは全く言えず、むしろさらにその必要性が高まったと言える。新法は文字どおり発症した被害者を個別に救済するのみで予防対策の視点はない。一方、12月27日「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」で決定された「アスベスト問題に係る総合対策」において、健康相談・健康管理手帳交付等の対応がうたわれているが、これもアスベストばく露者のうち、何らかの関連疾病を既に発症した者、または自らがアスベストばく露したと自覚している者への対応窓口を広げただけに過ぎない。直接雇用されていた労働者など、アスベスト関連企業からの接触が可能な労働者については予防と療養の道が開ける可能性があるが、末端の下請け労働者やその家族、または周辺住民にとってその機会は限られており、情報の提供が必要である。
- C. 全国安全センターが3月20日から22日の3日間行なったホットラインでは805件の相談があり、その中には労災認定事業場名が公表されたからこそ、過去に仕事で出入りしていたこととの関連を自覚したケースもあった。過去の職歴や居住歴と、アスベスト関連事業場との接点を知るか否かは、アスベストばく露者と、行政や企業の用意した窓口または医療予防等への「距離」に直接影響する。
- D. 厚生労働省は、通例毎年8月はじめに、アスベスト疾患を含む業務上疾病の労災補償について個別事例を報告させるため「業務上疾病の労災補償状況調査について」と題する通達を各都道府県労働局に発し、9月中旬を締切として報告させている。ところが、2005年度(平成17

年度)は、6月28日(クボタ・ショックの前日)に「業務上疾病の労災補償状況調査について」(基労補発第0628001号通達)を発している。以後、7月22日には「石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定事業場リストの公表に当たっての事前通告について」(基労補発第0722001号通達)を発し、翌週7月29日第1回目の「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」公表に至っている。今年度の調査報告の指示にあたって要請事項を反映させることが、本緊急要請の趣旨でもある。今般のアスベスト問題により各労働基準監督署職員も対応のスキルを向上させ、報告の完成度も向上しているはずであるから、通達を発して1か月程度で一覧表公表は可能であろうと判断している。

- E. 一般に個別事業場情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条2号の不開示情報であるが、当該石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表等は、同号ただし書き「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」に該当する情報であり、あるいは、同法第7条「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」に該当する公益上の理由による裁量的開示情報でもあり、すでに公表している実態を含め、公表について何の問題も生じない。
- F. クボタが把握する旧神崎工場労働者についてみても、新法による「特別遺族給付金」を申請した12件を含めて、2004年度末に比べて2005年度末に把握できた死亡者数が75人から105人へと30人も増加している。このような変化をたえず反映させた最新の情報が公表されるべきである。
- G. 要請事項の5及び6は、「隙間のない救済」が実現できているかどうかを検証するために必要な情報の開示に関する要請である。「中皮腫登録」や「がん登録」がいまだ整備されていないわが国の現状においては、発症数で検証すること

は困難であるが、年度別・男女別の死亡者数が「人口動態統計」によって把握することのできる中皮腫死亡事例について、関連するすべての補償・救済制度の情報を突き合わせて検証することがもっとも重要になってくる。

事前に職業病認定対策室長から、Cの一覧表を見ての相談がどれくらいあったのか等の問い合わせもあったりしたのだが、交渉時の回答は、「効果や及ぼす影響等を十分考慮し、慎重に検討したい」という内容にとどまった。進んで実行する気はない。拒否ではないのだが、重い腰を動かすためにはもうひと工夫いるようだ。

続発性気管支炎の認定

胸部CT検査指示は不適切

じん肺、とくに続発性気管支炎の合併症の認定をめぐるトラブルも相変わらず後を絶たない。

「続発性気管支炎の診断のためだけに胸部CT検査を指示するのは不適切」という、当然の回答がなされている。しかし、そのようなおかしい指示が現に出されていて、もし不適切な検査命令が出された場合には、「検査命令は行政処分に当たるので、不服審査をするのもひとつの手か（と思う）」などという、都道府県労働局長名で出される命令に対する厚生労働省のアドバイス?までなされるといふ状況を何とか変えていかなければならない。

振動障害の検査指針検討会報告

認定・療養体系改悪に反対

2006年3月13日付け基労補発第0313001号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」は、次のようにしている。

「振動障害に係る検査手技等については、安全でより客観的な検査体系の確立を目的として、平成17年7月から『振動障害の検査指針検討会』を開催し医学専門家による検討を進めてきたところ

であるが、平成18年度内にも検討会報告書が取りまとめられる予定である。

今後、当該報告書を踏まえ、振動障害に係る検査項目及び検査手技の見直しを行う予定であり、これに伴い通達等が発出された際には、事業主団体、労働組合等の関係団体及び医療機関に対する周知を図るなどにより、振動障害に係る労災請求事案の適切な事務処理が図られるよう努めること。」

公表された検討会報告書 (<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/03/s0301-3.html>) の内容に加え、「長期療養者」の打ち切りと新規労災認定の抑制を進めてきた行政の姿勢から、これをてこにして振動障害の労災認定、療養の体系が大幅に改悪されるのではないかという危惧が関係者の間に高まっている。

交渉の場でのやり取りは記録を参照していただきたいが、森林労連や労働者住民医療機関連絡会議なども厚生労働省に働きかけているところであり、引き続き協力して取り組んでいくことにしている。

労働保険審査会

審理調書の送付実現へ

今回は、労働保険審査会事務室とのやりとりを30分確保して行った。

審査の長期化や不透明性等、従来からの問題も多々あるが、今回は、情報公開推進局の裁決書の開示請求に対して非開示部分の墨塗り作業等が膨大になるのと「泣き」が入ったこともあって、裁決内容の公表も取り上げられている。

審理調書は、請求人本人が、または代理人を立てて労働保険審査会に出向き閲覧するか、1日間に限って写しを貸し出すという現状の改善を要望し続けてきたが、ようやく、写しを請求人に送りまた送り返すというかたちにする方向で検討しているという回答がなされた。

紹介しきれない課題も多いので、次頁以下の交渉記録も参照していただきたい。



労働安全衛生・労災補償に関する 要望書及び交渉の記録

2006年度厚生労働省交渉

A. 全般的事項について

1. 地方労働行政機関における金銭の汚職追放について

近年、明らかになった地方労働局における不正経理や裏金作りについて、事件詳細を明らかにするとともに、厚生労働省としてどこに問題があり、どういう改善措置をとったのか説明されたい。

【労働基準局地方課】

会計検査院から報告されている平成16年度決算検査報告において不当事項として掲げられているものが、6労働局について、件数でいうと3,261件、金額でいうと7,800万円の不正支出が指摘されているところ。検査院から指摘された内容としては、例えば、物品購入において、納品されたものと請求書の品目が違っていったとか、航空機を利用した出張において、実際にはパック旅行を利用して出張し、支給された旅費と差額が適正に清算されていないものなどがあった。これらの指摘を受け、昨(2005)年11月8日付けで、全国で1,083名の職員の処分を行った。

当然ながら今後二度とこういった不正経理が生じないように再発防止を徹底するということが、再発防止策としては、「不正経理事案の再発防止等について」、それから「会計経理事務の適正な執行について」といった通達を発出している。この内容について、労働局の幹部、管理者だけではなく、全職員に十分に認識させて、公務員倫理の徹底、綱紀の保

持、会計法令に基づく適正な経理事務の徹底等をはじめとする適切な再発防止に万全を期すよう指示したところである。

厚生労働省においても、例えば予算配布の見直しとか、労働局に対する内部監査の強化等の再発防止策を講じたところであり、今後万が一にもそういう不正経理を実行した当事者、それを指示した者についても、懲戒免職を原則として、厳正に処分してまいりたいと思っている。

【飯田・東京安全センター事務局長】

1,083件の中には懲戒免職も含まれているのか。

【労働基準局地方課】

はい。

【飯田・東京安全センター事務局長】

この間地方局における不祥事が目立つようになっている。これについて、どのようにお考えか。構造的な問題かどうかということの認識はいかがか。

【天明・全国安全センター議長】

再発防止とは誰もが言うことであって、実際に皆さんのなかでどのような議論をして、どのようにしようとしているか。

【労働基準局地方課】

いままで労働局に対する内部監査は、おおむね2年に1回くらいでしかなかったものを毎年行ってチェック体制を強化するとか…

【天明・全国安全センター議長】

労働安全衛生マネジメントシステムのように、今年よりも来年、来年よりも再来年の方がこれだけ改善されたと、スパイラル・アップしていくことが私たちにもわかるように、この問題でも取り組んでもらいたい。

2. 「委託研究等」について

近年、石綿関連の安全衛生等に関してどのような委託研究が行われたのか明らかにされたい。また、それらの成果物（報告書）の有無を明らかにされたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

平成17年に3年計画で「石綿含有建材の解体工事現場で作業する労働者の石綿曝露状況の評価に関する研究」というのを厚生科学研究費で行っている。平成17年度の間報告については、すでに国会図書館への納品の手続をすすめており、近日公開されることになっている。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

直接石綿関連というわけではなく、なおかつ委託研究というのではないが、以前にホームページで「アスベストに関する研究結果一覧」というのを outs させていただき、その中で平成14年に「肺がんを併発するじん肺の健康管理に関する検討会」というのがあり、その内容についてはホームページに掲載している。あと昨年から、「石綿に関する健康管理等専門家会議」を開催しており、その内容についても報告書とか議事録については、今年2月24日付けでホームページに掲載している。

3. 「厚生労働省における行政情報の実施方針」について

「法令等の解釈、運用の指針等に関する」通達 は公開するという方針が明定・公表されているにもかかわらず、労働基準局関係ではほとんど実行にうつされておらず、この交渉の場で「来年は改善していきたい」という回答が繰り返されてきた。やる気がないのではないかとしか考えられないのだが、

ということなのか説明されたい。（総務課なりで労働基準局としての方針が確認できればそれでよいが、そうでなければ、安全衛生部、労災補償部、その他関連する課の各々の回答を求める。）

【労働基準局総務課】

総務課としては、法令を直接所管していないということもあり、具体的な内容については把握していないが、一般的な話でさせていただければ、各部課で法令改正とか行った際に、適宜そういうタイミングで行っていくべきことではないかと考えている。

【古谷・全国安全センター事務局長】

労働基準局としての回答はないのか。

【労働基準局総務課】

基準局を代表して、総務課として回答させていただいたもの。個別的に何かあるということであれば、それぞれの課の方から回答させていただく。

【古谷・全国安全センター事務局長】

意味不明。総務課は、法令を所管していないからわからないとしか答えていない。

【労働基準局総務課】

法令を所管していないのは事実だが、一般的に、公開できるものは公開していくという趣旨だと思う。

【古谷・全国安全センター事務局長】

「公開できるものは」などとは聞いていない。厚生労働省の方針は明確にされているのだから…実行しているという意味なのか？

【労働基準局総務課】

実行されているかどうかは、それぞれ所管課の方から回答させていただく。

【古谷・全国安全センター事務局長】

初めからそういう要請なのだから、回答せよ。

【労働基準局安全衛生部計画課】

改正安全衛生法が施行され、関連通達持多数出ているが、それらについては全部ホームページに掲載させていただいているし、要請文では「ほとんど実行されておらず」とあるが、われわれはあまりそういう認識は持ってい

ない。出せるものはすべて出していくという方向で、作業はしている。

【労働基準局労災補償部労災管理課】

最近で言えば、石綿新法の関係で出した通達などはホームページに掲載しているし、古いものでも、出すべきものとして、例えば通達で言うと労働福祉事業関係の通達なども、もとは古いものでも最近掲載したもの等あり、順次見直し、必要に応じて掲載していくという方向でやっている。

【天明・全国安全センター議長】

「出せるものと出せないもの」というが、その基準があるのか。

【労働基準局総務課】

一般的にこちらの関係はすべて出す方向でやっており、監督署の内部基準の関係などでは出せないものもあるが、一般的な法令の解釈の関係であるとかは、出す出さないという基準はないし、情報公開で開示請求があれば、不開示事項に該当するものがなければ全部オープンという話ですから。事務手続が遅れるとか言うことはあるかもしれないが、基本的に全部オープンにするという方向でやっている。

【古谷・全国安全センター事務局長】

経過なしで答えられるから困るのだが、安全衛生部は、今回の労働安全衛生法改正についてはそういうふうにやっている。でも今までは、安全衛生情報センターの行政通達のコーナーで安全衛生関係の通達をかなり出すようになってきたが、肝心の厚生労働省の法令等データベースでは出せてなくてすみません、できるだけそちらでも掲載していくようになります、というのがこれまでの回答。

【労働基準局安全衛生部計画課】

まあ…順次、やっています。

【古谷・全国安全センター事務局長】

毎年言っているように、厚生労働省ホームページの法令等データベースを検索してみたい。掲載されていないから、言っている。何年たっても改善されていないから、やる気が

ないのならそう言ってくれというのが、今年的重要文だ。

【労働基準局安全衛生部計画課】

やる気がないということではございませんが…まあ必要に応じて順次…。

【飯田・東京安全センター事務局長】

毎回繰り返し、要請事項冒頭の「全般的事項」にあげていて、はかばかしい進展がない。とくに労災補償関係については、変化がないという認識で出しているわけだ。そういう認識があるのか？

【古谷・全国安全センター事務局長】

黙ったまま時間を無駄遣いされたのではかなわない。ともかく法令等データベースを検索してみて、他の局と比較してみればよい。お話にならないから、改善しろ、改善しろと言っている。

【労働基準局総務課】

すみません。手元に資料がないので、この場でお答えというのは難しいんですけども…先ほどの回答のように、できることから順次ホームページに掲載していきたい。

【飯田・東京安全センター事務局長】

全国安全センターでは、情報公開推進局ホームページ (<http://www.joshrc.org/~open/>) 上で、開示請求手続等によって入手した行政通達等の情報を独自に公開している。本来であれば国がやるべきことだが、見たことはあるか。

【労働基準局総務課】

不勉強で、存在を知らなかった。（「知っている」という出席者あり。）

【飯田・東京安全センター事務局長】

数年来交渉を積み重ね、われわれなりの努力もしたうえでの話。省として公開という基本方針も明らかにしており、隠したってしょうがない。どうですか？

【労働基準局総務課】

全くそのとおり。

【飯田・東京安全センター事務局長】

では、なぜそれができていないのか。

【労働基準局総務課】

ですから新しく発出した通達などは、次第に掲載されるように順次手続をとっている。古いものについてはたしかに載っていないものもあるかもしれないが、それは、過去の紙媒体のものを打ち直したりとかいうこともあるので、すべてのものを一編に網羅的にというのは難しいところもあると思うが、そういうもの—これは全く例年と同じ回答だと思うが—順次、改善していきたい。少なくとも新しいものについては、順次載つるように、われわれ努力しているつもりです。

※返答のないやりとりを大幅削除

記録のために2006年8月1日現在の法令等データベースに掲載されている通達数

- ・労働基準法…66件
- ・労働安全衛生法…144件
- ・労災補償保険法…66件
- ・石綿健康被害救済法…1件

4. 審査基準と標準処理期間について

(1) 労働基準行政における監督関係、安全衛生関係、労災補償関係に係る申請に対する処分について、別添資料（省略）のような処分内容、根拠条文、審査基準、判断基準となる法令、標準処理期間等を記載した一覧を明らかにすること。

(2) 上記一覧をホームページ等で公開し、だれでも確認できるようにすること。

【労働基準局総務課】

基本的な考え方は同じなので、まとめて答えさせていただく。別添資料をいただいているが、そのような一覧表は作っていないが、基本的にはホームページの方で「電子申請・届出（システム）」で、各申請手続の説明のなかで、標準処理期間とか根拠条文というものを掲載している。一覧というかたちになっていないが、それで要請の趣旨としては足り



B. 労働安全衛生関係

1. 労働安全衛生マネジメントシステムについて

(1) 2004年の要請では、「事業者のとるべきリスク管理（対策）の原則」として、①発生源対策、②伝播経路対策、③個人保護対策という「三つのレベルと優先順位」を明示すべきという要請に対して、安全課から、「それは衛生面の話だと思うので、安全の分野ではマッチしない」という回答がなされ、衛生関係の部署からの回答は得られなかった。今回、リスクアセスメント指針（危険性又は有害性等の調査等に関する指針）において、「リスク低減措置の検討・実施」に関して、安全と衛生を区別せずに、①設計・計画段階（発生源）対策、②工学的対策、③管理的対策、④個人用保護具の使用とかたちで「レベルと優先順位」を明示し、「合理的に実現可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施することにより『合理的に実現可能な程度に低い』（ALARP）レベルにまで適切にリスクを低減する

」という原則が示された。個人用保護具使用の措置によってより優先順位の高い「措置の代替を図ってはならない」という考え方も明示されている。このような原則が明示されたことは、（世界常識からみれば当然とは言え）わが国においては画期的なことであると受け止めている。指針に示された「リスク低減措置」の考え方は、安全と衛生を問わない普遍の原則であることを再確認されたい。

【労働基準局安全衛生部安全課】

ご指摘の点については、優先順位を付けて、可能な限り高い優先順位の高い措置を講じること、個人用保護具については、上位の対策を講じたうえでなお低減できないリスクに対応するためのものであるということ、指針上明確にしたところである。

「安全と衛生を問わない普遍の原則であることを再確認されたい」という要請だが、こ

の考え方は、安全面に限定したものではなく、衛生面にも共通する考え方である。それを指針で明確にしたということ。

- (2) 実際に現場で行われているリスクアセスメントは、その手法や手続が精緻化・複雑化するばかりで、「見積もられたリスクによる優先度」が「低」＝「必要に応じてリスク低減措置を実施する」、あるいは、「当面特段の措置を必要としない」とされるとそこで止まってしまって、具体的な改善につながっていない場合が多い。労働安全衛生マネジメントシステム指針の第1条「目的」と結びつけた考え方を示し、促進すべきであると考えるのいかかが。すなわち、目的が、労働災害の防止にとどまるものではなく、労働者の健康の保持増進及び快適な職場環境の形成促進を含めた「継続的改善」にあることをより強調しつつ、そのような目的を踏まえて策定される安全衛生方針・目標に照らした「（改善）措置の検討・実施」を、リスクアセスメント指針のなかに位置づけることなどが考えられる。

【労働基準局安全衛生部安全課】

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針は、労働安全衛生規則第24条の2の規定に基づき、「事業場における安全衛生の水準の向上」を目的とする自主的活動のために必要なことを定めるものとして、指針として公表したものであり、指針の目的の中に、労働者の健康の保持増進ですとか快適な職場環境の形成促進を図り、安全衛生水準の向上に資する旨を規定している。

一方、リスクアセスメント指針については、安衛法28条の2の第1項に基づく措置。すなわち、事業場における危険性又は有害性等を調査して、その結果に基づいて、法令に定める措置ですとか、労働者の健康とか健康障害を防止するために必要な措置を講ずるといふ、努力義務として定められた事項を適切に実施するために公表したものですので、労働安全衛生マネジメントシステム指針とリスクアセスメント指針は、今ご説明したように、位置づ

けが明確に違うということでございまして、したがってリスクアセスメント指針の中にご指摘のように、マネジメントシステムの方の目的で規定しているような労働者の健康の保持増進とか快適な職場環境の形成促進の内容を前提とした措置の検討とか実施を位置づけるということは、現時点では考えておりません。

- (3) 労働安全衛生マネジメントシステム指針、リスクアセスメント指針の内容は、自主的な安全衛生活動促進のための指針という位置づけにとどまらずに、法令の条文に組み入れられるべきであると考えのいかかが。

【労働基準局安全衛生部安全課】

これらの指針の法的な位置づけの話であるが、今お示ししている指針のうち主要な事項というのは、今回の改正で法令に明記している。その他詳細事項をすべて法令に規定するということは現時点では考えていないが、今回公表している指針は、法令に基づいて大臣の告示なり公示という位置づけで公表しているもので、法令上の位置づけという意味では一定程度明確になっているのではないかと考えている。

【井上・全国安全センター顧問】

労働安全衛生マネジメントシステムは非常によいことだが、罰則があることだってやっていないのに、罰則がないことはなおやらないだろう。これをやらせるにはどうしたらよいか。ひとつは、これを専門にやる専門官を設けないといけない。いまの技官の方をもっと活用して、処遇も含めて、そして専門官でもつくってやらせる。それから、場合によっては、例えば安特の指定を1年やっても効き目がなかった事業場に対しては、労働局長が、安全衛生マネジメントシステムをとれということを勧告することでも、労働安全衛生法に書き込めばまた違ってくるだろう。でないと現在のところ、監督官にそこまで要求してもなかなかできない。

- (4) これも過去繰り返し要請してきたことではある

が、上記のような原則・アプローチに支えられた労働安全衛生を促進していくためには、労働者の参加が不可欠である。あらためて、①知る権利、②危険を避ける権利、③参加する権利、④教育・トレーニングを受ける権利を柱とした労働安全衛生に係る労働者及び労働者代表の権利を法律上明定されたい。

【労働基準局安全衛生部安全課】

担当が来ていない

2. 高速道路のETCレーンにおける労災防止、安全対策について

労働基準局安全衛生部は、2005年12月7日、「全国の高速道路会社等に対するETCレーンにおける労働災害防止の徹底について一料金収受員の労働災害防止のための設備的な安全対策について指導」を各地方労働局長に通知した。これによれば、2005年12月21日までに管内の高速道路会社等に対し、ETCレーンにおける労働災害防止のための設備的な安全対策等の実施を指導し、措置内容を報告することになっていた。しかるに、本年6月8日、中央道八王子料金所でまたしてもETC横断中の収受員がはねられ死亡するという災害が発生している。各地方労働局で実施した指導及び報告内容について明らかにすること。

【労働基準局安全衛生部安全課】

ご指摘のように、通達に基づいて各都道府県労働局に対して指示を行い、指導を行った。その結果、各道路会社もしくは道路公社から報告は受けているという状況である。

通達においては、道路会社とか道路公社に対して、計画的に種々の措置を講じるよう指示をしている。その計画に基づいて措置を順次実施していただくことにしているのだが、その内容について引き続き継続的に各局署で指導を行っているところ。

ただ、報告のあった中にやはり必ずしも十分と言えるような内容でないものもあったので、それについては各局にもう一回指示をして、不十分なものについては、追加的に指導をするようにしているところである。

個々の高速道路会社等に対しての指導内容や報告の内容は、守秘義務の観点から公表することは考えていないが、報告内容を取りまとめた結果、また、こういうところが問題なのでこういうことをやれと追加的に指示した内容は、お示しすることは可能なので、ご要望があればあとでお渡ししたい。

【栄谷・ハイウェイ共闘会議】

(本省通達を踏まえて) 去年12月7日に東京労働局長から各道路管理会社に出した指導文書は承知している。まず事実関係の確認として、お聞きしたい。前文に、「平成14年度以降4人が死亡し、20人が負傷している」と書いてあるが、ETCの本格的運行が始まったのは平成13年4月。なぜ平成14年度からにしたのかということと、死亡者は間違いないと思うが、20人の負傷者とは、どういうものを対象とした数字か。労災申請をした人か。ちなみに首都高では、20事業所あるうち、ハイウェイ共闘としては8事業所を把握しているが、このなかだけでも負傷者が10数件ある。

【労働基準局安全衛生部安全課】

まず負傷者数だが、これは、ETCレーンを横断中に通行車両にひかれたとか衝突されたというケースについて、私どもの方で詳細に把握できない—死亡災害については把握できるのだが—休業災害については、業種名や事業所名が受託している労働者であるためになかなか把握するのが困難なので、国土交通省に問い合わせをして、発生状況についてこういうかたちで…

【栄谷・ハイウェイ共闘会議】

そうすると、横断中の負傷だけということか。

【労働基準局安全衛生部安全課】

はい。

【栄谷・ハイウェイ共闘会議】

ETCのトラブルは、横断中のことだけではない。

【労働基準局安全衛生部安全課】

今回出したものは、収受員の方が、稼働しているETCレーンを横断したり、作業したりし

ているときに…

【栄谷・ハイウェー共闘会議】

だから、横断中だけでなく、作業しているときなどの負傷者も把握する必要がある。

指導文書に対する各道路会社の回答がこれで十分とは考えていない、今後もしいろいろ把握して安全対策も追加して考えていくと言われている。負傷者の実態も把握できなくて、考えていけるのか。なぜ、追加的に考えていくとしているのか。

【労働基準局安全衛生部安全課】

私どもの出した通達では、基本的なスタンスとして、ETCレーンはノンストップで車両が通過するわけで、稼働しているETCレーンに立ち入ること自体が危険であると。立ち入ること自体にリスクがあるわけだから、立ち入らなければいいということになる。そういう観点で、立ち入らないための対策をやる…

【栄谷・ハイウェー共闘会議】

私たちは、ETCが運用開始して以来5年間、立ち入らない、(立ち入って)作業をしない、いろいろ安全対策を提案してきたことを一切やらしてもらえずに、こういう指導が出た後も6月8日に八王子でまた死亡事故が起きた。

いまの時点でも収受員の方はまだ、いまやっていることでも「怖い」と言っている。一番大きいことは、ETCレーンのスピード抑制がほとんど効果が出ていないということ。スピード抑制のことを指導できないのか。これは道路交通法上の問題ではない。道路整備特別法の中の通行保護のなかでうたっていること。国土交通省に同時に安全対策についてという手引きを出してますよね(「はい、出しています」の声)。国土交通省にもそういう要請をすべきではなかったのか。

去年の10月1日より前は、20kmの減速走行だったが、いまはETCレーンは、徐行。30万円以下の罰金になったが、実態はどうか。20kmもない、普通で30、40、70、80もめずらしくない。バックミラーとか、いろいろな施設にぶつかっている。たまたま収受員の怪我はなかつ

たとしても、減っていない。そういうことをしっかり把握していただきたい。だから、負傷者20人という数字にこだわっている。

【労働基準局安全衛生部安全課】

もっとあるということは。よくトラックなどが暴走してブースに突っ込んだということなども含めると…

【栄谷・ハイウェー共闘会議】

人身事故に至らない事故はいっぱいある。報告はあがらなくても、現場で働いている者が一番よく知っている。そういうものを各会社、道路公団にあげてきたが、ほとんど無視されてきた。この2年間、東京労働局との交渉でも、本省との場でもずっと言い続けてきた。そういう実態を把握し、各労働局から本省にきちんとあげるようなシステムをきんとつくってほしい。

指導文書について言えば、スピード抑制の問題を除けば、相当私たちの要請してきたことと重なるので評価することにやぶさかでないが、もうひとつの点。この指導が各道路会社について、受託会社についても、収受員がかやの外に置かれているということ。どういうことをやろうとしているのかどうか、ひとつもわからない。そういうコミュニケーションを欠いた状態のままで本当に安全が確保できるか。ほとんど収受員を無視した状態でよろしいか。

【労働基準局安全衛生部安全課】

いや、それはよろしくないですね。今回指導する前には、なるべく収受員の方に気をつけてもらってみたい内容だったと思う。それだけでは不十分だということで、だから設備対策をやって、物理的に稼働したETCレーンに入らないようにということで、本質安全化が必要という観点でやっている。

それに加えて、いくら設備的対策をやっても、入ってしまうことがありうることから、マニュアルとか教育を徹底するというのがひとつの解決策だと思う。それも対策のなかに盛り込んで徹底してくれと言っている。

【栄谷・ハイウェー共闘会議】

ハード面とともに重要な問題だと思う。

いま各道路会社がやっている実施事項、首都高に限って言えば約百億円くらいかけて安全対策やっていると言っているが、これは全国的な基準になるのか。

【労働基準局安全衛生部安全課】

各道路会社も分社化されましたし、連携してやっているということでは必ずしもないと思うが、われわれとしては、（各都道府県労働）局から各道路会社に指導するのと同時に、国土交通省とも連携をとってやっている。国土交通省は、道路会社には監督権限があるので…

【栄谷・ハイウェイ共闘会議】

是非全国基準としてやってもらいたい。

それと、いままで安全衛生問題については、直接の事業者―受託会社が公的な責任があるということであったが、今回の労働安全衛生法改正で、発注者にも一定の責任が課されたところである。安全衛生問題に関しては、発注者も同じ立場にあると考えてよい。

【労働基準局安全衛生部安全課】

ケースバイケースではあるが、今回の高速道路のようなケースだと、設備を持っているのが発注者というか道路会社なので、そこは受託者が手を加えることができない部分はあると思うので、そういう部分については、安衛法上の責任かどうかということはちょっと疑義があるかもしれないが、今回のような対策として、あなたたちがしっかりやらなければ受けた人ができないのだからしっかりやってくれと…

【栄谷・ハイウェイ共闘会議】

法的な義務までなるものか、本省としてきちっと位置づけていただきたい。必要性はあるだろう。

【労働基準局安全衛生部安全課】

現時点では（法的な義務にできるとは）お約束できないが、もちろん、設備を持っているものがしっかりしないといけないという必要性はある。それをどうやってアプローチするかというと、いま現在は通達だが、出して、局署でしっかりとやっていく。

【栄谷・ハイウェイ共闘会議】

首都高が百億円出したり各道路会社がやるようになったのは、法的責任を問われるから始めてやった。死人が出たからやったのではない。はっきり言って、それは捜査が始まったからやったんですよ。そのことをきちんと踏まえて、はっきり出してください。来年もお聞きますので。

【井上・全国安全センター顧問】

これは、労働基準局全体としても対策が必要だ。罰則のある規則がないということが弱い点。ところが罰則はなくとも、有効な手段はある。地方の労働局長が通達を守って、きちんとあなたのところの設備はこうしろと言っておって、もしそこで事故が起きた場合には、労災保険法31条の費用徴収の一番最後の条件に該当する。規則がなくとも、具体的な行政官庁の指示とか命令があった場合、それを聞かずに事故を起こした場合には費用徴収だ。罰則は裁判にいかないと決まらないけれど、これはそれよりもっとストレートに行ける。費用徴収は、地方労働局長が、国税滞納処分の令によってとれるわけだ。例えば、死亡事故が発生して（労災保険から）2千万円払った場合には、600万円とれる。それを総合的にきちんと通達に書いて、通達どおりきちんと勧告しろ、勧告に従わないで事故が起きた場合には費用徴収を厳守しろと言えば、大きな影響がある。そういう点で、安全衛生部の方は、労災補償と連動した考え方がないのではないかと思う。

3. 石綿による健康障害防止対策について

- (1) 石綿含有製品の原則禁止（ポジティブ・リスト化）及び発がん物質の規制対象を0.1%以上含有するものに拡大することを含めた、労働安全衛生関係法令改正の予定についてお知らせいただきたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

石綿含有製品については、石綿製品の全面禁止に向けた石綿の代替化等検討会の結果を踏まえ、代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等の禁止を行い、また、規

制の対象となる石綿含有製品については、その重量の1%を超えるものとするとしており、労働安全衛生法施行令を一部改正する政令要綱案等について、先日行われた労働政策審議会の安全衛生分科会において、妥当である旨答申をいただいたところ。

厚生労働省としては答申を踏まえ、9月1日の施行に向けて労働安全衛生法施行令等の改正作業をすすめているところである。

- (2) すべての石綿含有製品の使用等を可及的速やかに禁止されたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

先ほどの回答と重なるが、本年9月1日から石綿含有製品等の使用等については、ポジティブリストに掲げられた製品を除き、禁止される予定である。

このポジティブリストで禁止を猶予された製品については、専門家の検討の結果、十分な代替化への実証試験が行われていない中、非石綿製品を用いることにより逆に国民の安全上問題の生じる可能性があると考えられた特殊な用途・場所で使われる製品である。このような製品についても、本年1月の通達で、実証試験等を行い代替化が可能と考えたものから、速やかに非石綿製品への代替化をすすめるよう指導しているところである。

厚生労働省としては、これらの実証試験の結果を踏まえつつ、ポジティブリストに掲載されている製品の禁止等についても検討してまいりたいと考えている。

- (3) 健康管理手帳の交付及び利用実績に関する直近のデータを示されたい。石綿関連作業に係る石綿健康管理手帳については、2005年度の状態についても知り得る限りのことをお示しいただきたい。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

手帳の交付件数の把握は、基本的には年単位としており、1月から12月までの交付数を翌年4月までに報告させることを常としている

ので、平成17年末時点での数字をまず回答させていただく。石綿健康管理手帳の平成17年1年間での新たな交付数が1,493人で、平成17年末時点での石綿健康管理手帳の所持者数が2,070名。そのうち受診された方の数が1,111名という結果になっている。

直近のデータもあればということでご要請いただいているが、手帳を新たに増加で作成する際に各局から情報を集めたのだが、平成18年の1月から4月までに、だいたいどのくらい交付したかの概数が2千を超える数が4か月で出ているということであった。

- (4) 石綿関連作業に係る石綿健康管理手帳について、①交付対象作業者をハイリスク作業に、「常時」であるか否かにかかわらず3か月以上従事した者に拡大し、②本人の申請によらず事業者の責任で交付手続をするようにし、③上記措置を過去の離・退職者にも適用することとされた。④石綿取り扱い作業場と同じ屋内で別の作業をして働き、何年も石綿に曝されて、胸膜ブランクになった方が、健康管理手帳を申請しようとして、直接石綿を扱っていないのでと窓口で断られたことがある。「石綿を製造し、又は取り扱う業務。」だけでなく、直接石綿を扱ってなくても、作業場で石綿に曝された者に拡大していただきたい。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

現在石綿の健康管理手帳の交付要件としては、石綿を製造し又は取り扱う作業に従事された方で健康診断の結果一定の所見が認められる方に対して、手帳が交付されて、その後定期的に無料で健診を受けることができるという制度になっている。

石綿の健康管理手帳については、現在、交付要件の見直しを検討しているところであり、その対象としては、ご要請のとおり一定のハイリスク作業者を考えているが、ハイリスクの作業の範囲とか定義等を含めて、現在においては、手帳の交付要件の見直しを念頭にした前提とした資料収集等を行っているという状況

である。

なお、昨年度来、元従業員の方に対しても、企業に対して、健診を実施するよう要請をしているところだが、平成18年度については、廃業等によって事業者が行う健診を受けられない者に対して特別無料健康診断というものを近々に実施する予定としているので、今年度については、この制度を利用していただければと思う。

要請の中の、③の「過去の離・退職者にも適用することとされたい」というのががあるが、もともと健康管理手帳自体がやめられた方を対象とした制度なので、過去の離・退職者にも適用させる必要があると考えている。

②の「事業者の責任で交付手続をさせるべきではないか」ということだが、現在でも、離職の際の申請については、事業者が代行して申請するようにという指導をしているところである。しかしながら離職後については、事業者が離職者の健康管理を行わせることが実質的には困難であって、かつその義務づけをしていないことから、事業者の責任で実施させることは困難と考えた。ただ実態として、大手の企業などだと、昨年からの健診の実施と合わせて、健康管理手帳の申請まで一貫して面倒見ているところもあると、実態としてはあると聞いている。

いずれにしろ、健康管理手帳制度が、企業だけでなく、やめられた方も知っていなければまずいということもあるので、今後も周知に努めていきたいと考えている。

【松原・尼崎労働者安全衛生センター】

過去に石綿を扱っていて離・退職されており、企業がつぶれている方に対して、平成18年度は無料で健康診断をしましょう、そのことはすでに決定している。それ以降については、今後の検討次第という回答であったと聞いた。われわれは、それ以降もやってもらいたいということが、まず一点。それから、ある相談事例だが、胸膜肥厚しかない、健康管理手帳をもらっていない、しかし毎年健康診断を受けな

いと言われているが、その費用補償をしてほしいということを言ってもらわれている。また、平成18年度の無料健康診断については、どのような広報の仕方を考えているのか。残念ながら、厚生労働省のみの広報の仕方では効果が弱いので、地方自治体やマスコミを通じるなどの対策を考えていただきたい。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

平成18年度の離職者に対する石綿検診事業については、広く呼びかけて、(事業者が行う検診を) 受診できない人に関する検診を実施して、健康管理手帳につなげていくというような考え方である。委託事業なので、委託先の方が広報を行うということではあるが、それに加えて厚生労働省本省でも行うし、各地方労働局にも指示を出して、市町村広報誌に載せるとか独自に記者発表するだとかで大々的に広報していきたいと考えている。

【古谷・全国安全衛生センター事務局長】

去年から始めている事業主の費用負担による検診に加えて、今回それに加えて、会社が無くなってしまっている分について国が面倒を見るのを始めると。しかし、「今年はそれを利用してください」と答えたのは、本筋はやはり健康管理手帳制度を整備すべきであると。事業主に費用負担させたり、今年国が委託事業でやるというのは、本筋ではなく、言わば緊急的にやっているもので、本来のハイリスク者の健康管理は健康管理手帳制度でカバーすべきであると、こういう考えと理解してよいですね。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

おっしゃるとおりです。まさにそのとおりでして、やはり、対象とした方の健康管理の中心に位置づけられるのが健康管理手帳制度であると考えており、その要件を変える場合には当然時間が必要ですので、「つなぎ」と言ったら言葉は悪いですが、緊急的な措置として特別健康診断を行うことを、今年度は考えている。そういう意味で、単年度限りと考えている。

【古谷・全国安全衛生センター事務局長】

答えるのが難しいかもしれないが、そういう

理解で共通しているということを前提に、いま中皮腫だけで毎年千人死んでいるという状況のなかで、健康管理の対象者が5千人にもっていないという、お話にならないレベルで、どれくらいまでにいきわたらせるべきだと考えているのかという考えがあったら言ってほしいのと、手帳制度の見直しの目途がほぼ立ち立たないか。バックボーンになる資料収集だと、その一環として研究班も動かしていますよね。研究班の作業をまた1年待ってなどと言っていると、時間ばかり経ってしまうので、そろそろいつ頃までにやるということを示してほしい。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

目途については、まだ申し上げられるような段階ではないのでご容赦願いたいのだが、昨年度、特別研究で中皮腫の878件の調査とか胸膜プラークの調査研究の二つたしか動かし、今年度もまた研究を動かすというのもあるので、当然随時情報を集めるのもひとつだし、労災補償の方のデータもあるので、それに加えてこれまでの健康管理手帳を交付した状況とか、いろいろな情報を分析して、手帳の交付要件を考えていきたいと考えている。

あと先ほどの質問のなかで、胸膜肥厚があつて手帳をもらっていないということであったが、交付要件は満たしているかどうかという事情で手帳をもらえていないのか確認していただきたい。

【尼崎労働者安全衛生センター・松原】

クボタの下請の労働者の方。もらえていないということで、もう一度労働局へ行ってくれと言って終わっている。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

また事情がわかり次第、ご連絡いただきたい。

- (5) 尼崎市クボタ旧神崎工場周辺住民をはじめとした、発生源周辺住民におけるアスベストの健康影響に関する疫学調査を実施されたい。(労働基準局以外の部署が関係していれば、当該部署から回答をいただきたい。)

【大臣官房総務課】

環境省の所管事項である。(事前回答)

- (6) 住民についても、ハイリスク者に対して、関連する企業及び国の責任で、健康管理手帳制度と同様の健康管理の仕組みを確立されたい。(労働基準局以外の部署が関係していれば、当該部署から回答をいただきたい。)

【大臣官房総務課】

環境省の所感事項である。(事前回答)

- (7) 中皮腫登録制度を創設されたい。関連した研究・検討等が行われているのであれば、その内容を明らかにされたい。(労働基準局以外の部署が関係していれば、当該部署から回答をいただきたい。)

【健康局がん対策推進室】

これまでも労災病院を中心にやられていたところであるが、これに加え、今後は中皮腫患者の増加が指摘されていることなどを勘案して、中皮腫患者の情報の収集と発生動向の把握のための中皮腫登録制度のあり方について、従来やられてきた労災病院等と連携を図って、中皮腫患者の調査研究の一環として、環境省とともに検討を進めていきたいと考えている。

- (8) 関係府省に働きかけ、「アスベスト対策基本法」を制定されたい。

【労働基準局総務課】

厚生労働省としては、労働者等のアスベストによる健康障害を防止し、適正な労災保険給付を行うために、現在所掌している法令に基づいて対応しているところであり、現在のところ新たな法律の制定までは考えていない。

- (9) 建築物の解体等の作業にける石綿対策について

石綿の除去工事において、工事周辺地域で10本/㎡以上の高濃度の石綿粉じんの飛散が飛散している状況が報告されている(平成18年

3月24日、神奈川県環境農政部大気水質課発表)。

- ① 建築物等の解体等における石綿等の除去等において、2005年度、安衛則第90条、石綿則第5条による計画の届出、作業の届出の件数を明らかにされたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

年度のデータは持ち合わせていないが、2005年1から12月まで、安衛則90条に基づく石綿の除去の届出件数は5,822件となっている。石綿則5条に基づく作業届、これは昨年7月から施行されているので、昨年7月から12月のデータで、1,550件である。

- ② ずさんな石綿除去工事を排除するためにも、所轄の労基署は必ず工事現場への立ち入り調査を実施し、石綿則および石綿粉じんへのばく露防止マニュアル(建災防)の実施状況を監督し、適切な工事がなされるよう事業者を指導すること。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

アスベスト使用建築物の解体作業については、計画届、作業届の他、関係行政機関等からの情報を収集し、各局とも監督指導等の重点対象として、石綿障害予防規則の遵守の徹底を図っているところであり、今後とも引き続き適切な監督指導等を行っていききたい。

- ③ 事業者には屋内外の工事の作業の前、中、後の石綿粉じん濃度の測定を実施し、作業環境の管理を行うよう指導を徹底すること。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

建物の解体・改修工事現場においては、一般的に短期間に作業が終了するため、作業環境測定の義務はないが、作業を行う場合には、湿潤化、飛散防止、防具の着用等必要な対策について義務づけている。

なお、屋外作業場におけるガイドラインというものが、平成17年3月に出ているが、この通達によって有害な作業を行う作業状況について、実態に即して、事業者は、有害な業務を行

う屋外作業場等における労働者の健康を保持するため適切な措置を積極的に講じることが望ましいとしているところである。また、条例等によって、大気汚染防止の観点から、測定を義務づけている自治体もあると聞いている。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

この夏休みに向けて、学校関係の公共事業も含めてアスベストの除去工事が全国各地で一斉に起ころうとしていて、それに対応できるアスベスト除去業者がきちんとそろっていない現状があり、そこににわか除去業者が石綿障害予防規則の講習を受けて参入してきているという状況がどうもあるらしい。これは予測されてはいたが、先日の佐渡の両津小学校の事件のようなずさんな工事の犠牲に子供たちになるということが起こり得るし、すでに起こっている。そういうずさんな工事は緊急にやめるべきだと思うのだが、いまからそういう措置がなかなか難しいのだとすれば、各地の労働基準監督署が厳重に監視する体制を緊急に整備していただきたい。佐渡の小学校のケースについて、どのくらいのことを厚生労働省として把握しているかお聞きしたいのと、佐渡の事件でなお悪かったことは、アスベストを吸った子供たちにレントゲン撮影をしていること。直後にレントゲンを撮っても何も分からないということは一般的な常識であるのに、被爆させてしまっている件について、佐渡の保健所当の対応はどうだったのか、厚生労働省としてどうお考えなのかお聞きしたい。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

佐渡の件ですが、新潟労働局の方からいろいろ報告等々受けており、原因の調査、対策等といったものに当たっている。われわれとしても、こういうことが他にいろいろと再発することがないように、そういう事例を全国とか業界団体に示していきたいということで、いま検討している。

それからレントゲンのことについては、われわれとしては今のところこれといった対応が正直ないのだが、保健所が判断されてやったこと

で、われわれとしてはこれについていいとも悪いとも答えることが…

【永倉・アスベストセンター事務局長】

明らかに悪いとしか考えられない。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

われわれはそういうことを言える立場ではないということです。お話はよく分かります。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

言っていただきたい。

いろいろなルートで子供を守るという体制を是非とっていただきたいのだが、佐渡の両津小学校の工事内容はどのように把握されているか。新聞報道等によると、養生が加圧状態になって、破裂するような状態で中の粉じんが外に吹き出したと伝えられている。アスベストを除去するに当たってサンドブラストという砂を高压で吹き付けるといふ、どのマニュアルにも書いていないような手法を使った。その業者そのものは、地元の塗装屋さんが急遽アスベスト除去業に転じた人たちだったようだ。中を負圧状態にし、湿潤化してやらなければならない工事を、加圧にして、おそらく湿潤化しなかったのではないかとと思っているが、そのあたりの工事内容についてはどれくらい把握されているか。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

われわれが把握している中味については、ひとつは、今回の自今根本的な原因は、除じん機がサンドブラストを使うことによって目詰まりして、フィルターがきちんと働いていない状態になってしまった。そのため、サンドブラストは当然圧力がかかってくるから、部屋の中が加圧された状態になって、最終的に（養生の）弱いところが破れて、（粉じんが）出てきたと聞いている。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

そもそもサンドブラストという手法は、アスベスト除去に関してできるのか。どのマニュアルにも書いてないし…

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

サンドブラストを使ってはならないということ

ではなくて、あくまでもアスベストの状況に応じて一原則は手で掻いたりとか言うことだが、非常に湿式で固く張りついている場合などであれば、違う工法をとることはありうると思う。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

そこは徹底していただきたい。サンドブラストという工法はいままで聞いたことはないし、海外のいろいろな文献でも見たことがない。そういう工法を認めるのであれば、サンドブラスト工法の危ない点だとか、何をそうしなければいけないといった特別なマニュアルとかをお作りなのか。いまは、湿潤化して、ケレンで手で剥がすというマニュアルしかない。それとまったく違う加圧するような手法が認められるというのであれば、別のマニュアルが必要になると思うのだが。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

マニュアルというのは、マニュアルですべてが書いてあるわけではなくて、あくまで代表的な、基本的なところが書かれているわけで、すべてをこのマニュアルでということではなく、状態、場合によっては違う工法をとり得ることも当然あるだろう…

【永倉・アスベストセンター事務局長】

サンドブラスト工法というのは、やれるという認識なのか。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

サンドブラストを使ってはいけないということにはなっていないですね。ただ、きちんと除じん機が正常に作動して、負圧に維持できればよかったわけであるから、サンドブラスト自身を使ったことのみによってではなくて、あくまでもフィルターが目詰まりして除じん機がうまく働かなかったから、結果的に加圧されて外に漏れたということです。こういうことが今後起こらないように、きちんと各建設業者等に周知していく必要はある…

【永倉・アスベストセンター事務局長】

石綿健康障害予防規則の講習の中に、そういう手法も紹介されているのか。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

確認はしていないが、おそらくないだろうと思いますね。

【西田・神奈川労災職業病センター事務局長】

そういうものは（作業届の）届出段階でチェックできるものだろう。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

そうですね。

【西田・神奈川労災職業病センター事務局長】

それをしていないわけですよ。最初の段階で。それをしていれば今回の事故は防げたかもしれない。サンドブラスト工法は不適切だと、その段階で指摘しておけば。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

ですから、サンドブラスト自体が悪いのではなくて、あくまでも…

【西田・神奈川労災職業病センター事務局長】

そうではなく常識的に考えて、アスベスト除去にそんな工法は聞いたこともないのだから。監督署の方で容易に気がつくはずだ。それが不十分だったのではないか。届出段階でもっと厳しくチェックしていれば、この工法が適切なかどうかという判断ができたはず。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

いまの話だとサンドブラスト以外のもっと強烈な工法ですら考えられてしまう。届出が出されたところで判断できなければ同じことが繰り返される。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

長年石綿処理工事の実績のある業者や厚生労働省関係の委員を務めている方などもかなり現在の状況に危機意識をもって発言もされている。そういうところが用いていないような新規な技術を導入して今回のような事態を起こしてしまった場合、やはりこういった技術が不適切だということで、国がきちっと作業届の段階で指導しない限り、禁止されていないからやっていいという話になってしまう。短い時間ではあつとやってしまえば、人手もコスト

もかからない。そういったところで単価が安くなって受注するという悪循環になる。不適切だということできちんと指導してください。

【西田・神奈川労災職業病センター事務局長】

監督署はこの工事に関して、工事が始まる前とか工事中に立ち入り調査はやったのか。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

そこまでは把握していない。

【西田・神奈川労災職業病センター事務局長】

そこを把握しなければだめじゃないか。最重要課題にあげているわけでしょう。立ち入りをやっていればチェックできる。見ればわかるわけだから。

【平野・亀戸ひまわり診療所所長】

関連してだが、この間、診療所の方に石綿則の検診を受けに来る人が増えている。ほとんどが新規参入の業者さん、あるいはその労働者。ほとんどが塗装業者で、いままでアスベスト除去など一度もやったことがない。事業所でひとり二人作業主任者講習に行くのだが、「わかりましたか」と聞くと、「いやあちよつとあれだけではわかりませんね」と平気で言う。わからないので知り合いのやっている業者に研修に行くといった真面目な業者が一社だけあった。全然わかっていない。なのになぜ塗装屋がやるかという、養生をすることが似ているということで新規参入するようだが、そんな安易な気持ちでは困る。とくに6月頃から増えていて、みんな夏休みの学校の校舎に行く。他の塗装業者に応援を頼んでいるものもいる。手伝ってくれと。その労働者も自分のところで検診を受けさせるわけですが、皆はじめてですよ、労働者自身が。「どういう仕事か知っているのか」と聞くと、「いや、これから行くんで」と言う。そういう実態だから、本当にしっかり監督しないとえらいことになる。

それにアスベストの粉じんだけでなく、労働者が熱中症で死ぬ可能性もある。先月からやっているという人の話を聞くと、「休憩も（養

生の) 中でとって午前中は一度も外に出ません」という。「いまはよくてもこれから暑くなったら死んじゃうよう」と本気で話している。それを含めて真剣に監督していただきたい。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

監督署がきちんと工事の事前調査をして、危険な工事は止めさせるべきだ。中途半端な許可を与えると本当に危険な工事が全国で行われて子どもも労働者も犠牲になる。本当にそういう実感を持っているので、是非この段階で—もう夏休みが始まってしまうので、緊急に全国の監督署に「危険いぞ」という通達を出してもらいたい。

【天明・全国安全センター議長】

そういう意味では(8)の「関係省府に働きかけ『アスベスト対策基本法』を制定されたい」という要望に対して「考えていない」と答えられたが、そのとき「労働者等」と言った。「等」はまさにアスベストの健康被害が労働者ばかりでなく環境問題だという認識はあるのだろう。だから学校の問題も、関係省庁を統合した「アスベスト対策基本法」をみれば全部わかるようなかたちにすべきだ。

実は孫が千葉県内の小学校に通っていて、教育委員会から小さな紙1枚の通知が来て、市内の学校のアスベストは問題がないみたいなのを書いてあった。娘が学校に詳しい内容を知らせてほしいと言ったら、教育委員会の施設課に問い合わせしてほしいと。施設課に電話をして文書回答を求めたところ、渋っていたけれど出てきたものを見たら、要するに1リットル当たり10ファイバー以下だから問題がないという内容。これは大気汚染防止法に基づく石綿製品製造工場の敷地境界基準だろう。こんな話が現場にはざらにある。様々な資料も渡して娘夫婦が、こんな基準で安全だなどどうして言えるのかといったけど、まだ返事はないという。

労働者の問題であると同時に環境の問題だという認識が十分でないから「アスベスト対策基本法」ができないのだと思う。学校の問

題を、文部科学省も厚生労働省も同時にやろうという体制がシステムとしてできていれば、佐渡の問題ももっと早く対応できただろう。なぜできないのか。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

それは各省庁が所管している法律に基づき連携を図りつつやっているということで…

【永倉・アスベストセンター事務局長】

連携ができていないから、基本法が必要だという話を何度もしているわけだ。法律の間の整合性はないし、リッター当たり10本なんて数字がいまだに一人歩きしている。実は昨日も都内のある小学校で、学校が工事の説明をしたのは工事が始まる2日前。2日前に説明されても何もわからんということで行ってきて、納得ができるところまで認識が高まるまでやめさせろという話をしてきた。そういう混乱した現場が、いま日本中にある。それはどうにかしなければいけない。文部科学省だけの問題ではなく、いろいろな省庁が一緒になって取り組んでいかないとどうにもならない。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

喫緊の課題として、夏休みの学校等のアスベスト除去工事がずさんな状態で全国でやられかねない状況があって、その端的な問題として佐渡の両津小学校の事件がある。そこで行われたサンドブラストを使った除去工事に国がどのような対応をするのか、現場任せにしているのはだめだ。今日この機会に私たちが事実に基づいた提起をしているわけだから、作業届等の段階で、基本的に全数現場に行って確認するという方針になっているはずなので、それを実行するとともに、届出の段階で厳しくチェックをして、そういう工法は不適切であると指導すべきである。

【天明・全国安全センター議長】

マニュアル化の理解も少しおかしい。マニュアルというのは標準化で、標準化した方法でできなければ、なぜそれ以外の方法でしなければならないのか説明しなければならない。マニュアル化というのはそういう意味だろう。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

最後になってしまうと思うが、もう一度再答弁してもらって確認したい。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

おっしゃれるとおりたしかに夏に工事が増えるというのは紛れもない事実でしょうし、当然われわれとしても労働者の曝露防止対策をしっかりとやっていただかなければいけないことであり、今日のご意見を真摯に受け止めてわれわれ何ができるのか、できるだけ現場をまわられるようなかたちで各地方に対して、また建築業者、解体業者といったところに対してもいろいろと監督指導を強化してまいりたいと考えている。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

緊急な通達みたいなものは出していただけると判断してよいか。

【労働基準局安全衛生部化学物質対策課】

いま私の段階で約束はできないが、そういうことも上に伝え、今回の佐渡の事案も含めて、何かわれわれにできることはないかということとは検討していきたい。

- (10) 健康診断について、6か月以内ごとに1回行うことが義務付けられているが、石綿関連疾患の潜伏期間を考えると、少なくとも就労後10年までは胸部レントゲン検査で石綿関連疾患が発見される可能性はない。むしろX線被爆による副作用のほうが問題である。とりわけ若い労働者の場合被爆の影響は大きい。また、事業主の経済的な負担にもなる。また、石綿健診以外にじん肺健診と一般定期健診も義務付けられており、すべて実施すると1年に3回胸部レントゲン検査を行うことになり更にX線被爆は大きくなる。したがって、石綿健診は就労後10年までは問診と診察のみにすべきである。10年以降も、石綿健診、じん肺健診、一般健診を1回の胸部レントゲンで診断するように指導されたい。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

ご指摘の石綿健診における初回曝露からの経過期間ごとの健診項目については、石綿

に係る医学的見地からご意見をうかがいつつ、検討を進めていきたいと考えている。

じん肺法第10条では、じん肺健診の胸部エックス線検査を行った場合、石綿健診や一般健診におけるエックス線検査を行わなくてよい旨規定していることから、事業者に対し、じん肺法10条の周知を図っていきたいと考えている。

【平野・亀戸ひまわり診療所所長】

アスベスト健診は年2回。先ほど言ったように最近うちに健診に来る人は若い。20歳代とか。しかもこれからやり出すという人に、毎年2回レントゲンを浴びせることはきわめて危険。このことをどうお考えか。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

たしかにおっしゃるとおりだと思うので、健康管理手帳の見直しと合わせて、石綿障害予防規則の健診の条文の見直しも合わせて検討していきたい。

4. 職場のいじめ・嫌がらせ対策について

- (1) 個別労働紛争解決援助制度に寄せられる相談において、2004年度は「いじめ・いやがらせ」が8%を占めており、「退職強要」(7%)を上回っている。これらの相談への具体的な対応・解決状況を明らかにすること。

【労働基準局大臣官房地方課労働紛争処理業務室】

具体的な対応・解決状況というものを正確には把握していないので、一般的な相談に対する対応というものを説明させていただきたい。個別労働紛争について、職場におけるいじめ・いやがらせ等の相談が寄せられた場合については、その相談内容に応じて、判例—川崎市水道局の事件などが有名だと思うが—そういったものを情報提供させていただき、また、個別労働紛争解決制度—労働局長の助言・指導制度及び紛争調整委員会の斡旋制度の内容を説明させていただいて、本人が希望すればその制度を利用させていただき、事業主側に相談者—労働者の方との話し合い

の促進を図って解決の促進に努めるということをやっている。

【天明・全国安全センター議長】

職場のいじめ、嫌がらせ対策について、具体的な内容は把握していないと言うが、できる限り個別事案を把握しないでどうして対策ができるのか。努力しなさいよ。

- (2) 「職場のいじめ・いやがらせ等の予防・対策指針」を策定すること。

【川本・神奈川労災職業病センター】

(2)の回答がなかったが。

【内田・東京労働安全衛生センター】

策定についてどのようにお考えなのか。

【労働基準局大臣官房地方課労働紛争処理業務室】

私の方からは、個別の施策について検討する部署ではないので回答できない旨、大臣官房総務課に伝えてある。

【川本・神奈川労災職業病センター】

誰が答えるのか。

どれくらいあるか知っているのか。どこの労働局でもセクハラの5～7倍、多いところでは10倍以上ある。セクハラ対策指針があつてなぜいじめ・嫌がらせの対策指針がないのか。

【労働基準局大臣官房地方課労働紛争処理業務室】

うちは対策を検討する部署ではないと…

【川本・神奈川労災職業病センター】

誰が答えるのか。やる気がないということだ。質問に答える気もない、回答者も配置しない。全国で労働相談全体の8.9%。具体的事例を把握しなくてよい問題か。何もしなくてよい問題なのか。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

事前のすり合わせで答えられないという話はなかったはずだが。

【労働基準局総務課】

内部の話で申しわけないが、基準局としては関係していないが、官房地方課と総務課の中の調整の問題だと思うのだが。

【労働基準局大臣官房地方課労働紛争処理業務室】

いや私の方では、基準局の話ではないかと行って、(官房総務課に)返している。

【内田・東京労働安全衛生センター】

職場のいじめ・嫌がらせは労働条件の問題ではないのか。ストレス対策の問題ではないのか。

【川本・神奈川労災職業病センター】

安全衛生の問題ではないのか。違うのか。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

ILOでも職場の暴力のなかで、いじめ・嫌がらせは出ていて、日本の例で言うと東京管理職ユニオンのいじめ・嫌がらせホットラインの数字などもあがっている。すぐれて職場の安全衛生、環境の問題の取り組みとして提案されているのではないのか。

【労働基準局総務課】

ちょっと考える時間をください。

※内部で調整できていなかったということで、あらためて後日連絡をもらうことになった。

5. 原発被爆労災について

- (1) 多発性骨髄腫を職業病リストに速やかに付け加えること。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策室】

労働基準法施行規則別表第1の2に具体的に列挙されている疾病については、医学的知見と医学経験則上、労働の場における健康上の有害因子が解明され、その有害因子に業務上の事由で曝露したことによって生ずる疾病像の明らかなものである。ご要望の多発性骨髄腫については、いまだ発症例が希少であり、法令上具体的な列挙はされていないところであるが、このような疾病については、個別事案ごとに職歴、有害因子への曝露状況、疾病の病態等から業務に起因することの明らかな疾病であると認められたものについては業務上の疾病として取り扱うこととしている。

- (2) 放射線作業従事離職者に対し、労働安全衛生法上の健康管理手帳を交付する制度を新たに創設し、放射線作業従事者の健康管理を行うこと。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

健康管理手帳の交付対象としては、業務起因性の明確なものであって、かつ重度な健康障害の発症リスクが高く、さらに疾病の発症が比較的に一般の人と明らかに有意な差があって、今後の当該疾病の発生が予想される業務を対象としてきているところである。

放射線業務については、労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則によって、個々の放射線業務従事者について、被曝限度を超えないことがまず事業者には義務づけられており、その遵守が徹底されているところであるので、健康管理手帳による離職後の健康管理までが必要とは考えていない。厚生労働省としては引き続き労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則の徹底に努めてまいりたいと考えている。



C. 労災補償関係

1. 石綿による疾病の労災認定について

- (1) 石綿ばく露作業場に係る労災認定事業場一覧表の継続公開について、本年6月2日付けで厚生労働大臣及び労働基準局労災補償部職業病認定対策室長宛に「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表継続等に関する緊急要請」を送ったところであるが、重ねて、下記の事項にご回答いただくこと。

- ① 平成17年度以降分についても、「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表」を公表されたい。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策室】

石綿による疾病に関する報道が大きく行われた昨年夏の当初においては、政府の中においても労災認定に係る情報以外に石綿に関して国民に提供できる情報がほとんどなかったことから、言わば緊急対応として、労災認定事業場の公表を行ったものである。

その後、厚生労働省及び環境省においては、石綿に関しあらゆる機会をとらえ積極的に周知広報を行うとともに、都道府県労働局、各監督署、都道府県産業保健推進センター、労災病院、環境再生保全機構、保健所等において相談対応を行っている。その結果、多数の相談が寄せられるとともに、労災請求も急増

しているところである。今後ともこれらの周知広報、相談等を積極的に推進していくことにより、国民への情報提供に努めていくこととしている。

なお、労災認定事業場の公表については、すでに廃止されている事業場が多いこと、建設業では事業場所在地と曝露現場が異なっていることなどから、その効果や及ぼす影響等を十分考慮し、慎重に検討してまいりたいと考えている。

【古谷・全国安全センター事務局長】

「効果と影響を判断しつつ」という微妙な言い回しで、「やらない」とも言わない。まだ悩んでいるのかなとお聞きした。室長にも話したことだが、実際私たちのところには、一覧表をみて気がついてかかってきた相談がある。役割も効果もある。クボタの旧神崎工場だけでも、去年の情報では75人の死亡者だったのが、1年たったら105名と30名も増えている。1年前の古い情報のまま載っていたのでは意味がない。よいことをやっているという自信をもって、きちんと事業場名の公表をしてもらいたい。

【川本・神奈川労災職業病センター】

エー・アンド・エー・マテリアルなど実際に国待ちだ。大きな会社は工場がいくつもあり、隠したいから、一覧表が公表された後に増えた分

について、全社で何人かは言うが、どの工場
で何人という情報を明かさない。横浜工場な
のか、大分工場なのか、わからなければ意味
がない。逆に、いろいろな現場を渡り歩いて
いる小さな建設会社の名前が出て、いくつもの
工場で何十人もの被害者を出している大企
業の具体的な情報が出てこないのはおかし
い。建設業でいえば、どこで働いたかの情報
を出した方がよほどよい。大手の何とか建設
の何とかビルをつくったときに働いた労働者
に中皮腫が出ているという情報がわかれば、そ
の現場で働いた多くの会社の人に情報がいき
わたる。不公平だし意味がない。大企業は、
出すことはもうしようがないと思っていても、
国がやらないと自ら出そうとは思わない。様子
見している状況なのだから、早くやるべし。

- ② 平成16年度分以前の「石綿ばく露作業に係る
労災認定事業場一覧表」において、「未公表」と
された事業場に関する情報の開示をすすめるこ
と。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策
室】

昨年の公表では、「事業場不明」あるいは「特
別加入者」と分類したもの以外については、
すべて公表したところである。したがって、今
回の要請に係る「未公表」と分類したものはない。

- ③ 「事業場不明」とされていたものでその後判明
したものの情報追加や訂正等を随時行って、た
えず最新の一覧表を閲覧することができるよう
に維持管理すること。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策
室】

「事業場不明」とされたケースは、被災者が
死亡した後遺族の方から請求された事案で、
請求のあった当時に行われた調査によっても
石綿曝露事業場の情報が入手できず、特定
できなかった場合などであり、今後、これらの
事業場が特定されるとは考えにくいと思われ

る。

- ④ 石綿健康被害救済法による「特別遺族給付
金」の支給を決定した事例に係る「事業場一覧
表」も同様に公表するとともに、前項の「最新の
一覧表」にその情報を含めること。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策
室】

特別遺族給付金の支給決定に係る事業場
についても、労災認定事業場と同様に、公表
に当たっての効果や及ぼす影響等を十分考
慮し、慎重に検討してまいりたいと考えている。

- ⑤ 労災認定事例及び「特別遺族給付金」支給
決定事例とも、疾病別・男女別・死亡（発症）年度
別データを公表すること。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策
室】

石綿による疾病に係る労災認定状況につ
いては、他の疾病の分析との関係も踏まえ、適
切に分析し公表してまいりたいと考えている。

- ⑥ 石綿健康被害救済法による「救済給付」を担
当する環境再生保全機構・環境省、労災保険
以外の労災補償制度の実施機関等に対して
も、上記と同様の措置を講じるよう働きかけるこ
と。

【労働基準局労災補償部労災管理課】

労災保険以外の労災補償制度に係る事
業場の公表については、それぞれの実施機
関が公表する、しないの判断をすることになる
ため、当方から働きかけるべきものではないと
考えている。この旨ご理解いただきたい。

- (2) 肺がんの認定基準において、I型以上の石綿
肺の所見や胸膜肥厚斑の所見がない場合でも、
石綿ばく露作業従事期間が明らかに10年以上
ある場合には業務上認定すること。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策
室】

肺がんについては、喫煙をはじめとして様々

な要因が指摘されており、石綿原因とみなせるものは専門検討会において、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿曝露があった場合とするのが妥当であるとされたところである。ヘルシンキ国際会議のコンセンサス・レポートでは、石綿繊維25本/ml×年数の石綿曝露によって肺がんの発症リスクが2倍になるとされ、石綿繊維25本/ml×年数の累積曝露に相当するのは高濃度曝露—石綿製造作業であるとか断熱工事作業、石綿吹き付け作業などですが—について1年、中濃度曝露—造船とか建設作業ですが—について5～10年としている。一方、フランス、フィンランド、ベルギーにおいては、石綿曝露作業に10年以上従事したことを肺がんの認定要件としている。このような国際的なコンセンサス、諸外国の状況等を踏まえ、今年2月にまとめられた専門検討会報告書では、10年以上の石綿曝露作業従事期間を認定要件のひとつとすべきとされたところである。

また、石綿作業の内容、程度、頻度によっては、必ずしも25本の基準を満たすとは限らないことから、石綿曝露作業従事期間だけではなく、胸膜プラーク等の医学的所見を、合わせて評価することとしている。

なお、石綿曝露作業従事期間が10年に満たないものであっても、第1型以上の石綿肺の所見が認められる者あるいは肺内に一定量以上の石綿小体または石綿繊維が認められる者については、業務上の疾病として取り扱っている。また、胸膜プラーク等の医学的所見が認められる者については、本省に協議の上、業務上外の判断を行っているところである。

【天明・全国安全センター議長】

石綿関連肺がんの認定について、1型以上のじん肺を見落としている例は数限りない。

- (3) 石綿健康被害救済法による特別遺族年金又は特別遺族一時金等の請求時に添付する「死亡診断書」は、労働基準監督署が地方法務局

に依頼して取り寄せること。

【労働基準局労災補償部補償課】

死亡診断書等、認定に当たって基本的に必要となる資料であるが、現行の労災認定の事務処理においても、まず請求される方から提出していただいて、その内容を踏まえて、その内容に基づいて迅速な調査を行っているというのが基本的なスキームである。制度の施行後すでに膨大な請求が行われているという現状であるが、これらの請求事案の事務処理、調査に当たっては、従来の基本的なスキーム、労災認定の調査方法だとか処理と同じ方法で、認定のための基本的な資料については請求する方から提出していただく、それに基づいて調査を進めていく方が、結果的に少しでも早い決定、認定につながるものと考えている。

なお、ご遺族の方から給付金の請求についての相談があった場合については、労働基準監督署の方で請求される方の話の内容をよく聞いて、その内容を踏まえて、証明書の発行方法、管轄の法務局の場所や連絡先等をご案内させていただくようにしているし、証明書の交付まで一定期間要するというような場合など、請求が遅れば遅れるほど給付金が目減りするというのが今回の制度の特徴であるので、請求書の受付段階では死亡診断書等の必要書類の添付ができないという場合であっても、とりあえず請求書だけは提出していただいて受付処理を行い、後日当該請求に必要な書類の提出をお願いするといった説明をしてくれという話を署の方にしている。

そういうことで請求される方に、無用の混乱だとか給付面での不利益が生じないように、懇切丁寧な対応に今後も努めていきたい。

【井上・全国安全センター顧問】

最近あった例だが、遺族の方が労働基準監督署にいったところ、死亡診断書の直接の死因に記載されている病名が大腸がんだからということで、がんとして請求用紙をくれないという相談があった。

【労働基準局労災補償部補償課】

基本的には、請求の意志さえあれば、請求の方法をきちっとお教えするのが窓口業務の基本というかセオリー。

【井上・全国安全センター顧問】

時効救済の特別遺族給付金も3年以内に手続をしないと権利がなくなってしまう。それに対して、地方公務員災害補償基金は、時効の権利を放棄して、5年間遡って払うことにした。皆さんのような国家公務員の場合には時効がない。そういうことを民間の人にも広げるように運動してもらいたいと思う。

請求権を持っているということを知らないということが問題。特化則で会社には、健康診断の記録と環境測定記録、作業記録は30年間残っているわけだから、それを調べさせて、あなたは危ないかもしれないということを知らせたらよい。国家公務員災害補償は、第8条で、使用者側の方から請求権のあることを通知する。通知がされてから時効が進行することになっている。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

東京の中央労働基準監督署で中皮腫で不支給とされたケース。劣化した吹き付けアスベストが大量にある職場―築地市場で30年以上働いていた人が中皮腫になった。中央労基署は、粉じん曝露職場ではないという判断で不支給とした。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策室】

一般論としてだが、中皮腫であったとしても、石綿曝露作業に従事したことが必要と考えており、そこに、建物に石綿があったということだけではなくて、実際にどの程度曝露した可能性があるのかといったところを評価して判断する。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

労働者が30年前、40年前にどの程度曝露したか認識すること自他が不可能だ。その方は、自分の思い当たることをおっしゃって亡くなった。石綿障害予防規則10条でも劣化し

たアスベストの下で働かせてはいけないという条項を持っているわけだから、そういった趣旨とも矛盾すると思う。認定基準の曝露作業の「その他」に、劣化した吹き付けアスベストによる曝露を含ませていただきたい。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策室】

解釈としては、実際に舞い散るようなところで作業に従事していたのであれば認定されると思う。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

過去、実際に認定されているケースがある。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

新法が施行される前は。新法後、後退してきているのではないかと懸念している。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策室】

そこは特段変わっていない。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

曝露がないのではなく、決定的な証拠が見つからないということであるにもかかわらず。遺族の方はそれこそ必至になって調べまわったのに、不支給とされる打撃は大きい。

電話一本かけて、こんなことありましたかと聞いているだけ。現場に行ってどこにどういうアスベストがあって、過去どういう状態で、どういう工事がされてきたかという情報は僕ら持っているけれど、監督署は聞きに来もしない。

- (4) 若年時に短期間のアルバイトで石綿ばく露作業に従事し、30年～40年後に発病し、給付基礎日額が低い被災者が受ける補償給付の支給額と石綿健康被害救済法による特別遺族年金の支給額の格差を是正するための措置をとること。

【労働基準局労災補償部労災管理課】

労災保険法における業務上または通勤による負傷、疾病、障害または死亡に関する保険給付については、事業主の災害補償責任を担保するものであることから、保険給付の原因となった事業主のもとでの平均賃金を基準

として算定することが必要である。平均賃金額が現在の賃金水準と比べて低くなる場合には、当時の賃金額に現在までの賃金変動率を常時するスライド制というものを適用している。さらに、給付基礎日額に年齢階層別の最低限度額と最高限度額を設けており、これによって被災時の年齢による不均衡の是正を図っている。

なお、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金については、当時の賃金?が現在残っていないので定額としているが、そちらについては、石綿を原因として中皮腫、肺がんで亡くなられた労働者の遺族が労災保険法に基づいて現在受けている遺族補償給付の平均額等を考慮して決めているので、そちらの給付の均衡はとれていると考えている。

- (5) 吉崎氏の不支給処分となった移送費については、原処分庁が自庁取り消して支給すること。

【労働基準局労災補償部労災管理課】

個別事案についてのご要望については、回答を差し控えさせていただく。

【白石・愛媛労働安全衛生センター】

徳島の方については移送費が支給されている。監督署から局に上がってとまっていたのを、私が本省にも電話をして早く出すように言って出させた。吉崎さんの件について、だまみたいなことをしてはいけな。きちんとけじめをつけるべきだ。

【古谷・全国安全センター】

私たちの関係だけではなく、患者と家族の会を含めて、関係する人たちが、この問題が解決するまでずっと言い続ける。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

次長取り消しをすればよい。患者と家族の府省交渉でもこの間議論されているのに、いまだ解決していないのでここでも要望したもの。個別事案ですませるわけにはいかない問題であるので、一刻も早く吉崎さん、患者と家

族の会に回答していただきたい。

2. じん肺合併症の労災認定について

じん肺管理区分診査の際、続発性気管支炎の診断のために胸部CT検査を指示し、その結果続発性気管支炎はないという決定を下した労働局がある。そもそもじん肺診査ハンドブックには胸部CTの必要性は記載されていないし、続発性気管支炎の診断はCTでは出来ない。今後このような指示を出さないよう指導を徹底されたい。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

じん肺管理区分決定の適正な取り扱いについては、これまでも新規等の地方じん肺診査医に対するじん肺診断技術研修の実施や全国安全衛生主務課長会議などの場において全国斉一的に適正なじん肺管理区分決定の診査が行えるように必要な指示を行っているところである。また、じん肺診査については各局とも複数の地方じん肺診査医が任命されており、地方じん肺診査医による診査によってより公平中立性を担保しているところでもある。

ご指摘の続発性気管支炎の診断のために胸部CT検査を指示したことについてであるが、仮に続発性気管支炎の診断のためだけに胸部CT検査を指示したのであれば、不適切な指示・命令であると考えられる。実際、このような不適切な事案を当方で把握した場合には、適宜担当する地方じん肺診査医を指導し、また、地方じん肺診査医の研修の機会に他の地方じん肺診査医に対しても適正なじん肺診査について合わせて指導してきているところ。いずれにしても、今後とも適正なじん肺診査のため各地方労働局の担当者及び地方じん肺診査医に対して、ご指摘いただいた点などについて、引き続き機会あるごとに指導していきたいと思っている。

【白石・愛媛労働安全衛生センター】

地方じん肺診査医等が不適切な場合には指導をされるということだが、愛媛労働局の地方じん肺診査医を指導してほしい。主治医が

必要な資料を添付していても、続発性気管支炎等をすべて「治療の必要がない」と突き返している。他府県の監督署も愛媛の労働局は合併症について判断しないことになっているらしいので、それについては関係なしと（無視）しましようなどと言っている。現実にはそれが何十年と続いている。いいかげんにやめていただきたい。なお、このことについては愛媛労働局に対して十分注意してきているが、局の担当者の方も地方じん肺診査医に頭が上がらない、何もモノが言えない、どうもそういうことのように思う。あげくのはては、管理区分決定通知書をコンピュータでプリントアウトする際に、イエスカノーしかない。判断できないのであれば、「治療に必要がない」などと書くなどと言うと、「そうもいかないのだから前に進めない」というような説明までしている。近々愛媛労働局との交渉を持つ予定なので、しっかり指導していただきたい。

【平野・亀戸ひまわり診療所所長】

要望に出したのはうちの患者さんの件で、本省に連絡して指導していただいたのだが、どうしてこのようなことが起こると認識しているか、お聞きしたい。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

地方じん肺診査医は胸部所見を見分ける専門医であることは間違いないのだが、いわゆるじん肺法上の仕組みというのを、入口の時点でなかなか伝えきれていないというのがあるのではないかと。医学的所見をみると、じん肺法上のいわゆるルールの世界の部分とがあると思うのだが、そのへんがなかなかリンクして理解されていないというのがひとつとして考えられる。そういう意味で、地方じん肺診査医研修というものも毎年実施して、とくに新たに入る先生方に対しては、ルールと医学的部分との違いをしっかりと学んでいただく機会を持っている。

【平野・亀戸ひまわり診療所所長】

皆さん、受けているわけですね。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

実際、全員が全員受けているわけでは。先生方お忙しかったりするので、受けられないケースというのがあるのだが…

【川本・神奈川労災職業病センター】

決定は地方じん肺診査医の名前で出されるのではなく、地方労働局長名でなされるわけだから、診査医が間違ったことを言ったら、その場で担当者が、先生、これは違うんですよと言えばいいこと。先生のせいにするのはおかしい。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

本来そうです。事務方の方で本来であればルールを説明すべき。

【川本・神奈川労災職業病センター】

頭が上がらないというのもあるかもしれない。しかし、事務方もわかっていないからこういう問題が起こる。

【永倉・アスベストセンター事務局長】

地域差があるのは困る。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

たしかにそのとおりで、全国斉一性がなければじん肺管理区分決定の意味がはっきり言ってなくなってしまうので、そういう意味でも私どもの方でもしっかり指導していきたい。

【平野・亀戸ひまわり診療所所長】

このケースで言えば、続発性気管支炎あるいは気管支炎の診断はCTではできないということは常識。しかも埼玉の診査医の先生はお二人とも呼吸器の専門の先生。心配しているのはじん肺診査医の予断と偏見のようなものを持っているのではないかと。それでは困る。この方も9月に管理区分申請をして、決定が出されたのは今年の3月で、半年もかかっている。そのまま泣き寝入りしていたかもしれない。指導も結構だが、こういう問題が起きた場合には原因も徹底的に調べていただきたい。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

実際、この要請は例年受けている話で…

【斉藤・アスベストセンター】

一昨年もこのことを出して、東京局が続発性気管支炎を否定した問題があった。埼玉

局でもその時にあって、2003年12月の埼玉労基署長の病院宛での依頼では、当局のじん肺診査医は、じん肺管理区分申請時に提出されたエックス線写真では続発性気管支炎の所見は認められないと。再度じん肺診査医に確認したところ、続発性気管支炎がわかる画像としてCTスキャンの画像を拝見したいと、そういう文章をもらっている。これが2003年。最近になってやはり同様に、続発性気管支炎を否定しようというかたちで、埼玉では東京労災病院に受診させて業務外にしてしまった事例がある。地方レベルで系統的に、じん肺診査ハンドブックに示されている痰の量等ではなくて、CTとかとんでもないものを持ち出して、続発性気管支炎を何とか業務外にしようとしている人々がいるとしか思えない。

【白石・愛媛労働安全衛生センター】

世襲制みたいな、うちの病院、うちの大学にじん肺診査医のポストをやるという内々の話がついているような、おかしい事態がある。

【労働基準局安全衛生部労働衛生課】

実際に検査命令とか指示が不適切であれば、命令自体は行政の処分になるので、不服審査の対象になり得るものなので、そういうのもひとつの手かなとは…

3. 振動障害の労災認定について

- (1) 振動障害については基発307号通達により認定基準が示されているが、過去、必要とは思えない鑑別診断が強行され、判定基準を無視した不支給決定が各地で行われていた。鑑別診断を実施する場合には、まず主治医および被災者に鑑別診断を実施しなければならない理由を説明し、また実施後は検査内容と結果を判定基準と照らして十分に説明する必要があると考えるがいかがか。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策室】

鑑別診断は、類似疾患が疑われる場合など、医学的な疑問や矛盾が解決せず、保険給付に添付された診断書等の資料及び主治

医の意見のみでは業務上外の決定を行うことが困難であると判断された場合に実施しているところ。主治医に対しては、業務上外の判断を行うことが困難であることの理由を説明し、追加の資料を求めたりしているが、その上で鑑別診断が必要であると判断した場合には、請求人に対してその必要性や受診事項等の医学的事項等について説明したうえで実行しているところである。さらに、鑑別診断の結果業務外との判断がなされた方に対しては、その理由について説明している。

- (2) 振動障害検査指針の検討会の報告は以下の点において問題を含んでいると考える。

- ① 報告は「主観性を排除できない等の問題がある」として新たな検査体系を提案しているが本来、検査においては振動障害を発生させない予防原則に立脚した早期発見、早期治療を実現できなければならず、客観性の名による職歴、患者の訴え診察所見の軽視ではないか。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策室】

今回報告された検査手技については、昭和53年当時の医学的知見に基づいた検査手技と比較して、より安全で客観的な検査手技であり、新たな検査手技により振動障害の症状をより的確に把握することは、振動障害の早期発見、早期治療にもつながるものと考えている。なお、検査手技の見直しについては、関係する方々に説明をし、十分に意見を聞きながら進めていきたいと考えている。

- ② 検討会の中では少ない被験者数など実証検査の有効性についての意見の提起など問題点の指摘が行われているが、新たな認定基準作成を目標とした厚生労働省リードによる強引な結論付けが行われている。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策室】

振動障害の検査指針検討会報告書では、実証検査の対象数に係る問題を認識したう

えて、実証検査が行われた検査に関して、全体的には患者の症度区分に対応した結果が得られたとし、各検査の評価基準についても科学的検討を経たものであり、検査結果を判断するうえでの評価基準として一定の妥当性をもつものであるとしている。なお、検討会に参集いただいた方々には、各方面の専門家としての立場から検討いただき、そのうえで取りまとめがなされたものと考えている。

- ③ 検査は生活と労働の場に近いところで負担が少なく、実施が簡単で判断しやすいものとして、地方現場の医療機関が行ってきている。しかし、本来、精密検査に相当する神経伝導速度の測定を基本検査に入れ、従来検査に当たってきた現場の医療機関が実施できるとはとうてい考えられない精密検査を組み入れる提案内容は、現場の医療機関を排除するものであり、およそ予防原則とはかけ離れたものである。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策室】

正中・尺骨管神経の神経伝導検査は従前から知られ、よく普及している検査であり、整形外科、神経内科などを持つ医療機関で実施できるものと認識している。仮に患者が受診した医療機関において当該検査が実施できない場合には、当該検査のみ他の医療機関に依頼するという方法も考えられる。したがって、振動障害の診断等を行っている医療機関において、当該検査を受け労災請求できるものと考えている。また、振動障害に係るすべての事案について精密検査が必要となるわけではなく、労災請求に当たって行われた基本検査の結果から、患者の病像を正しく把握しきれない場合にのみ精密検査を実施することを考えており、精密検査を行ううえでの体制整備についても配慮してまいりたいと考えている。

- (3) 新たな検査手技の導入に当たっては産業衛生学会や現場医師の意見、被災者や労働団体

の意見を十分聴し、慎重になされなければならないと考える。検討委員会の報告を持ってただちに新通達を発し新たな検査手技の導入を行うつもりであるのか、いかがか。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策室】

振動障害に係る新たな検査体系の考え方については、産業衛生学会振動障害研究会の代表世話人や臨床医にも検討会に参集していただき取りまとめられたものであるので、今後、関係する方々から十分に意見を聴きながら進めてまいりたいと考えている。

【白石・愛媛労働安全衛生センター】

時間もないので簡潔にするが、厚生労働省の考え方として、振動病の問診とか患者の訴えを軽視しようという考え方がある。被災者や主治医の言う内容よりも機械でみたらいんだという考え方があるのは、やはり基本的な予防原則に立脚した考え方ではないのではないかとすることは、一言いっておきたい。

神経電動性検査など他所に頼んだらいいんだと簡単なことを言っているが、面倒な専門的な様々な検査が即導入されるのではないかという不安が非常に大きい。慎重に意見を聴きながらやるということを言われているが、被災者の意見も十分に聞いていただきたい。

【浜田・高知媛労働安全衛生センター】

疑問に思っていたのは、あらためて検査手技の検討の過程で、報告書でも「主観性」ということがずいぶん強調され、検討会を設けた目的のなかでも書かれている。振動病だけではなく、日本の医学界はもう問診とかはせんのだと一痛くもないのに、痛いと言ったりするから必要ないんだと。日本の医学界全体として、患者の訴えははなから疑っていますという認識があるのかどうかだけ教えてくれればよい。

【労働基準局労災補償部職業病認定対策室】

問診とか自訴とかを、この見直しの後全然取り入れないということではなく、それは当然前提としてある。いまの検査表の中にもそうい

うものを書くところがあるように、新しい検査手技に変わったとしても、問診や自訴は、対象一と言うと変だが一調査の項目としてはある。

【浜田・高知媛労働安全衛生センター】

だけでも、目的の中心にそういうことがあって報告書にも書かれている。現実の診断をやった結果として、重度だなと思うような数値が出てきても本人の自訴は軽いという例もある。その反対もある。人間だから嘘を言うものもゼロではないと思うが、医者は話も聞いたうえであなたは痛い痛い言うがこの程度でそんなわけではないと問い詰められて大げさに言っていたことを白状してしまう人もいるわけだ。自訴、問診は出発点であるはずなのに、そういうものを排除するためにこういうことやったということになったー日本の医学界全体がそういうことになったのだったとしたら、日本の医者は信用できない。それほど自信がある医者だったら、振動機械を使ってきた人間を目の前において、あなたは何年から何年まで使いましたねとでも当ててみるとよい。わかるものなら。そういう問題提起をしているのだということを厚生労働省は自覚していないといけな。私が言っていることはいちゃもんに近いように聞こえているかもしれないが、報告書を読んでみればそういうことだ。本当にそういう方向に走るのであれば、日本の医学界と調節してほしい。

4. 労働保険審査会について

(1) 労働保険審査会の裁決書を公開すること。

① 労働保険審査会と労働基準局は協同し、各都道府県労働局と労働基準監督署に対して、個人情報に配慮して管轄分裁決書を公開できる程度に編集するよう指示するなど、審査会事務局の人員枠に捉われない体制を作り、裁決書の公開作業を行うこと。

【労働保険審査会事務局】

あとで要請の趣旨もお聞きしたいのだが、基本的に審査会としては、地方労働局あるいは監督署に対して裁決書の編集等を指示する権限を持ち合わせていない。当審査会は、

再審査請求人に関して必要な書類、証拠等一審理のための処分というがー当該事件に関する証拠物件の提出を命じることはできるという権限しか持ち合わせていない。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

案件が多いということは毎年言われている。たしかに公開審理が始まるまでに1年くらい。公開審理が開かれてから裁決書が届くまでに1年以上、2年、場合によってはもっとかかる場合もある。実際、審理の中味に関して事務局に問い合わせをしても、何の情報も教えてもらえない。いつ裁決が出るのか、どういう方向になっているのかもわからないまま、他だ待つのみという現実である。現状を踏まえてどのように認識しているのか。

【労働保険審査会事務局】

言われるのはごもっとも。言い訳かもしれないが、いままで構造的な問題もあったのかもしれない。当審査会としては、長期未処理事案も含めて、1請求事案については少なくとも2年以内に処理できるように頑張ろうじゃないかということで、いまいろいろ事務処理の簡素化とか図っている。たまたま再審査請求事案が平成16年度いままでにない589件という請求件数が来た。それに対して当審査会としてこなすための審理件数の増加とかどういうふうに対応したかということ、審理件数もそれに沿って増加させている。16年度が413件、17年度はこういうことではいけないということで510件の審理件数に増加させている。昨年度は（請求）件数が470件程度に落ちたのだが、その反動がまたあるだろうと言うことで、18年度の審理件数は17年度を上回るようにしようと言うことにしている。いま現在550件は少なくとも審理しよう、それを上回ることを念頭において取り組んでいる。17年度の処理件数は、これ以上未処理事案を増やさないようにと取り組み、結果的に613件の裁決を出した。

おっしゃられることは、苦情も寄せられているし、当然社会的指命というものもあり、司法関係でもできるだけ短い期間で処理していくとい

うことと、総務庁の方で、われわれ以外にも再審査を行う機関はありいま標準処理期間というものはないがどの程度の機関で処理すべきかということが議論されているやに聞いており、そういうことも踏まえて当審査会としても、なるべく早く一少なくとも2年以内に処理できる体制を組もうじゃないかということで取り組んでいる。定員も限られており、増員要求も一昨年以來行っている。

待たされている方はお気の毒なのだが、公開審理を行った後裁決が出るまでは合議体に託される。そこで追加的な調査が必要だ、あるいは現地に行って調査が必要ということはあるのだが、どのような状態でいつ頃発出できるのかということは、合議体でかたちになってくるまでなかなかお伝えできないというのが実情である。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

合議をどれくらいのペースでやっているのかみえない。「かたちになる」というのはどのようなことなのか。

【労働保険審査会事務局】

合議は委員の部屋でやられることもあり、三者構成のなかに事務方がいつも入るわけではない。実体的には何かのアクションがないと動きはつかめない。い

【川本・神奈川労災職業病センター】

以前は審査会の図書館に来れば過去の裁決書の中味が読めた。個人名が書かれていたり、持ち出してコピーしたりとかいうこともあったわけだが、それができなくなり、それでは開示請求ということになったら墨塗りするのに時間がかかるから、少しずつ開示請求をしてくれなんてことを言われているわけだ。そんなことをしなくても、裁判所がやっているみたいに重要判例とか典型的な判例を整理して出せばよい。(請求)件数が増えるというが、それは、わからないということもあるからだ。再審査して認められるかどうか、皆悩んでいる。実際問題として、無駄だったらやめましょうという人もいます。ところがいま再審査をしてどうなったか

ということはどこにも載っていない。労働局では、不満があれば再審査されるのは権利ですからとしか言いようがない。先例を調べて、ここが足りないのかとか、こういう裁決が出ているなら可能性はあるとか無理だろうとか判断ができるようになれば件数は減るだろう。要望の内容も要はそのために、このようにしたらどうかという提案だ。いま裁決書をつくるときにデジタルデータがあるのだから、作業は容易である。具体的な作業をやらずに漠然と増員要求しても通るわけがない。

【労働保険審査会事務局】

請求件数が増えるのは、それだけの理由ではないと思うが、一部分はあるかと思う。増員は、情報公開対応のためだけのものではない。情報公開の機微に当たるものは名前だけではなくいろいろある。個人情報に当たるものを簡単に外部には出せない。

【川本・神奈川労災職業病センター】

それは裁判所でも全く同じこと。

【労働保険審査会事務局】

当審査会にはそのようなものがない。裁判所にはオープンにできるだけ根拠があるわけですね。判決文は閲覧できる…

【川本・神奈川労災職業病センター】

一般に閲覧などできない。何を言っているのか。裁判所自身がこれは国民に有益な情報だからということで編集して公表している。

【労働保険審査会事務局】

われわれも余力があれば出したい。はっきり言ってジレンマに陥っているのは事実だ。要旨だってもっと詳しいのがあれば、われわれ内部の職員にだって楽だ。主要な裁決集を編集して備えるということについては、いまは勉強しようとは思っている。社会保険審査会も新聞に出ていたし、全数ではないと思うので、どの程度集められて、お金をどうしているのか、どこにまかしているのか、どのように備えつけているのかなど、いくつか当たろうとは思っている。力があればやりたい。逃げてはいない。

※審査会だけでなく本省にも協力させるべき、

そもそも監督署や労働局で請求人が納得できるような決定や説明がなされていれば再審査請求は減る等々のやり取り

【浜田・高知媛労働安全衛生センター】

地方の労災参与として長年携わってきたが、審査官が整理をして参与会に出してくる書類のなかで、不服審査にあげた請求人が自分はこれこれこう思うと理をあげていることに対して、こういう調査をした結果こういうことでそうことではないと説明できていれば、外であつてもかなり納得する。しかし、訴えていることに対して答えていないものも多い。

【鳥井・全統一労働組合】

長期未処理案件がどれくらいあるのか。

【労働保険審査会事務局】

いま統計は取っていないので、数えないとわからないが、古いのは(平成)12年のが数件たしか残っている。言い訳かもしれませんが、認定基準が変わったりしたときは、どういう判断が下るのか待機してしまうことがある。またそういうときにどっと来る。古い案件を野放図にしているのではないが、棄却なのか取り消しなのかまだ微妙だというものもあるやには聞いている。
※後日回答あり。受理年平成11年2件、12年7件、13年36件、14年70件、15年147件(7月末時点)。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

審査機関そのものが訴訟の対象にもなってしまった。

【労働保険審査会事務局】

みっともない話だが、先般不作為の確認訴訟で訴えられた。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

問題は分かっているし、一生懸命やっているつもりだということで、忸怩たるものもあるのかもしれないが、そういうなかで再審査請求制度そのものに対する不信が広がってしまうことはよくないことと思っており、だからこそこういった場で毎回きていただいている。非難するためではなく、提案をしているつもりである。

もう少し具体的な改善を、例えばこれも毎

回言っている、調書の写しをコピーして提供していただくりはしてもらいたいと思っている。

【労働保険審査会事務局】

調書については、まだ委員会議で正式に決していないが、遠方からわざわざ来たり代理人を立てなければならぬのかということは、そこまではないだろうと言う考えもあり、事務方サイドだが、お送りしてまた送り返してもらったちにしようかと、いま考えているところ。

【飯田・東京労働安全衛生センター事務局長】

それはぜひ、やっていただきたい。

- ② 労働保険審査会は裁決書を関係者に交付する際、併せてその公開が民主的な行政推進に資するとの理解を得られるような説明文書と個人情報保護法に基づく公開の同意書様式を交付し、同意書の取得努力を通じて裁決書の公開作業を行うこと。公開の同意書取得等適法な努力を怠り、個人情報保護法が施行されたことのみをもって非公開とすることは、情報公開法の立法目的を軽んじる行政不作為である。

【労働保険審査会事務局】

いま現在、裁決書の情報公開の請求に当たっては、当審査会が平成16年3月に、情報公開審査会から答申が出されており、この答申の判断にしたがって情報公開に対応している現実となっている。また、趣旨をはき違えているかもしれないのだが、当審査会がここまでしなければいけないだろうかという思いもする。

- ③ 労働保険審査会は裁決書を個別に選択して開示請求する際に役立つ程度に、現行の検索リストより詳しい裁決要旨リストを作成し公表すること。

【労働保険審査会事務局】

いま検索リストがあるが、もう少し内容一要旨を詳しくという趣旨だと思う。そうすれば情報公開請求するに当たって、ある程度選択しやすいかなというところが趣旨かと思うが、当審査会としてもわからないことはないが、たまたまいま再審査請求が増大しているだとかあつ

で消化することに取り組んでおり、なかなか余裕が持てないというのが実情である。

- (2) 労働保険審査会裁決書以外の行政文書については、情報公開法と個人情報保護法の施行前に公開されていた文書を含め、公正で民主的な行政の推進のために透明性を確保すべき関係行政文書の取得、交付に際しては、前項(2)同様に同意書を取得するよう各事務手続き要領を改め、積極的に公表すること。

【労働保険審査会事務局】

あとで要請の趣旨もお聞きしたうえでお答えしたいと思っている。

- (3) 労働保険審査会の運営細則、2006年度の委員、参与名簿、を提供すること。

【労働保険審査会事務局】

運営細則、2006年度の委員、参与名簿は用意してきた。運営細則については、前回――昨年お渡ししているものと内容は変わっていない。

- (4) 労働保険の審査会の委員については、参与制度をあらため、委員にし、公益委員を追加し委員長を公益委員から指名すること。裁決書は合議制により作成すること。

【労働保険審査会事務局】

審査会の委員及び参与の人事、職務権限、それから合議体の構成については法律事項であり、当審査会としてもお答えできない部分である。裁決については、委員がいま9名いるが、審査会の指名する3名をひとつの構成として合議体をくみ、合議体によって裁決が決まるということになっている。



明日をください

今井明
写真・文



明日をください 出版委員会

発行／『明日をください』出版委員会
B5版108ページ／定価1500円（送料別）
（郵便振替口座「明日をください」出版委員会）
口座番号 00100-4-631175

連絡先

■中皮腫・じん肺・アスベストセンター

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル 5F

TEL 03-5627-6007 FAX 03-3683-9766

E-mail info@asbestos-center.jp

URL http://www.asbestos-center.jp/

アスベスト公害と患者・家族の記録
今井明 写真・文

『明日をください』

クボタ・ショックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント

「原則禁止」のポジティブリスト化 関係法令の整合化はなお課題 改正安衛令・石綿則 9月1日施行

石綿等の製造等の禁止

2006年9月1日から、改正労働安全衛生法施行令が施行される。厚生労働省は、別掲(48頁参照)のように、「アスベスト全面禁止」と大きくうたったパンフレットを作成して周知に努めている。

具体的にどう変わったのか。現行及び改正後の安衛施行令第16条の内容は、46頁の対照表のとおりである。これによれば、「石綿及び石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止される」こととなるように読める。

しかし、改正政令附則第2～4条に「経過措置」として適用除外措置が定められており、その内容は46～47頁の囲みのとおりである。適用除外には、「改正政令の施行日において現に使用されている」既存石綿含有製品等、既存石綿分析用試料等、及び、「国民の安全上の観点等から実証試験等が必要であり、例外的に当分の間禁止が猶予される」適用除外製品等、が規定されている。

2004年10月1日に施行された現行の、禁止される10製品のみ限定列挙(ネガティブリスト)だった(正しくは「限定禁止」であるが、政府はこれを「原則禁止」と称した)のに対して、禁止措置が適用されない製品を列挙する方式(ポジティブリスト)に変わったということであり、今回は字義どおりの「原則

禁止」とは言えるが、「全面禁止」ではない。

法律用語で「当分の間」とは、「次に安衛令が改正されるまで」という意味であって、期間が限定された猶予措置ではないので、いつ「全面禁止」が実現されるのかは、今回の改正によっても明らかにされていないということである。

既存石綿含有製品等については、「引き続き使用されている間」のみの適用除外。改修等により新たな物に交換する場合には、石綿を含有しない代替物とする必要がある。いわゆる「在庫品」は、「現に使用されている」に該当せず、譲渡、提供、使用、いずれもできない(禁止される)。

昨夏のクボタショック以後を中心にした「わが国に『石綿等の製造等の禁止』の経過」を、48～49頁にまとめた。厚生労働省は7月8日には、「2008年度までに全面禁止」の方針を表明(翌9日各紙朝刊等)。7月29日の第1回アスベスト問題に関する関係閣僚による会合でまとめられた『アスベスト問題への当面の対応』のなかでも、「遅くとも平成20(2008)年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する」とされた。これは、12月27日の第5回会合の「アスベスト問題に係る総合対策」で、「例外的に使用されるアスベスト含有製品の早期の代替化を促進するとともに、全面禁止を前倒しして、関係法令の整備を行い平成18(2006)年度中に措置する」という公約になった。

改正労働安全衛生法施行令・石綿障害予防規則の施行

改正労働安全衛生法施行令による「石綿等の製造等の禁止」

改正安衛令：（製造等が禁止される有害物等）	現行安衛令：（製造等が禁止される有害物等）
第16条 法第55条の政令で定める物は、次のとおりとする。 一 黄りんマッチ 二 ベンジジン及びその塩 三 四-アミノジフェニル及びその塩 四 石綿 (削除) 五 四-ニトロジフェニル及びその塩 六 ビス(クロロメチル)エーテル 七 ベータ-ナフチルアミン及びその塩 (削除) 八 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5パーセントを超えるもの 九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物	第16条 法第55条の政令で定める物は、次のとおりとする。 一 黄りんマッチ 二 ベンジジン及びその塩 三 四-アミノジフェニル及びその塩 四 アモサイト 五 クロシドライト 六 四-ニトロジフェニル及びその塩 七 ビス(クロロメチル)エーテル 八 ベータ-ナフチルアミン及びその塩 九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第8の2に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1パーセントを超えるもの 十 ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5パーセントを超えるもの 十一 第二号から第八号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

現行安衛令別表第8の2 石綿を含有する製品 (改正後は削除)

- 一 石綿セメント円筒
- 二 押出成形セメント板
- 三 住宅屋根用化粧スレート
- 四 繊維強化セメント板

- 五 窯業系サイディング
- 六 クラッチフェーシング
- 七 クラッチライニング
- 八 プレーキパッド
- 九 プレーキライニング
- 十 接着剤

改正政令附則（経過措置）

第2条 石綿又は石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「石綿等」という。）のうち、次の各号に掲げる石綿等の区分に応じ、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入された物（次項に規定する既存石綿分析用試料等を除く。）であって、この政令の施行の日において現に使用されているもの（以下「既存石綿含有製品等」という。）については、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第55条の規定は、適用しない。

- 一 アモサイト若しくはクロシドライト又はこれらをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物 平成7年4月1日
- 二 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この号において同じ。）を含有するこの政令による改正前の労働安全衛生法施行令別表第8の2に掲げる製品であって、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1パーセントを超えるもの 平成16年10月1日
- 三 前二号に掲げる物以外の石綿等 この政令の施行の日
- 2 前項第1号又は第3号に掲げる石綿等のうち、当

該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入された物であって、次に掲げるもの（以下「**既存石綿分析用試料等**」という。）については、法第55条の規定は、適用しない。

- 一 石綿の分析のための試料の用に供される物
- 二 前号に掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

3 この政令の施行の日において現に第1項第3号に掲げる物（既存石綿分析用試料等を除く。）を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成18年11月30日までの間は、労働安全衛生法施行令第16条第2項の要件に該当しない場合においても、これを引き続き試験研究のために製造し、又は使用することができる。

第3条 次に掲げる物（既存石綿含有製品等に該当するものを除く。次条第2項において「**適用除外製品等**」という。）については、当分の間、法第55条の規定は、適用しない。

- 一 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この条において同じ。）を含有するガスケットであって、次のいずれかに該当するもの

イ この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設（以下「**既存化学工業施設**」という。）の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（100度以上の温度の流体である物又はゲージ圧力3メガパスカル以上の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

ロ 既存化学工業施設の設備の接合部分に使用されるものであって、直径1500ミリメートル以上のもの（イに掲げるものを除く。）

ハ この政令の施行の際現に存する本邦にある鉄鋼業の用に供する施設（以下「**既存鉄鋼業施設**」という。）の設備の接合部分（250度以上の温度の高炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

ニ 既存鉄鋼業施設又はこの政令の施行の際現に存する本邦にある非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分（450度以上の温度の硫酸ガス又は亜硫酸ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

ホ 潜水艦（本邦において製造されるものに限る。）に使用されるもの

二 石綿を含有する**うず巻形**ガスケットであって、

既存化学工業施設の設備の接合部分（400度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であって、300度以上400度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

イ 水素イオン濃度指数が2.0以下又は11.5以上の状態である物

ロ 金属ナトリウム

ハ 黄りん

ニ 赤りん

ホ 亜硝酸及びその塩

ヘ クロム酸及びその塩

ト 硝酸及びその塩

チ 硫酸及びその塩

リ 塩化水素ガス

ヌ 塩素ガス

ル 弗化水素ガス

ヲ 弗素ガス

ワ 沃素ガス

三 石綿を含有する**メタルジャケット形**ガスケットであって、既存鉄鋼業施設の設備の接合部分（熱風炉から高炉に送り込まれる千度以上の温度の熱風を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

四 石綿を含有する**グランドパッキン**であって、次のいずれかに該当するもの

イ 既存化学工業施設の設備の接合部分（400度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であって、300度以上400度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

(1) 亜硝酸及びその塩

(2) クロム酸及びその塩

(3) 硝酸及びその塩

(4) 硫酸及びその塩

ロ 既存鉄鋼業施設の設備の接合部分（500度以上の温度の転炉ガス又はコークス炉ガスを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

ハ 潜水艦（本邦において製造されるものに限る。）に使用されるもの

五 石綿を含有する**断熱材**（本邦において製造されるミサイルに使用されるものに限る。）

六 石綿又は石綿を含有する製剤その他の物であって、前各号に掲げる物の**原料又は材料**として使用されるもの

わが国における「石綿等の製造等の禁止」の経過

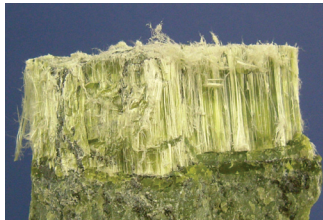
- 2002年 6月28日 坂口力厚生労働大臣(当時)が「原則禁止」導入方針表明
- 12月12日 厚生労働省「石綿及び同含有製品の代替化等の調査結果の概要」(2003年12月号)公表
- 2003年 4月 4日 厚生労働省「石綿の代替化等検討委員会報告書」公表(前記調査の結果わかった市場に存在している石綿含有製品のうち、3種類の製品区分を除くすべての石綿含有製品の禁止を提言—この一連の経過が「原則禁止」と言ってきた根拠となっている、2003年5月号)
- 10月16日 改正労働安全衛生法施行令公布(10種類の石綿含有製品の禁止—ネガティブリスト)
- 2004年10月 1日 改正労働安全衛生法施行令施行
- 2005年 4月12日 参議院外交貿易委員会(ILO条約の締結の件)審議で澤雄司議員が質問→後日厚生労働省は同議員に2007年を目途にポジティブリスト化することを報告(2005年5、7月号)
- 6月29日 クボタ・ショック以降、2002年12月12日発表の調査から漏れていた石綿含有製品の存在が続々明らかになる(「原則禁止」ではなかった!)
- 7月 8日 尾辻秀久厚生労働大臣(当時)が「2008年度までに全面禁止」方針表明
- 7月15日 基発第0715001号「石綿による健康障害防止対策の緊急的な対応について」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/050715-1a.pdf>、現に石綿含有製品を製造し又は取り扱っている事業場に対する監督指導等を指示→9月14日結果発表、<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/09/h0913-2.html>)
- 7月21日 石綿の代替化に関する緊急会議(厚生労働省、経済産業省、石綿関係業界、<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/07/tp0720-1.html>)
- 7月26日 基安発第0726003号「石綿を含有する建材の在庫品の販売停止について」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hisekimen/4a.html>)
- 7月26日 基安発第0726006号「石綿を含有する在庫品の使用等の停止について」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hisekimen/4b.html>)
- 7月29日 基安発第0729003号「石綿含有製品に係る適正な表示及び文書交付について」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/050729-1.pdf>)
- 7月29日 第1回関係閣僚会合「アスベスト問題への当面の対応」では「遅くとも2008年までに全面禁止を達成するため代替化を促進するとともに、全面禁止の前倒しも含め、さらに早期の代替化を検討する」(2005年9・10月号)
- 8月12日 基監発第0812001号・基安発第0812001号・基安化発第0812001号「現に石綿含有製品を製造し又は取り扱っている事業場に対する再監督等の実施について」(9月14日結果発表)
- 8月25日 石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」設置
- 8月30日 基安化発第0830001号「石綿含有製品の実態調査について」
- 9月 8日 基監発第0908001号・基安化発第0908001号「石綿等を含有するとみられるブレーキライニングを使用する完成自動車の輸入・販売事業者に対する監督指導又は個別指導の実施について」(9月20日 (<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/09/h0920-2.html>)、10月17日 (<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/10/h1017-1.html>)、実態調査結果発表)
- 9月20日 基安発第0920004号「石綿を含有する建材、摩擦材、接着剤及びこれらを使用する製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止等について」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hisekimen/4c.html>)
- 9月20日 基安発第0920007号「石綿を使用している製品の代替化の促進について」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hisekimen/3b.html>)
- 9月27日 石綿含有製品を部品として用いた製品の輸入を規制するための外国為替及び外国貿易法に基づく告示(輸入公表)の改正(公布・施行、<http://www.meti.go.jp/press/20050927002/kokuji-set.pdf>)

アスベスト全面禁止

労働安全衛生法施行令が改正され、平成18年9月1日から施行されます。

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されます。

ただし、裏面の表の物については、国民の安全上の観点等から実証試験等が必要であり、例外的に当分の間禁止が猶予されます。



石綿の種類

石綿とは、天然に産出する繊維状鉱物で、下記の種類があります。

- 蛇紋石系石綿
クリソタイル(白石綿)
- 角閃石系石綿
クロソライト(青石綿)
アモサイト(緑石綿)
アンオフィライト
トリモライト
アクチノライト

○労働安全衛生法(抄)

(製造等の禁止)

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のために製造し、輸入し、又は使用する場合は、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

○労働安全衛生法施行令(抄)

(製造等が禁止される有害物)

第四十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の十パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の十パーセントを超えて含有する製剤その他の物

➤ 平成18年9月1日前に製造され、又は輸入された在製品についても使用等が禁止されますが、同日において既に使用されている物については、同日以後引き続き使用されている間は、法第五十五条の規定は適用しません。

※「使用されている」とは、例えば建材として建物に組み込まれている状態をいいます。

➤ 平成18年9月1日前に製造され、又は輸入された石綿分析用試料については、法第五十五条の規定は適用しません。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

製造等禁止が当分の間猶予される製品(ポジティブリスト)

製品名	用途・条件
1 ジョイントシート ガスケット	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので100℃以上の温度の流体又は3MPa以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径1500mm以上の大きさのもの ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの ニ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの ホ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
2 うす巻き形 ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の腐食性の高い流体(pH2.0以下又はpH11.5以上のもの、金属ナトリウム、酸りん又は苛りん)、溶解性の高い液体(塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス)、酸化性の液体(硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれらの塩)を取り扱う部分に使用されるもの
3 メタルジャケット形 ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4 グランドパッキン	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので400℃以上の温度の流体又は300℃以上の温度の酸化性の液体(硝酸、亜硝酸、硫酸、クロム酸又はそれらの塩)を取り扱う部分に使用されるもの ロ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの ハ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
5 断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6 原材料	1～5の製品の原料又は材料として使用されるもの

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号)附則第三表

10月12日 基監発第1012001号・基安化発第1012001号「石綿を含有するおそれのある岩石を加工し製剤等として販売している事業者に対する監督指導又は個別指導の実施について」

12月14日 基安化発第1214001号「製品への石綿の使用の中止について」(協同組合日本製パン製菓機械工業会に、パン焼き用オープンのパッキン等の無石棉部品への代替化を要請)

12月27日 第5回関係閣僚会合「アスベスト問題に係る総合対策」で「全面禁止を前倒して、関係法令の整備を行い2006年度中に措置する」と公約(2006年1・2月号)

2006年 1月18日 厚生労働省「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討委員会報告書」公表→厚生労働省発表(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/01/h0118-2.html>)によると、2006年度中にポジティブリスト化(禁止除外は7製品)、全面禁止の時期は明示されず(発表文は、7月29日の関係閣僚会合の方針を引用するだけで、12月27日の公約には一言もふれられていない)

1月18日 基安発第0118004号「アスベスト製品の代替化の促進について」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/060118-1.html>)

6月26日 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」等を労働政策審議会(安全衛生分科会)に諮問、即日答申(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0626-1.html>)

6月26日 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」等に関する意見募集(パブリックコメント手続)、7月25日締め切り→8月2日結果公示(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/>)

8月 2日 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」等公布→9月1日施行(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/index.html>)

8月11日 基発第0811002号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」等(58頁参照)

8月23日 基発第0823004号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の周知について」

一月足らずで公約を反古

にも関わらず、年が明けて1月18日に厚生労働省が公表した「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討委員会報告書」は、2006年度中にポジティブリスト化（国民の安全の確保上、使用条件等個々の状況に応じて実証試験の必要性があるものもあり、例外的に禁止の除外がやむを得ない設備、条件、製品について列挙する）を提言するのみで、全面禁止実現の時期は明示されなかった。厚生労働省の発表文は、7月29日の関係閣僚会合の「当面の対応」を引用するだけで、12月27日の公約「総合対策」には一言もふれられていない。一月もたたないうちに、公約は反古にされてしまったのである。

国会審議（1月27日衆議院環境委員会）の場で追求されると、「EUその他諸国の『全面禁止』にも例外はある。ポジティブ・リスト化は『実質的な全面禁止』、『完全な（例外なき）全面禁止』の時期がいつになるかは『できるだけ早期に』以上のことは言えない」と強弁。与党・公明党の議員からも、「今までの説明だと18年度中に何とかしたい（言ってきたのに）。今の民主党の委員の質問に対して、18年度中に全面禁止でもないというような発言まで出てきている」とあきれられる始末だった。

ネガティブリストからポジティブリストへと「（原則）禁止」の仕方を切り替えるという方針は、既報（2005年7月号54頁参照）のとおり、2007年を目途として、クボタショック以前の段階で（参議員外交委員会でのILO条約批准審議の後）ですでに確立されていたものである。結果的には、それが1年前倒して実現しただけと言うこともできる。政府の世論操作がうまいと言うべきなのかもしれないが、メディアもこうした経過や問題点を伝えていない。

貿易統計によれば、1974年のピーク時に35万トン超だったわが国の原料石綿の輸入は、2003年24,653トン、2004年8,186トンから、2005年には110トン減少、2006年上半期の実績はゼロである。建材等の石綿セメント製品、石綿を含有したプレーキ、クラッチ等の摩擦材は、2004年10月1日以降は輸

入されていないはずであり、それら以外の石綿含有製品（主にジョイント用の圧縮した石綿繊維等）の輸入量は、2002年3,062トン（過去17年間では最高）、2003年2,692トン、2004年2,691トン、2005年2,086トンと推移してきたが、2006年上半期累計は329トン。「全面禁止」が、実体的にも法令的にも一日も早く実現するよう促進したい（なお、労働安全衛生法は輸出を禁止しておらず、2006年上半期累計で、原料石綿はゼロだが、石綿製品では296トンの輸出実績があることにも注意が必要である）。

規制の対象範囲の拡大

もうひとつの重要な改正点は、規制の対象となる「石綿を含有する製剤その他の物」（「石綿等」の「等」の部分）について、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」に改正し、規制の対象範囲を拡大したことである（1995年の安衛則改正前は「5%超」）。

安衛令による諸規制—製造等が禁止される有害物等（第16条）だけでなく、作業主任者を選任すべき作業（第6条）、作業環境測定を行うべき作業場（第21条）、健康診断を行うべき有害な業務（第22条）、健康管理手帳を交付する業務（第23条）、石綿障害予防規則、労働安全衛生規則、特定化学物質等障害予防規則、作業環境測定法施行規則等の関連規定も同趣旨で改正された。

これは、昨夏の総選挙にあたって石綿対策全国連絡会議が出した公開質問状の「規制対象範囲について0.1%基準で整合化を図るべき」という提起に対して、自民党を含む全政党が支持し（9月1日結果公表）、この回答の重要性を理解した読売新聞が裏付け取材をして3日付けで、「厚生労働省は規制を強化する方針を決めた」と報じていた。しかし、年末の関係閣僚会合の「総合対策」でもふれられず、今年6月に安衛令改正案等が公表されるまで、公には確認されてこなかったという経過がある。

発がん物質規制の整合化

1999年に制定された化学物質管理促進法によ

るPRTR(環境汚染物質排出・移動登録)、MSDS(化学物質等安全データシート)制度の対象物質等を検討した中央環境審議会環境保健部会(環境庁)、化学品審議会安全対策部会(通商産業省)等が当初示した案では、石綿(アスベスト)が対象物質に含まれていなかった。これに対して石綿全国連がパブリックコメントで、「①有害性ランクで発がん性クラス1、②年間製造・輸入量が10万トン以上、③環境庁や地方自治体のデータから一般環境中で複数地点から検出されており、『選定基準(案)』を満たしているにもかかわらず漏れてしまったことがあって不可解」等と指摘した結果、対象物質に追加されたのだった(2000年3月号参照)。

審議会では、「対象製品の要件」として、「製品の形態」、「含有率」等も検討され、「製品の形態」に関してはやはり石綿全国連の意見を採用して案を変更したのであるが、「含有率」に対しては、当初から、発がん物質規制についての「0.1%基準」を明示していた。その考え方は、別掲囲み記載のとおりであった(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/keii/toshin2.pdf>)。

同じ1999年に改正された労働安全衛生法においても、それまで行政指導で行われてきたMSDS

(化学物質等安全データシート)制度が法律に格上げされた。こちらの関係では、中央労働災害防止協会「化学物質の有害性等の情報の提供対象物質選定に関する検討会報告書」がまとめられているが、「含有率」に関しては、次のとおりとした。

「規制対象となる混合物は、『化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針』(平成4年7月1日付け労働省告示第60号)においては、特定有害性のある化学物質を1%以上含む混合物を対象にしていることから、現行の制度等との整合性等を考慮して、混合物は通知対象物を1%以上含有するものを規制対象とすることが適当である」。

同じMSDS制度を事業者に課した二つの法律が異なる「含有率基準」を採用してしまっていて以来、石綿全国連や全国安全センターは、「0.1%基準」での発がん物質規制の整合化を要求し続けてきた。

昨夏総選挙時の公開質問状に対する自民党及び公明党の回答は、以下のような内容であった。

自民党：「現在、化学物質管理促進法における化学物質の文書交付制度については、0.1%以上の石綿含有製品が対象となっており、労働安全衛生法における表示・文書交付制度では、1%を超える石綿含有製品が対象となっています。平成15

含有率について

- ① 現在、混合物の国際的な分類調和の基準が検討されているところであり、基準が決まっていない状況ではあるものの、すでにPRTRやMSDSを実施している諸外国における製品の基準は、次のとおりである。

- ・ 米国のPRTR及びMSDSの対象となる混合物は、対象となる化学物質が発がん性の疑いのある物質である場合には0.1%以上含有するもの、その他の物質については、1%以上含有するものとなっている。
- ・ 欧州のMSDSの対象となる混合物については、対象となる化学物質が発がん性の疑いの強い物質を含む猛毒、毒性のある物質である場合でも0.1%未満の含有率の場合には考慮しない、その他の有害性のある物質である場合でも1%未

満の含有率の場合には考慮しない。

- ② また、日本での他法令における製品の定義の例としては、労働安全衛生法特定化学物質等障害予防規則において健康障害を引き起こすおそれの大きい物質を含む製品等を指定しているが、その場合、通常は対象物質を1%以上含むものとなっている。
- ③ なお、第一種指定化学物質を選定するに当たって、発がん性クラス1の物質については、特に重篤な障害をもたらす物質であることが明らかであるとして位置づけられている。このため、他の指定物質に比べ、より厳重に管理する必要があると考えられる。
- ④ 上記のことを踏まえれば、基本的には指定化学物質を1%以上含む製品を対象とし、発がん性クラス1の指定化学物質については、0.1%以上含む製品を対象とすることが適当である。(気体の場合には、体積%、液体又は固体の場合には、重量%)

年の国連勧告『化学品の分類及び表示に関する世界調和システム』では発がん物質を0.1%以上含有する物は、文書交付等を行なうべきとされています。今後、勧告と整合を取るよう関係法令の改正を行いたいと考えております」。

公明党：「国際的な新しい基準では0.1%超のアスベスト含有を規制対象としていることは認識しており、化学物質管理促進法はその新基準に即したものであると思う。よってご指摘のように労働安全衛生法施行令についても規制対象範囲を0.1%超にして、整合化を図るべきだと考える。」

国連GHS勧告 (<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=4911>) は、前頁囲みで「現在検討中」とされていたもののことであり、「混合物の分類のためのカットオフ値」として示されている。

再び公約は実行されていない

これでようやく、発がん物質としての諸規制の対象範囲の「0.1%基準」での整合化が図られるものと期待していた。

しかし、46頁の安衛令第16条の新旧対象条文をよくご覧になっていただきたい。「0.1%基準」が適用されたのは石綿だけであって、他の発がん物質については「1%基準」、ベンゼン含有ゴムのりは5%超のままである（安衛令第22・23条も同様）。

問題の発端となったMSDS—譲渡・提供者に対する「文書の交付等」の義務付けの対象物質については、安衛法第57条の2、安衛令別表第9（第18条の2関係）および安衛則第34条の2の2で規定されている。今回、「石綿等」の譲渡・提供が禁止されることに伴い、安衛令別表第9から「石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く）」が削除されたのだが、安衛則第34条の2の2の、令別表第9に掲げる物を「その重量の1%（ベンゼンにあっては、容量の1%）を超えて含有する製剤その他の物とする」という規定は改正されていない。安衛法第57条、安衛令第18条、安衛令別表第2（第30条関係）で規定する「表示等」についてもまったく同様である。

すなわち、労働安全衛生法によるMSDS—文書通知制度の対象を、発がん物質については0.1%

第4条 既存石綿含有製品等及び既存石綿分析用試料等に対する法第57条及び第57条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

2 適用除外製品等については、この政令による改正前の労働安全衛生法施行令第6条第23号、第18条、第21条第7号、第22条第1項第3号及び別表第9の規定は、なおその効力を有する。

超ないし0.1%以上含有する物に拡大して、化学物質管理促進法や国連GHS勧告との整合化を図るという公約は実行されていないということである。

他方で、改正政令附則第4条は、上掲のように規定している。

この第1項によると、譲渡・提供等の禁止措置が適用除外される、既存石綿含有製品や適用除外石綿含有製品については、安衛法第57条の2（安衛令別表第9）「文書の交付等」、法第57条（令第18条）の「表示等」が適用されるものの、1%以下しか含有しないものについては、義務が課されないということになる。

第2項はわかりにくいと思うが、作業主任者を専任すべき作業（令第6条）、作業環境測定を行うべき作業場（令第21条）、健康診断を行うべき有害な業務（令第22条）については、改正前は、石綿等を「製造し、又は取り扱う作業（業務・屋内作業場）」が対象であったものが、改正後は、石綿等を「取り扱う又は試験研究のため製造する作業（業務・屋内作業場）」に変わっている。すなわち、「0.1%基準」が適用されるのは、原則として石綿等取り扱い作業等だけであって、製造作業には（試験研究のための製造を除いて）適用されないという仕組みなのである。

適用除外石綿含有製品等を「製造する作業（業務・屋内作業場）」には、改正前の規定の効力を及ぼすということであるが、「0.1%基準」ではなく「1%基準」—1%以下しか含有しないものについては、適用されないということになる。

なお、健康管理手帳を交付する業務（令第23条）に関しては、石綿等を「製造し、又は取り扱う業務」というかたちに変更はない。

「0.1%基準」の適用を免除する合理的理由は—

切なく、適用除外石綿含有製品等の製造、および、すべての石綿含有製品の譲渡・提供・使用等を一日も早くなくしていくという政策目標の実現のためにもより厳格な「0.1%基準」を適用すべきである。

なお、「0.1%基準」の導入を担保するために、基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」および基安化発第0821001号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」が示されている(64頁参照)。さらに、基安化発第0828001号「天然鉱物中の石綿含有率の分析方法について」も示された。

含有率=規制対象範囲の問題は、検出限界等の技術論に惑わされずに、閾値のない発がん物質については、安全レベルもないのだから、含有物はすべて規制対象とすることを原則としながら、規制の実効性を技術的にどう担保していくかという議論がなされるべきである。私たちが「1%基準」を改正して「0.1%基準」ですべての法令の整合化にこだわるのも、そういう趣旨からである。後述の「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」のように、基準含有率より少なくとも、「意図的に含有させた」ものについては適用対象とするという措置で補完されることが、一層望ましい。

いずれにしろ、アスベスト問題の教訓を予防原則の徹底に生かす意味からも、含有率「0.1%基準」の採用及び改正石綿則による記録の保存期間の30年間から40年間への延長等の措置は、石綿等についてのみに限定するのではなく、少なくともすべての発がん物質規制に敷衍させるべきである。

他の石綿関連法令の対応

規制対象となる石綿含有製品の含有率の整合化は、化学物質管理促進法と労働安全衛生法の間だけの問題ではないことも、再三指摘してきた(2006年1・2月号52頁等)。

石綿健康被害救済法案とともに大気汚染防止法、廃棄物処理法、建築基準法、地方財政法の関係四法一括改正案が審議された先の通常国会、1月27日の衆議院環境委員会で民主党の村井宗明衆議院議員は、各法律における含有率基準の考

え方について質し、以下のような回答がなされている(各法律による濃度基準についても質している)。

●厚生労働省・小野晃労働基準局安全衛生部長

現在、労働安全衛生法では、重量の1%を超えて含有する製剤その他のものが対象。平成18年度中に労働安全衛生法施行令の改正を行うこととしているが、その際に、禁止の対象とする石綿の含有率については0.1%とする方向で今後検討したいと思っている。

●環境省・竹本和彦水・大気環境局長

大気汚染防止法では建築材料を規定しているが、その石綿の含有率については、施行通知において、石綿の質量が当該建築材料の質量の1%を超えるということとしている。しかし、厚生労働省の方から労働安全衛生に関する基準について今後とも見直しをしていくという答弁があったとおり、環境省においても、厚生労働省、また関係する省庁とも連携をしてこの問題を検討してまいりたい。

●環境省・由田秀人大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物処理法では、飛散性アスベストについては、含有率によらずに、吹き付けアスベストなどのアスベストが飛散しやすいものを特別管理産業廃棄物と位置づけて厳格に対応。非飛散性アスベストについては、現時点での含有率は定めていない。改正される廃掃法の施行と合わせて、処理基準の強化などを検討したいと考えているので、その時点で、労働安全衛生法などの他法令で定める数値との整合性にも十分留意させていただきたいというふうに思っている。

●国土交通省・和泉洋人大臣官房審議官

建築基準法改正案では、当面飛散するおそれの高い吹き付けアスベスト及びアスベスト含有吹き付けロックウールのみを規制の対象と考えているので、規制対象に関して建築基準法独自にア含有率の数値を定めることは考えていない。

●小池百合子環境省大臣

いろいろ法律の目的によって、規制対象の範囲が異なってくるわけで、ただちに問題となるものではない。ただし、各基準の設定のベースとな

改正労働安全衛生法施行令・石綿障害予防規則の施行

る石綿の毒性評価に関する知見については、これこそまさにアスベストの被害の問題に直接、今後の被害を起こさないということにかかわってくるわけだが、そこは共通の目的になるわけなので、今後とも知見に関して収集を継続するとともに、各関係省庁間で連携を密にとり、施策の整合性、さらに連携を図ってまいりたい。

国会でのこのようなやり取りにも関わらず、その後の各改正法の施行に向けた準備にあたって問題を先取りして検討された形跡は見当たらない。

●改正廃棄物処理法令の対応

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課は、6月9日から7月8日にかけて行った石綿を含む廃棄物に係る廃棄物処理法施行令等の改正案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について、7月26日に公表した（<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7354>）。

ここでは、「石綿含有廃棄物の定義を労働安全衛生法と併せて0.1%以上石綿を含有するものとするべきではないか」との意見に対する「考え方」として、「御指摘を踏まえ、0.1%以上石綿を含有するものとさせて頂きました」という報告をしている。

これは、意見募集期間中の6月26日に、「0.1%基準」を導入する安衛令改正案要綱が発表された。そして7月20日に、改正廃棄物処理法の施行期日を2006年8月9日とする政令案および廃掃法施行令・施行規則等の改正案が示され、そこでは以下のようにしたものである（<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7339>）。

従来からの「特別管理産業廃棄物」としての「廃石綿等」の対象範囲の拡大とともに（廃石綿等の含有率基準を設けていないことは変わらず）、改正廃掃法施行令第3条「一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」の第1号ホで「石綿が含まれている一般廃棄物であつて環境省令で定めるもの（以下「石綿含有一般廃棄物」という。）」、第6条「産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」第1号ロで「石綿が含まれている産業廃棄物であつて環境省令で定めるもの（以下「石綿含有産業廃棄物」という。）」を規定し、改正廃掃法施行規則第1条

の3の3「石綿含有一般廃棄物」および第7条の2の3「石綿含有産業廃棄物」で、各々、「石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するものとする」旨を規定した。

●改正大気汚染防止法令の対応

環境省水・大気環境局大気環境課は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/full.pdf）を作成し、2006年7月4日付けで都道府県及び大気汚染防止法政令市あてに通知した。これは、164頁の部厚なもので、改正大気汚染防止法に準拠したものであるが、規制対象なる「特定建築材料」の解説として、「『石綿を含有する』とは、吹付け石綿に関する従来の判断基準と同様に、建築材料の製造又は施工に際して石綿を意図的に含有させたことをいい、それが不明な場合にあっては、石綿の質量が当該建築材料の質量の1%を超えることをいう」としている（19頁）。

「石綿を意図的に含有させた」場合には、含有率に関わらず対象となるものと考えられる前半の解説は、労働安全衛生法令を含めた他の法令もぜひならうべきであるが、「意図的に含有させていないことが明らかで、1%を超えて石綿を含有する建築材料」の取り扱いが明確ではない。

すでに6月26日には、「0.1%基準」を導入する安衛令改正案要綱が発表されているにも関わらず、そのことには何らふれられていないのである。

一方で、6月26日から7月25日までにかけて実施した石綿を使用している工作物に係る大気汚染防止法施行令等の改正案への意見募集（パブリックコメント）の実施結果について、7月31日に公表している。ここでは、労働安全衛生法令で9月1日から「0.1%基準」が導入することを指摘されたことに対して、「労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の改正により石綿含有率が0.1%超えに変更になる場合は、その運用方針も見ながらできるだけあわせてまいりたいと考えております」という「対応の考え方」を明らかにしている（<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=7377>）。

8月7日には、改正大防法の施行期日を2006年10月1日とする政令案および大防法施行令・施行規則

の改正案等が示されているが、0.1%基準にどう対応するのかはいまだ明らかにされていない。

厚生労働省—労働安全衛生法令の対応方針は1月の国会審議で明らかであるにも関わらず、なぜこのような醜態をさらすのか、理解しがたい。

●改正建築基準法令の対応

改正建築基準法—国土交通省の対応は、1月の国会答弁からもうかがわれるとおり、含有率—「0.1%基準」に何らかの対応をしようという姿勢は伝えられていない。

改正石綿障害予防規則

安衛令の改正とともに9月1日から施行された石綿障害予防規則の主な改正内容は、以下のとおりである。詳しくは、施行通達を参照されたい(58頁)。

(1) 吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込み等の作業に係る措置

- ① 吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込み等の作業であっても、当該石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがある場合については、石綿等の使用の有無の事前調査、作業計画の作成、作業の届出、特別教育等を行わなければならないものとする。
- ② 上記①の場合における作業であって、当該石綿等に薬剤を吹き付ける封じ込めの作業、石綿等が吹き付けられた天井に吊ボルトを取り付ける囲い込みの作業等については、作業場所を隔離しなければならないものとする。
- ③ 上記①の場合における作業であって、上記②以外のものについては、作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止するとともに、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとする。
- ④ 上記①の場合における作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態にしなければならないものとする。とともに、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならないものとする。

(2) 天井裏、エレベーターの昇降路等における臨

時の作業に係る措置

通常労働者が立ち入らない場所における臨時の作業(天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検・補修等の作業、掃除の作業等)を行う場合において、吹き付けられた石綿等の損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させるものとする。

(3) 使用された工具等の付着物の除去

事業者は、石綿等を取り扱う作業に使用した足場、器具、工具等について、付着したものを除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとする。

(4) 記録の保存期間の延長

作業の記録及び健康診断の結果の記録について、石綿等を取り扱う作業場において当該労働者が常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとする。とともに、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存するものとする。

改正大気汚染防止法

改正大気汚染防止法は、10月1日施行とされたわけだが、この改正内容は、同法が規制する「特定粉じん排出等作業」の範囲を、「特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体、改造又は補修する作業」に拡大(下線部分を追加)したことである。これに先立ち、大気汚染防止法施行令・施行規則が改正され、2006年3月1日から施行されており、「特定建築材料」として、吹付け石綿に、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が追加され、「特定粉じん排出等作業」の規模要件が撤廃されるとともに、遵守すべき作業基準を改正し、工事の施工者に対し作業の内容を見やすい場所に掲示することを義務づける等の措置も講じられている。

これらの措置によって、石綿障害予防規則を中心とした労働安全衛生法令による規制との整合化がおおかたとられたことになっている。クボタショッ

クを踏まえた新たな対応であるかのごとく装っているが、本来であれば2005年7月1日の石綿障害予防規則施行までに行っておくべきだった整合化作業がようやく行われたということにすぎない。クボタショック後の新たな対応である含有率「0.1%基準」にどう対処するかは明らかにされないまま、「1%基準」で解説した「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を周知してしまっていることは、前述のとおりである。

改正廃棄物処理法

改正廃棄物処理法の方は、8月9日から施行されている。石綿を含む廃棄物の無害化処理に係る認定制度を創設して、無害化処理を政策的に促進・誘導することが眼目とされたものであるが、同法施行令・施行規則の改正内容を若干見ておこう。

●特別管理産業廃棄物としての「廃石綿等」

廃石綿等の発生源が「建築物その他の工作物」に拡大され、また、吹付け石綿、保温材に、断熱材及び耐火被覆材が追加された(法第2条第5項、令第2条の4第5号へ、則第1条の2第7項)。廃石綿等の「収集、運搬、処分等の基準」に変更はない。

●「石綿含有一般廃棄物」

「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの」(令第3条第1号ホ、則第1条の3の3)。

●「石綿含有産業廃棄物」

「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの(廃石綿等を除く)」(令第6条第1号ロ、則第7条の2の3)。

石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の「収集、運搬、処分等の基準」が定められた(令第3条、第6条)が、主な内容は以下のとおり。

- ① 石綿含有廃棄物の収集、運搬及び積替え並びに保管を行う場合については、石綿含有廃棄物を破碎しないように行うとともに、他の廃棄物と混合しないように区分して行うこととする。
- ② 石綿含有廃棄物の処分又は再生の方法に

ついては、収集運搬のため行う破碎や切断を除き、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれをなくする方法(溶融処理等)により行うこととする。

- ③ 石綿含有廃棄物の埋立てを行う場合については、一定の場所において、石綿含有廃棄物が分散しないようにし、埋立地の外へ飛散及び流出しないよう表面を土砂で覆う等必要な措置を講じることとする。

新たに設けられた無害化認定処理制度の対象となる廃棄物は、廃石綿等、石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物とされる。認定制度に関する細目は、改正施行規則で規定されている。

また、施設の設置許可や市町村長の意見聴取等の生活環境アセス手を要する産業廃棄物処理施設に、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設が追加され、技術基準も定められた。

また、「石綿含有廃棄物等に関する情報の伝達」について、以下のような改正も行われている。

- ① 帳簿、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載することとし、これに伴う様式改正を行う。
- ② 石綿含有廃棄物等を埋め立てた場所がわかる図面を作成し、最終処分場の廃止までの間保存することとする。
- ③ 埋立処分の終了の届出の際に石綿含有廃棄物等が含まれる旨を記載することとする。また、届出の際には、石綿含有廃棄物等が埋め立てられている位置を示す書類を添付することとする。
- ④ 最終処分場の廃止の確認申請の際に、石綿含有廃棄物等が埋め立てられている場合はその旨を記載することとする。また、当該申請の際に添付する書類に、石綿含有廃棄物等が埋め立てられている位置を示す書類を追加する。
- ⑤ 廃棄物処理法第15条の18に規定する指定区域台帳に記載する事項に、地下にある廃棄物が石綿含有廃棄物等を含む場合は、当該石綿含有廃棄物等に関する事項を記載すること。また、指定区域台帳に添付する書類に石綿含有廃棄物等が埋め立てられている位置を示す

書類を追加する。

- ⑥ 土地の形質変更を行う際に、石綿含有廃棄物等の飛散による生活環境保全上の支障が生じるおそれがないようにするための必要な措置を講じていない場合は、土地の形質変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができることとする。

なお、6月6日付けで、環廃対発第060609002号「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」も示されている。

改正建築基準法等

建築基準法の改正では、以下のような条文が設けられた。

(石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)

第28条の2 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。

- 一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質（次号及び第三号において「石綿等」という。）を添加しないこと。
- 二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料（石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。）を使用しないこと。
- 三 居室を有する建築物にあつては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

改正法は10月9日までに施行されなければならないが、本稿執筆の時点では、施行期日を定める政令や政省令等の案も示されていない。

法改正による「規制の効果」として以下があげられているが、政省令等を見ないと判断できない。

- ① 増改築時における除去等を義務づけ
- ② アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施
- ③ 報告聴取・立入検査を実施
- ④ 定期報告制度による閲覧の実施

一方、宅地建物取引業法施行規則が改正され、4月24日から施行されている。これは、第16条の4の2の第2号として、「当該建物について、石綿の使用の有無の調査の結果が記録されているときは、その内容」が追加され、重要事項説明として建物の購入者に対して説明するというものである。

「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方について」も改正され、以下のとおりとされている。

「石綿の使用の有無の調査結果の記録が保存されているときは、『その内容』として、調査の実施機関、調査の範囲、調査年月日、石綿の使用の有無及び石綿の使用の箇所を説明することとする。ただし、調査結果の記録から、これらのうちいずれかが判明しない場合にあっては、売主等に補足情報の告知を求め、それでもなお判明しないときは、その旨を説明すれば足りるものとする。

調査結果の記録から容易に石綿の使用の有無が確認できる場合には、当該調査結果の記録を別添することも差し支えない。

本説明義務については、売主及び所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理組合、管理業者及び施工会社にも問い合わせた上、存在しないことが確認された場合又はその存在が判明しない場合は、その照会をもって調査義務を果たしたことになる。

なお、本説明義務については、石綿の使用の有無の調査の実施自体を宅地建物取引業者に義務付けるものではないことに留意すること。

また、紛争の防止の観点から、売主から提出された調査結果の記録を説明する場合は、売主等の責任の下に行われた調査であることを、建物全体を調査したものではない場合は、調査した範囲に限定があることを、それぞれ明らかにすること。」

今後とも各改正法等の施行状況等を監視していく必要がある。



基発第0811002号

平成18年8月11日

都道府県労働基準局長殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法施行令の 一部を改正する政令及び石綿 障害予防規則等の一部を改正 する省令の施行等について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令257号。以下「改正政令」という。）、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第147号。以下「改正省令」という。）及び関係告示が平成18年8月2日に公布され、同年9月1日から施行し、及び適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第1 改正の趣旨

改正政令は、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」における検討の結果、国民の安全確保等の観点から、代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等を全面禁止することを内容とする報告書が取りまとめられたことを踏まえ、石綿による労働者の健康障害の防止を徹底するため、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）について所要の改正を行ったものである。

また、改正省令は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）についてその施行後に明らかとなった作業の実態に係る知見を踏まえ、吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みの作業等における石綿ばく露防止対策の充実等を図るため、石綿則について所要の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 労働安全衛生法施行令関係

(1) 製造等の禁止（第16条関係）

「石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有

する製剤その他の物」の製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止することとしたものであること。

(2) 規制の対象となる有害物の範囲の拡大（第6条、第18条、第21条から第23条まで、別表第9関係）

作業主任者を選任すべき作業、作業環境測定を行うべき作業場、健康診断を行うべき有害な業務及び健康管理手帳を交付する業務について、規制の対象となる物の石綿の含有率（重量比）を1%から0.1%に改め、規制の対象範囲を拡大するとともに、製造等が禁止されたことに伴う所要の規定の整備を行ったこと。

(3) 施行期日（改正政令附則第1条関係）

改正政令は、平成18年9月1日から施行することとしたこと。

(4) 経過措置（改正政令附則第2条から第5条まで関係）

ア 改正政令の施行の日（平成18年9月1日）前に、製造され、又は輸入され、かつ、同日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。

また、改正政令の施行の日前に製造され、又は輸入された石綿の分析のための試料の用に供される物については、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。

さらに、現に石綿等を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成18年11月30日までの間は、令第16条第2項の要件に該当しない場合においても、これを引き続き試験研究のために製造し、又は使用することができることとしたこと。（附則第2条）

イ この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用される石綿を含有するガスケット等の適用除外製品等（以下「適用除外製品等」という。）については、現時点では、国民の安全の確保上、石綿を含有しない物への代替が困難であることから、例外的に、当分の間、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたこと。（附則第3条）

ウ 適用除外製品等を製造する作業等については、現行と同様、作業主任者を選任しなければならないこと等とするとともに、罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。（附則第4条、第5条）

(5) 関係政令の整備（改正政令附則第6条から第8条まで関係）

現行では労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第9号。以下「7年政令」という。）及び労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第457号。以下「15年政令」とい

う。)において経過措置の対象とされている物について、その取扱いを改正政令附則第2条に規定することに伴う所要の規定の整備等を行ったものであること。

2 石綿障害予防規則等関係

- (1) 吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置(改正省令第1条の規定による改正後の石綿則(以下「新石綿則」という。))第3条から第9条まで、第13条、第14条、第27条関係)

吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合における当該石綿等(以下「吹付け石綿等」という。))の封じ込め又は囲い込みの作業について、これらの作業を石綿則第3条の事前調査等の対象としたこと。具体的には、次のとおりであること。

ア 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業について、石綿等の使用の有無の事前調査、作業計画の作成、作業の届出、特別教育等を行わなければならないものとしたこと。(第3条から第5条まで、第8条、第9条、第27条)

イ 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業(囲い込みの作業にあっては、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業(以下「石綿等の切断等の作業」という。))を伴うものに限る。)については、作業場所を隔離しなければならないものとしたこと。(第6条)

ウ 吹付け石綿等の囲い込みの作業(石綿等の切断等の作業を伴うものを除く。)については、作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止するとともに、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとしたこと。(第7条)

エ 吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態にしなければならないものとするともに、当該労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならないものとしたこと。(第13条、第14条)

- (2) 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置(新石綿則第10条関係)

現行では、労働者を就業させる建築物等の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合には、石綿則第10条第1項の規定に基づき、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされているところであるが、労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならないものとしたこと。また、労働者は、当該保

護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないものとしたこと。

- (3) 器具、工具、足場等の持出し禁止(新石綿則第32条の2関係)

現行では、石綿等を取り扱う作業に使用する保護具等については、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないとされているところであるが、これと同様、器具、工具、足場等についても、付着した物を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとしたこと。

ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではないものとしたこと。

- (4) 記録の保存期間の延長(新石綿則第35条から第37条まで、第41条関係)

現行では、作業の記録及び健康診断の結果の記録について、記録した時点から30年間保存することとされているところであるが、石綿による中皮腫等の疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、当該労働者が常時石綿等を取り扱う作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとしたこと。また、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存するものとしたこと。

- (5) 関係省令の整備(改正省令第2条から第6条まで関係)

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等について、所要の規定の整備を行ったものであること。

- (6) 施行期日(改正省令附則第1条関係)

改正省令は、平成18年9月1日から施行することとしたこと。

- (7) 経過措置(改正省令附則第2条から第8条まで関係)

ア 改正省令の施行の際現に行われている作業については、新石綿則中の一部の規定は適用しないものとしたこと。(附則第2条)

イ 新たに石綿則第5条又は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。))第88条第4項の届出の対象となる作業等のうち、平成18年10月1日前に開始されるものについては、届出を要しないものとしたこと。(附則第3条)

ウ 適用除外製品等を製造する作業等については、現行と同様、新石綿則に基づく規制の対象としたこと。また、これらについて、規制の対象となる物の石綿の含有率を0.1%としたこと。(附則第4条、第5条)

エ 様式及び罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。(附則第6条から第8条まで)

第3 細部事項

1 労働安全衛生法施行令関係

(1) 第6条関係

ア 石綿等について、試験研究のために製造する作業以外の製造の作業が禁止されることに伴い、当該製造の作業を作業主任者を選任すべき作業から削除したものであること。

イ 規制の対象となる物の石綿の含有率を1%から0.1%に改めるとともに、これを政令で規定することとしたこと。

(2) 第16条関係

ア 第4号の「石綿」とは、繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト（以下「クリソタイル等」という。）をいうこと。

イ 第9号の「第4号に掲げる物（石綿）をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」とは、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する物のことをいい、塊状の岩石であって、これに含まれるクリソタイル等が繊維状を呈していない物は含まないこと。

ただし、塊状の岩石であっても、例えば蛇紋岩系左官用モルタル混和材のように、これを微細に粉砕することにより繊維状を呈するクリソタイル等が発生し、その含有率が微細に粉砕された岩石の重量の0.1%を超えた場合は、製造等の禁止の対象となること。

(3) 第18条、別表第9関係

石綿等の譲渡及び提供が禁止されることに伴い、名称等を表示すべき有害物及び名称等を通知すべき有害物から石綿を削除したものであること。

(4) 第21条から第23条まで関係

ア 石綿等について、試験研究のために製造する作業以外の製造の作業が禁止されることに伴い、作業環境測定を行うべき作業場及び従事する労働者に対し健康診断を行うべき有害な業務から、当該製造の作業に係るものを削除したものであること。

イ 作業環境測定を行うべき作業場、従事する労働者及び従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対する健康診断を行うべき有害な業務並びに健康管理手帳を交付する業務について、対象となる作業等に係る石綿の含有率を1%から0.1%に改めたこと。

(5) 改正政令附則第2条関係

ア 「現に使用されているもの」とは、例えば建築物に組み込まれている建材、機械に組み込まれているシール材等が該当するものであること。

建材、シール材等のいわゆる在庫品については、

「現に使用されているもの」には該当しないことから、譲渡（販売）することはできず、また、使用することもできないこと。

なお、「現に使用されているもの」に該当する物を改修等により新たな物に交換する場合には、当該新たな物は「現に使用されているもの」には該当しないことから、これを石綿を含有しない代替物とする必要があること。

イ 既存石綿分析用試料等については、分析機関が石綿の分析を行うに際し、その譲渡、提供等が必要になることから、製造等の禁止の規定は適用しないものとしたものであること。

(6) 改正政令附則第3条関係

ア 附則第3条各号に掲げる物は、平成18年1月18日に取りまとめられた「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」報告書において、国民の安全の確保上等の観点から、例外的に当分の間、製造等の禁止の規定を適用しないこととする製品等について、その使用条件を限定して列記したものであること。

イ 附則第3条各号におけるガスケット等の使用条件（温度、圧力等）は、通常想定される施設の運転条件であること。

ウ 「化学工業」及び「鉄鋼業」とは、令第8条と同義であること。また、「非鉄金属製造業」とは、日本標準産業分類における中分類の非鉄金属製造業と同義であること。ただし、個々の事業場がこれらに該当するか否かは、実態により個別に判断すべきものであること。

エ 「石綿ジョイントシートガスケット」とは、石綿等を主原料とし、ゴムをバインダとして作られたシート状の物であり、当該シート状の物を円形等に切り出したガスケットが、配管等の接合部分の密封に使用されるものであること。

オ 「うず巻形ガスケット」とは、テープ状の波形金属板（フープ）と、石綿、合成樹脂などのクッション材（フィラー）を交互に重ね、うず巻き状に巻き上げ板状のリングにしたもので、配管等の接合部の密封に使用されるものであること。

カ 「メタルジャケット形ガスケット」とは、石綿その他の耐熱材料（クッション材）を中心材として、金属薄板で被覆したもので、配管等の接合部の密封に使用されるものであること。

キ 「グランドパッキン」とは、石綿等をひも状に編組したものを、ポンプ等の軸端のパッキン箱に詰め込んだものであり、当該軸端の密封に使用されるものであること。

(7) 改正政令附則第4条関係

既存石綿含有製品等及び既存石綿分析用試料

について、引き続き、名称等の表示及び通知の対象としたものであること。(第1項)

また、適用除外製品等について、引き続き、作業主任者の選任、名称等の表示及び通知、作業環境測定並びに健康診断の実施の対象としたものであること。(第2項)

(8) 改正政令附則第5条関係

この政令の施行前にした行為等についての罰則の適用については、なお従前の例によるものとしたこと。

(9) 改正政令附則第6条関係

令第16条の改正に伴い、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)について形式的な改正を行ったものであること。

(10) 改正政令附則第7条関係

平成7年4月1日前に製造し、又は輸入されたアモサイト、クロシドライト及びこれをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物については、これまで、経過措置として、製造等の禁止の規定は適用しないこととされていたところであるが、その経過措置の範囲を改正政令附則第2条及び第3条に規定にするものに限定することとし、これに伴い7年政令の経過措置を削除したものであること。

(11) 改正政令附則第8条関係

平成16年10月1日前に製造し、又は輸入された石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)をその重量の1%を超えて含有する石綿セメント円筒等の製品については、これまで、経過措置として、製造等の禁止の規定は適用しないこととされていたところであるが、その経過措置の範囲を改正政令附則第2条及び第3条に規定するものに限定することとし、これに伴い15年政令の経過措置を削除したものであること。

2 石綿障害予防規則関係

(1) 第2条関係

「石綿等」とは、令第6条第23号に規定する石綿等をいい、クリソタイル等及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する物をいうものであること。

(2) 第3条関係

ア 事前調査及び作業計画の作成を行わなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。この作業には、人の居住の用に供する建築物における吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業が含まれるものであること。

イ 「封じ込め」及び「囲い込み」とは、「石綿障害予防規則の施行について」(平成17年3月18日付け基発第0318003号)記の第3の2の(7)ウ及びエと同様であ

るが、いずれも小規模な作業を含むものでないこと。

(3) 第5条関係

ア 第1項第2号は、届出を行わなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。

イ 第1項第3号については、改正前の「これに類する作業」と同様であり、今回の改正により新たな作業を追加するものではないこと。

(4) 第6条関係

作業場所を隔離しなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込めの作業及び石綿等の切断等を伴う吹付け石綿等の囲い込みの作業を追加したものであること。石綿等の切断等の作業を伴う吹付け石綿等の囲い込みの作業として、例えば、石綿が吹き付けられた天井に穴を開け、覆いを固定するためのボルトを取り付ける等の作業があること。

(5) 第7条関係

当該作業に従事する労働者以外の者の立入禁止及びその旨の表示を行わなければならない作業として、新たに、石綿等の切断等の作業を伴わない吹付け石綿等の囲い込みの作業を追加したものであること。石綿等の切断等を伴わない吹付け石綿等の囲い込みの作業として、例えば、石綿が吹き付けられた壁、天井等に覆いを設ける場合において、当該壁、天井等に穴を開けることなく当該覆いを固定する作業があること。

(6) 第8条、第9条関係

その発注者が、請負人に対し、石綿等の使用の状況等を通知するよう努めなければならない作業及びその注文者が、建築物の解体工事等の条件について、法等の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。

(7) 第10条関係

ア 第2項の「その労働者を臨時に就業させる」とは、当該建築物において通常労働者が立ち入らない場所における臨時の作業に従事させることをいい、例えば、天井裏、エレベーターの昇降路等における設備の点検、補修等の作業、掃除の作業等があること。

イ 呼吸用保護具は、当該建築物の吹付け石綿等の状況に応じて有効なものを選択すること。

ウ 作業衣は、粉じんが付着しにくいものとする。

(8) 第11条関係

石綿の製造等が禁止されたことに伴う規定の整備を行ったものであること。なお、現行においても、既に石綿等を吹き付ける作業に労働者を従事させることは禁止されているところであり、その取扱いを変更す

改正労働安全衛生法施行令・石綿障害予防規則の施行

る趣旨ではないこと。

(9) 第13条、第14条関係

ア 石綿等を湿潤な状態なものとしなければならない作業として、新たに、吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。

イ 第1項の「湿潤な状態なものとする」とは、封じ込めの作業において固化剤を吹き付けること等により石綿等の飛散を防止することも含まれること。

ウ 第1項の「著しく困難なとき」とは、吹付け石綿等の囲い込みの作業において、吹き付けられた石綿等の状態等により湿潤な状態とすることによって、かえって石綿等の粉じんが発散するおそれがあるときが含まれるものであること。

(10) 第15条、第16条、第17条、第18条、第20条、第21条、第28条、第29条、第31条、第33条、第34条、第38条、第40条、第44条、第47条、第48条、第49条関係

石綿の製造等が禁止されたことに伴う規定の整備を行ったものであること。

(11) 第27条関係

事業者が、その業務に労働者を就かせるときに当該労働者に対し特別教育を行わなければならない作業として、新たに吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を追加したものであること。

(12) 第32条の2関係

ア 「器具、工具、足場等」の「等」とは、作業場内において使用され、粉じんが付着した物すべてが含まれる趣旨であり、支保工等の仮設機材、高所作業車等の建設機械等も含まれるものであること。

イ 「付着した物を除去」する方法は、真空掃除機で取り除く方法、湿った雑巾で拭き取る方法、石綿の付着した部材を交換する方法等汚染の程度に応じて適切な方法を用いること。また、フィルター等の付着した物の除去が困難な物は、廃棄物として処分すること。

(13) 第35条関係

ア 記録の保存期間については、石綿による疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、石綿等を取り扱う作業場において当該労働者が常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとしたこと。

イ 第3条に基づく事前調査の結果についても併せて40年間保存することが望ましいこと。

(14) 第36条、第37条関係

作業環境測定の結果及びその評価については、第35条と同様の理由により、保存期間を40年に延長したものであること。

(15) 第41条関係

健康診断の記録の保存期間については、第35条と

同様の理由により、石綿等を取り扱う事業場において当該労働者が常時当該業務に従事しないこととなった日から40年間保存するものとしたこと。

(16) 第42条の2、第43条関係

第40条の改正に伴う規定の整備を行ったものであること。

(17) 第46条関係

新たに第10条第2項に規定した臨時の業務に係る措置における保護具等について、新たに管理の対象として追加したものであること。

(18) 改正省令附則第2条関係

吹付け石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業及び石綿の含有率が0.1%を超え1%以下である物に係る作業については、新たに新石綿則に規定する措置を講じなければならないものであるが、このうち改正省令の施行の際現に行われているものについては、直ちに措置を講じることが困難なものがあることから、これらの措置に係る規定は適用しないこととしたものであること。

(19) 改正省令附則第3条関係

新石綿則第5条第1項の規定による作業の届出及び法第88条第4項の規定による計画の届出を行わなければならない作業のうち、平成18年10月1日前に開始されるものについては、これらの規定は適用しないこととしたものであること。

なお、平成18年9月1日から平成18年9月30日までの間に開始される作業については、これらの届出に係る規定以外の規定（新石綿則第3条の事前調査等の規定）は適用されるものであること。

(20) 改正省令附則第4条関係

石綿則第15条の立入禁止措置等の規定については、今回の改正により、試験研究のために製造する作業以外の製造の作業をその対象から削除することとしているが、適用除外製品等については、これらの規定はなおその効力を有するものとしたこと。

また、適用除外製品等の製造の作業に係る記録の保存等について、石綿則第35条等と同様、当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存しなければならないものとしたこと。

(21) 改正省令附則第5条関係

改正政令附則第4条第2項の規定により、既存石綿含有製品及び既存石綿分析用試料等については、引き続き作業主任者の選任、名称等の表示及び通知、作業環境測定並びに健康診断の実施の対象とされているが、その対象となる物の石綿の含有率は0.1%を超えるものとしたこと。

(22) 改正省令附則第6条関係

改正省令第1条の規定による改正前の石綿則（以下「旧石綿則」という。）等に定める様式による申請書等については、現に提出され又は交付されている旧石綿則等に定める様式による申請書等は、新石綿則等に定める相当様式による申請書等とみなすこととしたこと。

(23) 改正省令附則第7条関係

改正省令の施行の際に現に存する旧石綿則等に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改訂をした上、使用できるとしたこと。

(24) 改正省令附則第8条関係

改正省令の施行前にした行為等に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

第4 関係告示の一部改正

電気機械器具防爆構造規格（昭和44年労働省告示第16号）、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）、石綿障害予防規則第16条第1項第4号の厚生労働大臣が定める性能（平成17年厚生労働省告示第129号）、石綿障害予防規則第16条第2項第3号の厚生労働大臣が定める要件（平成17年厚生労働省告示第130号）及び石綿障害予防規則第17条第1項の厚生労働大臣が定める要件（平成17年厚生労働省告示第131号）について、石綿の製造等が禁止されたことに伴う規定の整備を行ったこと。

第5 関係通達の一部改正

1 平成7年2月20日付け基発第76号通達の一部改正

平成7年2月20日付け基発第76号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」の一部を次のように改正する。

記の第1のIの2の(2)を次のように改める。

(2) 削除

2 平成7年3月27日付け基発第145号通達の一部改正

平成7年3月27日付け基発第145号「作業環境評価基準等の一部改正について」の一部を次のように改正する。

記の第1のIIの1の(2)を次のように改める。

(2) 削除

記の第2のIIの2を次のように改める。

2 削除

3 平成8年2月20日付け基発第72号通達の一部改正

平成8年2月20日付け基発第72号「作業環境測定の記録のモデル様式の改正について」の一部を次のように改正する。

本文中「特定化学物質等障害予防規則第36条第2項及び第36条の2第2項」を「特定化学物質障害予防規則第36条第2項及び第36条の2第2項、石綿障害予防規則第36条第2項及び第37条第2項」に改める。

4 平成15年10月30日付け基発第1030007号通達の一部改正

平成15年10月30日付け基発第1030007号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部を次のように改正する。

記の2の(3)を次のように改める。

(3) 削除

5 平成17年2月15日付け基発第0215002号通達の一部改正

平成17年2月15日付け基発第0215002号「特定化学物質等障害予防規則等の一部改正について」の一部を次のように改正する。

記の第2の3の(2)を次のように改める。

(2) 削除

6 平成17年3月18日付け基発第0318003号通達の一部改正

平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」の一部を次のように改正する。

記の第3の1の(2)を次のように改める。

(2) 削除

記の第3の2の(1)のオ中「1%」を「0.1%」に改める。

記の第3の2の(3)のイの(ア)中「及びパーライト保温材」を「、パーライト保温材及び配管等の仕上げの最終段階で使用する石綿含有塗材」に改める。

記の第3の2の(4)のイ中「1%」を「0.1%」に改める。

記の第3の2の(4)のウを次のように改める。ウ「当該除去を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所からの隔離」とは、当該除去を行う作業場所をビニールシートで覆うこと、また、負圧除じ

改正労働安全衛生法施行令・石綿障害予防規則の施行

ん装置を使用する場合にあっては、作業場所を負圧に維持すること等により、石綿等の粉じんが他の作業場所に漏れないようにすることであること。

記の第3の4の(5)のアを次のように改める。ア特定化学物質等作業主任者技能講習修了者(平成18年3月31日までに修了した者に限る。)及び石綿作業主任者

記の第3の4の(12)のイを次のように改める。

イ 削除

記の第3の4の(12)のオを次のように改める。

オ 削除

記の第3の9の(6)を次のように改める。

(6) 削除

7 平成17年3月31日付け基発第0331017号通達の一部改正

平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインに

ついて」の一部を次のように改正する。

別添1の3の(2)を次のように改める。労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第3第1号若しくは第2号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋外作業場等又は石綿等(令第6条第23号の石綿等をいう。)を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋外作業場等((5)に掲げるものを除く。)

別添1の6の(1)のイの(イ)中「又は令第6条第23号イに掲げる物」を削除し、「30年間。」を「30年間、石綿に係る測定については40年間。」に改める。

別添1の6の(2)のイの(イ)中「又は令第6条第23号イに掲げる物」を削除し、「30年間。」を「30年間、石綿に係る評価については40年間。」に改める。

別添1の別表第1中「6 石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。ただし、平成7年4月1日前に製造され又は輸入されたアモサイト及びクロシドライトを含む。)」を「6 石綿」に改める。



基発第0821002号
平成18年8月21日

都道府県労働基準局長殿

厚生労働省労働基準局長

建材中の石綿含有率の 分析方法について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(以下「188号通達」という。)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」等において、石綿等がその重量の1%を超えて含有するか否かについて行うものを示しているところであるが、今般、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)の一部が改正され、平成18年9月1日から、これら法令に基づく規制の対象となる物の石綿の含有率(重量比)が1%から0.1%に改められることから、同日後は、石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否かについて分析を行う必要がある。

一方、建材中の石綿含有率の分析方法で0.1%までの

精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成18年3月25日に制定されたところである。

ついては、石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析については、下記の方法があるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析的確実実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添(省略)のとおり要請したので知されたい。

なお、188号通達は、本通達をもって廃止する。

記

1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」(以下「JIS法」という。)

2 上記1と同等以上の精度を有する分析方法として以下に掲げる方法

(1) 廃止前の188号通達の別紙の第3の3の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析の方法(以下「分散染色法」という。)

ただし、分散染色法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。よって、分散染色法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

(2) その他別途示す分析方法



基安化発第0821001号
平成18年8月21日
都道府県労働基準局長殿
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長

建材中の石綿含有率の 分析方法に係る留意事項について

建材中の石綿含有率の分析方法については、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「局長通達」という。）をもって通達されたところであるが、その運用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、貴局管内の作業環境測定機関等の分析機関並びに建築物等の解体等の作業を行う事業者及び関係事業者団体に対し周知を図り、当該分析の的確な実施に遺漏なきを期されたい。

また、関係事業者団体等に対して、別添（省略）のとおり周知したので知されたい。

なお、平成17年6月22日付け基安化発第0622001号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「0622001号通知」という。）は、本通知をもって廃止する。

記

- 1 JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」（以下「JIS法」という。）と同等以上の精度を有する分析方法について

局長通達の記の2の（2）の「その他別途示す分析方法」として、廃止前の0622001号通知の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」の2の（3）の①のイの「位相差顕微鏡を使用した分散染色分析法による定性分析」があること。ただし、当該方法は、JIS法の7.1.2のa)の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであることから、その取扱いについては、局長通達の記の2の（1）と同様であること。

- 2 JIS法による定性分析においては石綿を含有していると判定されたにもかかわらず、定量分析において石綿回折線のピークが確認できない場合の取扱いについて

- （1）JIS法の9.の「二次分析試料によるX線回折定量分析方法」により定量分析を行う場合において、JIS法の解説の4.7では、JIS法で定める残さ率（以

下「残さ率」という。）が0.15を超えるときは、残さ率が0.15以下となるように溶解条件等を検討する必要があるとされている。このことから、例えば、酸の種類の変更等を行うことにより、残さ率が0.15以下となるようにすること。なお、一部の成形板等については、当該措置を講じたにもかかわらず、残さ率が0.15以下とならず、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合については、石綿が0.1%を超えて含有しているものとして取り扱うものとする。

- （2）残さ率が0.15以下になった場合であっても、石綿回折線のピークが確認できないことがあり得るが、この場合においては、一般に、石綿含有率はJIS法で定める定量下限（以下「定量下限」という。）以下とされていることから、定量下限が0.1%以下であるときには、石綿が0.1%を超えて含有していないものとして取り扱うものとする。

- 3 JIS法による定量分析が必要とされない場合について

石綿が0.1%を超えて含有するか否かを判断する定量分析については、JIS法により行う必要があるが、事業者が石綿が0.1%を超えて含有しているものとして関係法令に規定する措置を講ずるときは、この限りではないこと。

したがって、例えば、次のような分析を行って、0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めてJIS法による分析の必要はないこと。

- （1）JIS法の7.に掲げる「一次分析試料による定性分析方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の（3）の「定性分析」により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。
- （2）局長通達の記の2の（1）の分析方法により分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認された場合。
- （3）廃止前の平成8年3月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」の別紙の第4の「石綿の含有率の判定方法」又は廃止前の0622001号通知の別紙の2の（4）の「エックス線回折分析法（基底標準吸収補正法）による定量分析」により分析を行った結果、石綿が0.1%を超えて含有していると判定された場合。
- （4）JIS法は主として石綿含有率が5%以下の物に適用するものとされていることから、あらかじめ石綿含有率が5%を超えると認められる物の分析について、X線回折法による内標準法、添加法又は基底標準吸収補正法により分析を行った結果、石綿を含有していると判定された場合。



連載第47回

語りつぎたいこと —日本・アジアの片隅から—

語りつがねばならない“戦争”

塩沢美代子

消えない“後ろめたさ”

この連載をはじめてから、ときどきフラストレーションを感じることもある。私はかつてあるミニコミ紙のコラムに、そのときどきの社会状況や政治問題について、いいたいことを書きつづけていたので、歴史ではなく現在のことをとり上げたくなるからである。そもそもこの連載の依頼を受けたのも、憲法九条が危うくなっていく情勢のなかで、高齢者以外の日本人が昭和史を知らないという現実に焦り、私がいかに軍国少女に育てられたかだけは、どうしても伝えなければならなかったからだが、そのまま筆が滑って今日に至ったわけである。

今では私にしか語れない、アジアの草の根の事実を記すことの意義を感じているが、“靖国問題”が頂点に達しているこの8月だけは、番外

編として、今日の私の心境を記すことにする。

戦後61年間、私は8月になると、自分が今も生きていることを、それなりに豊かで平穏な生活を送っていることを、この上なく後ろめたく感じるのである。あまりにも多くの人々が、あまりにも凄惨な苦しみを経て死んでいったことを思うと、生き残った者の後ろめたさは死ぬまで消えない。50歳近くまで、その哀悼の念は、無意識に日本人に限られていた。しかしアジアの人々と交わるようになってから、私のメンタリティはアジア人になった。日本人の犠牲者数の10倍くらいになるであろう、アジア全域の犠牲者に対しても、後ろめたさを感じている。

なぜ“靖国”が問題なのか

今や日本人の大半は昭和史を知らないか

ら、小泉首相の靖国神社参拝に、なぜ韓国や中国が猛反発するのか、わからないようである。

そこで小学生にもわかるように、きわめて単純に二段階に図式化して考えてみた。

日本人Aが日本人B（220万人）を殺した。ところがBの追悼施設に、Aが死んでからAも一緒に祀った。こんなことをしたら、Bの遺族は激怒し猛烈に抗議するだろう。ところがBの遺族は大事な人をAに殺されたことに気付かないのか、抗議もせずにおまいりしている。

ところで日本人Aは、日本人Bを殺しただけでなく、彼らの手によって朝鮮人、中国人、東南アジア人などを無数に殺した。それなのに、Aも祀っている追悼施設に、日本の国を代表する首相がおまいりしている。歴史を知らない日本人と違って、韓国人や中国人は、Aが無数の同胞を殺した張本人であることを知っているから、首相がおまいりすることの、歴史認識のなさに、激怒するのである。

日本人Aとは、東條英機らを筆頭とする戦争指導者のことだが、私は彼が東京裁判でA級戦犯とされたからではなく、敵・味方を問わずあまりにも多くの犠牲者が出るのを承知の上で、民衆に戦争をさせた犯罪人であることを知っているから、許せないのである。

生れてはじめて“靖国”に

私は今年8月14日に、生れてはじめて靖国神社に行った。女学校時代に、明治神宮には何度も行かされたが、靖国神社に行ったことはなかった。13日にこの原稿を書きはじめようとしたとき、境内にある遊就館を見ておかなければと思ったからである。若い友人が、“靖国神社の本質は遊就館にある。ひどいものだ”というのをきいて、一度は見てこなくてはと思っていた。暑さに耐えていったのに、“なーんだ、無理して来ることはなかった”という感じだった。私にとってはタイムスリップして、少女時代にかえっただけ

だった。戦争を正当化している点で、戦後生れの人には異常に映った状況が、私の20歳までは正常だったというわけである。知らなかったのは、東條をふくむ5千枚以上の写真があったことである。250万人以上の人が祀られているのに、この写真はどのような人たちなのか、混んでいて解説がみられなかったが、軍の位の高さによるのか、遺族の希望者なのか、その場合お金を出すのかなどをまだ調べていない。

元兵士が語った“硫黄島玉砕”

戦争が遠い過去になっているが、小泉が8月15日に靖国参拝をしたこともあって、テレビでもいくつかの番組があった。

そのなかで玉砕（全滅）した硫黄島の、生存者である81歳の元兵士が、死ぬまで黙っているつもりだったが、やっぱり話すべきだと思ったそう、重い口を開いた。もう戦う力も全くないのに、島中に地下壕を掘ったなかの、40度を超す暑さのなかで、水も食料もなくなり、苦しみにあえいでいた。米軍が日本語で“出てくれば殺さない”といくら投降を呼びかけても出てこない、煙でいぶし出そうとしたりしたという。ごくわずかな生存者は、負傷や栄養失調で、意識を失ったり動けない状態で捕虜になったらしい。

その頃、サイパン島、アッツ島、ウェーキ島など、覚えきれないほど玉砕と伝えられた戦場があったが、みんな同じような状況だったに違いない。

私が女子大生の頃、東條英機が書いた“戦陣訓”が配られた。“ひとつ軍人は忠節をつくすを本分とす”にはじまる全文は覚えていないが“生きて虜囚の辱めを受けず”という部分を覚えている。もしかしたら戦後にこの文言のもった重要性に気付いて、覚えているのかもしれない。

硫黄島の生存者の証言をきいて、改めて思

い出したのは、この戒めのために、死ななくていい命が、いかに数限りなく失われたかである。

沖縄では民間人の老若男女も、この文言によって命を絶った。ある生存者の証言によれば、死ぬために与えられていた手榴弾がしめっていて爆発せず、家族そろって死ぬために焦ったあげくに、米軍に保護されたそうである。

特攻隊が片道の燃料しか積まずに、自爆攻撃をさせられたのと対照的なのは、日本を空襲したB29機の兵士には、パラシュートが備えられていたことである。広島県の呉軍港を空爆にきたB29が、高射砲にやられたときに、4人の乗員がパラシュートで脱出した。ひとりはパラシュートが開かずに死んだが、3人は無事に着陸して憲兵の手に渡り、広島で取り調べられているときに、原爆で死んだという皮肉な話も伝えられている。

この時代に生きていた者として、兵隊たちが、“靖国で会おう”といっていたなんて、嘘っぱちだと知っている。誰も死にたくはなかったのである。靖国に祀られている250余万人の将兵のなかには、職業軍人や幼い頃から軍国主義教育にマインドコントロールされ、自ら志願して少年航空兵になった者などもあるだろう。しかし少なくとも90%以上が、“赤紙”という国家の至上命令で、否応なく戦争にいかされた民衆である。私は兄への“赤紙”をこの手で受け取ったことがあるが、死刑宣告と同じ異様な戦慄を覚えながら、そのとき在京していなかった兄に、一刻も早く知らせなければと焦ったものである。

“即死”だけを願っていた

今年になって、80代の元兵士が、はじめて重い口を開くケースが多くなった。南京大虐殺の現場にいた人も“戦争は人間を狂気にする。戦争は絶対にしてはならない”と力説した。前述の硫黄島の兵士が、“即死したい”というのがみ

んなの願いだったと語るのをきいて、“私と同じ”と思わずつぶやいた。

終戦前の6か月間、東京のわが家にながら、私も即死だけを願っていた。飢餓と連日連夜の空襲の恐怖から、一刻も早く逃れたかったからである。本土決戦・一億玉砕と叫ばれていたから、どのみち私の寿命は20歳で終るものと思っていて、どうせ死ぬのなら苦しむ時間は短い方がよかったのである。

あるとき若い人にその話をしたら、“20歳で命が終るなんて、さぞ悲しかったでしょう”といわれて、“あれーっ”と思った。いわれてみて気付いたのだが、その当時は悲しいなどという人間的な感情の働く状況ではなかった。

私は改めて当時のことを思い起こして、連日の空襲をするアメリカ軍を憎いと思ったか、こんな状況に追い込んだ日本の軍事政権を憎いと思ったかを考えてみた。記憶を辿ると、そのどちらでもなかった。そんな思考作用はとっくに失われていて、台風や大地震に遭遇しているのと同じ気持ちだった。そして空腹のつらさとか空爆の恐怖とか、生物本能しか残っていなかったのである。

イラクやレバノンの空爆のニュースをみると、61年前に近くに爆弾が落ちたときの、心臓を直撃されたような、表現しがたい恐怖の音がまざまざとよみがえる。

歴史認識のギャップ

15年戦争の歴史を調べてみると、日中戦争も太平洋戦争も、その発端のさいには、ときの首相や外交関係者が、大事に至らないように必死の努力をしたようである。しかし軍部が押しきって激しい戦争に突入したらしい。

明治期にはじまった徴兵制度に加え、大正末期の1925年にはじまった治安維持法による、厳しい言論統制により、反戦思想などは完全に弾圧されていた。そして軍国主義教育が徹底

的に行われ、国民は戦争にかり出され、無数のアジア人を殺し、自らも命を落とした。

太平洋戦争のとき、東南アジアで敗北の極に達したときにも、降伏の機会があった。しかし軍部の強硬派によって戦いは続行された。ここでやめていれば、東京大空襲、地上戦に至った沖縄、原爆による犠牲も避けられたのである。この歴史を50代以下の日本人は知らない。教えられなかったからである。

36年間も非人道的な植民地支配を受けた上に、日本軍の一員として戦争をさせられたり、従軍慰安婦にされた韓国人の恨みは深く、この夏、反日映画といわれる“韓半島”は韓国人の12人に1人はみた程の盛況だそうである。韓流ブームとは裏腹の現実である。

この映画の冒頭は小泉首相の靖国参拝のシーンにはじまるという。現代史を知らぬ、日本の現役世代とのギャップはあまりにも大きい。

中国は、戦争の責任は、ひと握りの軍国主義者によるもので、日本の民衆はその被害者だと位置付けている。私はよくわかってきていると思っている。

NHKの終戦記念番組に出た中国人は、昨年の反日デモは、反日ではなく反小泉デモだといい、戦争責任について、何度も謝らなくてもいいから、戦後世代にも歴史をちゃんと教えてほしいと語った。

危うくなる憲法九条

戦争の時代に生きていて、今日の政治や社会の状況をみている私は、憲法九条がなくなつて戦争のできる国になったら、日本社会の精神的風土では遠からず日本は軍が権力をもつ国になるだろうと思う。

人々の価値観が多様化し、インターネットでグローバルに情報の得られる今日、そんなことはないと思われるだろう。若者は戦争の話をきくと、“どうして赤紙を断らなかったのか”とふしぎが

る時代である。

しかし私はさりげない日常のなかでさえ、その不安を感じる。

例えばサッカーのW杯のとき、すべてのテレビ番組はサッカー一色になり、サッカーを見ないものは、日本人に非らずという感じだった。筑紫哲也の番組だけが日本の試合の日に別のなかなかよいものをやっていたが、翌日に視聴率の低さを嘆いていた。郵政解散後の小泉劇場もテレビのおかげで、自民党が単独過半数をえて、憲法九条をさらに危うくしている。

また、過労死が起こってもふしぎではないほどの、長時間労働やサービス残業が、当たり前になっている職場の多さを思うと、日本人は人権意識が低く、権力に抵抗する気力が、きわめて弱い民族だと、感じるからである。

世代を超えて伝えたい

80代の元兵士が、絶対にいいたくなかった体験を、今になってテレビの前で語ったのも、再び戦争のできる国に向っている状況に危惧を感じたからだと思う。

憲法九条が厳存していても、イラク派兵は断行された。本来なら60年安保のような反対運動が盛り上がるはずなのだが、世代交代のなかで、ごくごく少数のデモしか起こらなかった。8月15日の小泉の靖国参拝についても同じだった。再び軍が権力をもったときは、今度は米軍の手下としてだから、日本人は地球上のどこで戦争させられるかわからない。

この頃は、若者の無軌道な行動に眉をひそめることが多い。しかしすべての若者が、絶対に抵抗できない国家権力によって、“人殺し”に動員される時代より、どんなにいいかわからない。

人間は体験したことしか実感はもてないから、ほとんど戦後世代であろう本誌の読者に、どこまでわかっていただけるかはわからないが…

ドキュメント

アスベスト禁止をめぐる世界の動き



WHO政策文書案:アスベスト関連疾患の根絶

Draft WHO Policy Paper, 2006.27.21

様々な種類のアスベストおよびその代替品の健康リスクは、国際化学物質安全性計画 (IPCS) および国際がん研究機関 (IARC) によって評価されている。これらの評価結果は、以下のことを示している。

1. すべての種類のアスベストが、石綿肺、中皮腫および肺がんを引き起こす
2. 曝露の安全閾値は存在しない
3. より安全な代替物質が存在している
4. 労働者およびその他のアスベスト製品のユーザーの曝露を管理することはきわめて困難であり、また、
5. アスベストの除去は非常に費用がかかり、完全に安全なやり方で実施するのは大変である

この文書の第一の目的は、WHOの援助のもとで実施されてきたアスベストのリスクアセスメントの結果を統合し、アスベスト関連疾患の問題の重大さを概述し、規制、技術的および医学的介入を通じてそれらを根絶するための一般的勧告を提供することにある。

- ・意見を求める手紙
- ・WHO専門家の利害関係に関する宣言

- ・意見提出用サンプル・フォーマット
- ・文書案(以下の訳文)



※http://www.who.int/occupational_health/publications/asbestos_policy/en/

政策文書案: アスベスト関連疾患の根絶

「アスベスト」という用語は、自然界に生成する繊維状蛇紋石または角閃石の一群のことをいい、きわめて強い引っ張り強さを持ち、熱を伝導しにくく、化学物質に対して比較的耐性がある。アスベストの主な種類としては、蛇紋石族のクリソタイル及びすべて角閃石族であるクロシドライト、アモサイト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトがある⁽¹⁾。アスベストは、石綿肺—非悪性の肺線維症—、肺がん、中皮腫、その他のがんを引き起こす。⁽²⁾

アスベストへの曝露及びその公衆衛生に与える影響は重大である

アスベストへの曝露は、主として、作業環境の大

気中、汚染された地域の環境の大気中及びアスベストを含有した家屋や建物の室内大気中からの繊維の吸入によって起こる。最も高いレベルの曝露は、アスベストの吹き付け、アスベスト容器の再梱包、他の原料との混練、乾いた状態でのアスベスト含有製品の研削器具による切断によって生じる。

現在、世界で約1億2千万人の人々がアスベストに曝露している¹。毎年約89,000人がアスベスト関連疾患—肺がん²、中皮腫^{43,000人}⁴、石綿肺^{7,000人}⁵—によって死亡している。これらの疾病は、死亡率が高く、医学的治療があまり効を奏さない。これらの疾病は長い潜伏期間を伴うことから、アスベストの使用を中止しても、数十年に、アスベストに関連した死亡数の減少をもたらすだけである。それゆえ、1990年代にアスベストの使用を禁止した諸国においてさえ、アスベスト関連疾患による犠牲者数は、しばらくの間は増加し続けるだろう。

すべての種類のアスベストがヒトにがんを引き起こす

クリソタイル、アモサイト及びアンソフィライト・アスベスト、クロシドライト含有混合物への曝露は、トレモライト、アクチノライト含有物及びトレモライトとアンソフィライト、少量のクリソタイルの混合物への曝露と同様に、肺がんのリスクを高める。クロシドライト、アモサイト、トレモライト物質及びクリソタイル・アスベストへの職業曝露、また、アスベスト工場や鉱山周辺に居住する一般住民及びアスベスト労働者と共に暮らす人々にも、中皮腫の事例が見られている⁶。喫煙は、アスベスト曝露による肺がんのリスクを著しく増大させる⁷⁸。

クリソタイル・アスベストへの曝露は、用量依存的に、石綿肺、肺がんおよび中皮腫のリスクを増加させる。アスベスト関連疾患の発症率は、繊維の種類、繊維の寸法、繊維の量およびアスベストの生産加工に関連する²。発がんリスクについての閾値は確認されていない⁷。

アスベストは今なお広く使用されている

アスベストは、シングル屋根板から水道管、防火

用毛布、プラスチック・フィルター、医療包装や摩擦材（自動車用ブレーキ・ライニング等）まで、莫大な数の用途の数千種類の製品に使用されてきた。現在もクリソタイル・アスベストがなお広く使用されており、約90%がアスベスト・セメント建材に使用され、最大のユーザーは開発途上諸国である⁹。その他の用途としては、摩擦材（7%）、繊維製品およびその他である⁹。健康問題に対する関心が高まってきた結果、ほとんどの国でアスベストの使用は減少しているが、少数の国では使用量を維持、近年生産や使用を増大させている国さえある¹⁰。2000-2005年のアスベストの世界生産量は、205万トンから240万トンの間で、相対的に変化がない¹¹¹²。

クロシドライトおよびその製品やアスベスト吹き付けは、ILOアスベスト条約のもとで1980年から禁止されてきたとはいえ、クリソタイル・アスベストはいくつかの諸国で今なお広く使用されている。2006年6月までに、WHO加盟国の23%が、クリソタイル・アスベストをすでに禁止しているか、禁止しようとしている。41%は、アスベストを禁止していないが、記録上アスベストの貿易がなされておらず、36%は、アスベストおよびアスベスト含有製品の使用、輸入および輸出を今なお続けている¹³。

アスベスト関連疾患の予防に関するWHOの勧告

リスクを除去することが、職業病予防の最善の方法である。これは、とりわけアスベスト曝露の安全閾値は確認されていないということに留意して、アスベスト関連疾患についても当てはまる。肺がんおよび中皮腫は、きわめて低いレベルのアスベスト曝露を受けた人々においても見られている⁶⁷。それゆえ、アスベスト関連疾患を根絶する最も効果的な方法は、アスベストの使用をやめることである。建設業におけるアスベスト・セメントの使用の継続が、労働人口が大きいこと、曝露を管理することが困難であること、また、既存の物質が劣化する可能性があり、交換、維持管理および解体作業を行う者にリスクをもたらすことから、特別の関心事である⁷。

例えば、短繊維アタパルガイト、炭素繊維、非吸入性セルロース繊維、生物学的持続性のない人

アスベスト禁止をめぐる世界の動き

工ガラス繊維、自然のウオラストナイトやゾノライトなど、より安全なアスベスト代替品は存在しており、それらはすべてWHOによって評価され、吸入による健康リスクが低いことが確認されている⁽¹⁴⁾。建築物やアスベスト含有廃棄物など、すでにアスベストが含有されたものを取り扱う必要がある場合には、密閉、湿潤、局所排気装置、定期的清掃、呼吸用保護具—特別の呼吸器、安全ゴーグル、保護手袋・衣—の使用などの、アスベストへの曝露を避けるための厳重な防護措置をとる必要がある。

このためWHOは、各国および主要な国際機関とともに、以下の戦略的方向付けのもとに、アスベスト関連疾患の根絶に取り組んでいる。

- アスベストの使用を中止する
- アスベスト除去中にアスベスト曝露回避措置をとる
- より安全な代替品へのアスベストの代替およびより安全な代替品によるアスベストの代替を促進する経済的・技術的メカニズムの開発に向けた解決策に関する情報を提供する
- 早期診断、治療、社会的・医学的リハビリテーションおよびアスベスト関連疾患の補償を改善し、過去および/または現在アスベストに曝露した/する人々の登録制度を確立する

WHOは、アスベスト関連疾患根絶のための包括的な国のアプローチの一部として、これらの措置を計画および実施することを強く勧告する。そのようなアプローチにはまた、国のプロフィールの策定、注意喚起、能力開発、制度的枠組みおよび国の行動計画を含めるべきである。



参考文献(省略)

「意見を求める手紙」から

世界保険機関(WHO)は、アスベスト関連疾患の根絶に関するWHO政策文書案に対して皆様のご意見を寄せていただくよう呼びかける。国際的なピアレビューはWHOの文書の質を保障する基本的特徴であり、あなたのレビューやコメントを歓迎する。

この文書の目的は、アスベスト関連疾患の根絶に関して、WHO加盟国に対する一般的な勧告を提供することにある。案文は、WHO職業・環境保健ユニット、国際化学物質安全性計画(IPCS)、国際がん研究機関(IARC)の専門家によって準備された。国際的な専門家グループが、寄せられたコメントを検討し、文書を仕上げる予定である。」

意見提出の締め切りは、2006年9月9日

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●購読会費:1部年額10,000円(複数割引あり)

●見本誌を請求してください。

セン

安全 センター 情報

製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針について

平成18年8月1日付け基発第0801010号
都道府県労働局長宛て厚生労働省労働基準局長通達

製造業においては、近年、業務請負が増加し、これを背景とした労働災害が発生している。また、関係請負人の労働災害の発生率は、元方事業者のものと比較して一般に高いところである。

これら関係請負人は、設備の修理、製品の運搬等危険、有害性の高い作業を分担することが多く、さらにその作業場所が元方事業者の事業場構内であることから、関係請負人の自主的な努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない面があるため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）においては、従来から、当該事業遂行の全般について権限と責任を有している元方事業者に一定の義務を課してきたところであるが、今般、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）により、製造業（造船業を除く。）の元方事業者に作業間の連絡調整の実施等が義務付けられたところである。

これに伴い、造船業を除く製造業において、元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理（以下「総合的な安全衛生管理」という。）を確立するため、別添1のとおり「製造業（造船業を除く。）における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」を策定した。

また、造船業についても従来から法第30条等に基づき特定元方事業者として作業間の連絡調整の実施等が義務付けられているところであり、同様に総合的な安全衛生管理を確立するため、併せて別添2〔省略〕のとおり「造船業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」を策定した。

これらの指針は、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づき実施しなければならない事項及び実施することが望ましい事項を併せて示したものである。

貴職におかれては、関係事業者がこれら指針に基づく

実効ある安全衛生管理を実施するよう、あらゆる機会をとらえてこれら指針の周知及び指導に努められたい。

なお、別添3〔省略〕のとおり、関係団体に対し、これら指針の周知等を図るよう要請したので了知されたい。

（別添1）

製造業（造船業を除く。）における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針

第1 趣旨及び適用範囲

1 本指針の趣旨

製造業においては、近年、業務請負が増加し、これを背景とした労働災害が発生している。また、関係請負人の労働災害の発生率は、元方事業者のものと比較して一般に高いところである。

これら関係請負人は、設備の修理、製品の運搬等危険、有害性の高い作業を分担することが多く、さらにその作業場所が元方事業者の事業場構内であることから、関係請負人の自主的な努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない面があるため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）においては、従来から、当該事業遂行の全般について権限と責任を有している元方事業者に一定の義務を課してきたところであるが、今般、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害（以下「混在作業による労働災害」という。）を防止するため、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）により、製造業（造船業を除く。）の元方事業者に作業間の連絡調整の実施等が義務付けられたところである。

本指針は、製造業（造船業を除く。）における元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体

製造業元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針

にわたる安全衛生管理（以下「総合的な安全衛生管理」という。）を確立するため、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づき実施しなければならない事項及び実施することが望ましい事項を併せて示したものである。

2 本指針の対象

本指針は、製造業（造船業を除く。）に属する事業の元方事業者（以下本指針において単に「元方事業者」という。）及び関係請負人を対象とする。

なお、事業者が、設備の改修の全部を建設業者に発注する場合など仕事の全部を注文し自らはその仕事を行わない場合は、当該事業者は元方事業者には該当しないが、第2の9及び12の(1)等法令に基づき注文者が実施しなければならない事項は、当然に遵守する必要がある。

第2 元方事業者が実施すべき事項

元方事業者は、総合的な安全衛生管理を確立するため、以下の事項を実施すること。

1 総合的な安全衛生管理のための体制の確立及び計画的な実施

(1) 作業間の連絡調整等を統括管理する者の選任等

元方事業者は、総合的な安全衛生管理の体制を確立するため、元方事業者の事業場全体の労働者の数（元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者を合わせた労働者数）が常時50人以上である場合は、作業間の連絡調整等2以下に掲げる事項を統括管理する者を選任し、当該事項を統括管理させること。

(2) 安全衛生に関する計画の作成及び実施

元方事業者は、労働災害防止対策として実施すべき主要な事項（関係請負人に対して実施する事項を含む。）を定めた安全衛生に関する計画（以下「安全衛生計画」という。）を作成し、関係請負人に周知させること。また、安全衛生計画に沿って労働災害防止対策を実施すること。

2 作業間の連絡調整の実施

元方事業者は、混在作業による労働災害を防止するため、随時、元方事業者と関係請負人との間及び関係請負人相互間における作業間の連絡及び調整を行う必要があること。（法第30条の2第1項）

作業間の連絡調整の具体的な内容は、混在作業の内容に応じ異なるが、次の表の左欄に掲げる場合には、同表の右欄に定める措置を講じること。〔以下では、左欄に続けて右欄を記載〕

また、作業間の連絡調整の具体的な実施は、作業発

注時にあらかじめ作業指示書に具体的な実施事項を記載した上で関係請負人に通知する、現場における作業開始前の打合せにおいて関係請負人に指示する等の方法によること。

ア 一の作業に用いられる一連の機械等について、ある関係請負人が運転を、別の関係請負人が点検等を行う場合

それぞれの作業の開始又は終了に係る連絡、作業を行う時間帯の制限等の措置

イ 複数の関係請負人がそれぞれ車両系荷役運搬機械等を用いた荷の運搬等の作業を行う場合

作業経路の制限、作業を行う時間帯の制限等の措置

ウ ある関係請負人が溶鉱等の高熱溶融物の運搬等周囲に火災等の危険を及ぼす作業を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合

周囲での作業に係る範囲の制限等の措置

エ ある関係請負人が有機溶剤を用いた塗装作業を、別の関係請負人が溶接作業を行う場合

通風又は換気、防爆構造による電気機械器具の使用等についての指導、作業を行う時間帯の制限等の措置

オ ある関係請負人が物体の落下を伴うおそれのある作業を、別の関係請負人がその下の場所で別の作業を行う場合

落下防止措置に関する指導、物体の落下のおそれがある場所への立入り禁止又は当該場所で作業を行う時間帯の制限等の措置

カ ある関係請負人が別の関係請負人も使用する通路等に設けられた手すりを取り外す場合、設備の安全装置を解除する場合等

その旨の別の関係請負人への連絡、必要な災害防止措置についての指導等の措置

キ ある関係請負人が化学設備を開放し、当該化学設備の内部に立ち入って修理を、別の関係請負人がその周囲で別の作業を行う場合

化学物質等の漏洩防止に関する指導、作業を行う時間帯の制限、法第31条の2の化学物質等の危険性及び有害性等に関する情報の提供等の措置

ク その他、元方事業者と関係請負人及び関係請負人相互が混在作業を行う場合

当該混在作業によって生ずる労働災害の防止を図るために必要な措置

3 関係請負人との協議を行う場の設置及び運営

元方事業者は、関係請負人との間において必要な情報を共有し、共通認識を持つことが混在作業による労働

災害防止に当たって有効であることから、関係請負人の数が、「少ない場合を除き関係請負人と協議を行う場以下協議会」という。)を設置し、定期的に開催するとともに、その使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。

また、機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を大幅に変更したとき、関係請負人が入れ替わったとき等混在作業による労働災害の防止のために協議すべき必要が生じたときにも協議会を開催すること。

協議会の参加者及び議題は、次によること。

ア 参加者

(ア) 元方事業者

- a 作業間の連絡調整等の統括管理を行う者
- b 安全管理者及び衛生管理者又は安全衛生推進者(以下「安全管理者等」という。)
- c 職長等

(イ) 関係請負人

- a 第3の1により関係請負人が選任する責任者
- b 安全管理者等

イ 議題

議題には、①安全衛生に関する方針、目標、計画に関すること、②作業手順や点検基準等の安全衛生規程及び当該規程に基づく作業等の実施に関すること、③労働者に対する教育の実施に関すること、④クレーン等の運転についての合図の統一等に関すること、⑤作業場所の巡視の結果及びこれに基づく措置に関すること、⑥労働災害の原因及び再発防止対策に関すること等があること。

4 作業場所の巡視

元方事業者は、連絡調整の実施状況等現場の状況を確認することが混在作業による労働災害の防止に当たって有効であることから、定期的に、混在作業による労働災害を防止するため必要な範囲について作業場所を巡視すること。また、機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を大幅に変更したとき、関係請負人が入れ替わったとき等においても同様に巡視すること。

巡視に当たっては、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第6条による安全管理者の職場巡視や、3の協議会においてパトロールを実施する場合の当該パトロールに併せて実施するなど、事業場全体の安全衛生管理活動との関連性を考慮して効果的かつ効率的に実施すること。

5 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助

元方事業者は、必要に応じ、関係請負人が行う労働者の雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育等の安全衛生教育について、場所の提供、資料の提供等を行うこと。

6 クレーン等の運転についての合図の統一等

元方事業者は、クレーン等の運転についての合図の統一、事故現場等の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等を行う必要があること。(安衛則第643条の3から第643条の6まで)

7 元方事業者による関係請負人の把握等

(1) 関係請負人の責任者等の把握

元方事業者は、作業間の連絡調整、協議会の設置運営等の円滑な実施のため、関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかに、作業間の連絡調整等を統括管理する元方事業者に属する者との連絡等を行う責任者(第3の1)の選任状況及び安全管理者等の選任状況を通知させ、これを把握しておくこと。

また、新たに作業を行うこととなった関係請負人に対しては、関係請負人が作業を開始することとなった日以前の作業間の連絡調整の措置、クレーン等の運転についての合図の統一等及び協議会における協議内容のうち、当該関係請負人に係る必要な事項を周知させること。

(2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持込み状況の把握

元方事業者は、関係請負人が防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等労働災害発生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、当該関係請負人に、事前に通知させこれを把握しておくとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させること。

8 機械等を使用して作業を行わせる場合の措置

元方事業者は、関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用して作業を行わせる場合には、当該機械等について、法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認するとともに、当該機械等について法第28条の2第1項に基づく調査等を実施した場合には、リスク低減措置を実施した後に見込まれる残留リスクなどの情報を当該関係請負人に対して提供すること。

また、当該機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を当該関係請負人に確実に実施させるとともに、定期自主検査の結果、作業環境測定結果の評価、労働者の特殊健康診断の結果等により、当該機械等の補修その他の改善措置を講じる必要がある場合は、当該関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、又は

製造業元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針

元方事業者自らが当該関係請負人と協議の上、これを行うこと。

9 危険性及び有害性等の情報の提供

元方事業者は、化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立入りを関係請負人に行わせる場合には、その作業が開始される前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を作成し、当該関係請負人に交付する必要があること。(法第31条の2)

10 作業環境管理

元方事業者は、作業環境測定結果の評価に基づいて関係請負人が実施する作業環境の改善、保護具の着用等について、必要な指導を行うこと。

なお、元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われている場合における作業環境測定については、一の事業者が作業環境測定を行い、その結果を共同利用することとしても差し支えないものであるため(昭和50年8月1日付け基発第448号通達の記の第5の第65条関係)、元方事業者が実施した作業環境測定の結果は、当該測定の範囲において作業を行う関係請負人が活用できるものであること。

11 健康管理

関係請負人の労働者の健康管理は当該関係請負人が行う必要があるものであるが、元方事業者は、関係請負人の労働者の健康診断の受診率を高めるため、自らの労働者に対して実施する健康診断と関係請負人がその労働者に対して実施する健康診断を同じ日に実施することができるよう日程調整する、関係請負人に対して健康診断機関を斡旋する等の措置を行うこと。また、元方事業者は、必要に応じ、関係請負人に対し健康管理手帳制度の周知その他有害業務に係る健康管理措置の周知等を行うこと。

12 その他請負に伴う実施事項

(1) 仕事の注文者としての配慮事項

元方事業者は、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じる能力がない事業者、必要な安全衛生管理体制を確保することができない事業者等労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者に仕事を請け負わせないこと。

また、元方事業者は、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮する必要があること。(法第3条第3項)

このため、元方事業者の組織内における安全衛生管

理部門並びに設計部門及び作業発注部門間の連携を図ること。

なお、これらの事項は、仕事の全部を注文し自らは仕事を行わない事業者についても同様であること。

(2) 関係請負人及びその労働者に対する指導等

元方事業者は、関係請負人及びその労働者が法令の規定に違反しないよう必要な指導及び違反していると認められる場合における必要な指示等を行う必要があること。(法第29条)

(3) 適正な請負

請負とは、当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するもの(民法(明治29年法律第89号。以下「民法」という。)第632条)であり、注文者と労働者との間に指揮命令関係を生じないものであるが、元方事業者と関係請負人の労働者との間に現に指揮命令関係がある場合(具体的には「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和61年労働省告示第37号)」により判断される。)には、請負形式の契約により仕事が行われていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の適用を受けることになる。この場合、元方事業者は、当該労働者について、同法に基づき派遣先事業主として労働安全衛生法上の措置を講じる必要があること。

第3 関係請負人が実施すべき事項

1 元方事業者との連絡等を行う責任者の選任

関係請負人は、元方事業者が第2の1(1)の作業間の連絡調整等を統括管理する者を選任した場合は、当該者との連絡その他労働災害を防止するために必要な事項を実施する責任者を選任し、当該事項を実施させること。

2 作業間の連絡調整の措置の実施

関係請負人は、第2の2の元方事業者による作業間の連絡調整の措置のうち、当該関係請負人に関係する事項について、その使用する労働者に周知させ、これを確実に実施すること。

3 協議会への参加

関係請負人は、元方事業者において第2の3の協議会が設置された場合は、第2の3のア(イ)の者等に参加させるとともに、その使用する労働者に協議会における協議結果を周知させること。

4 クレーン等の運転についての合図の統一等

関係請負人は、クレーン等の運転についての合図を定めるときは、元方事業者が統一的に定めたクレーン等の運転についての合図と同一のものを定める必要があること（法第32条第1項、安衛則第643条の3第2項）。

事故現場等の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等についても同様であること。

5 関係請負人に関する事項の通知等

(1) 名称等の通知

ア 関係請負人は、元方事業者から直接仕事を請け負った場合は元方事業者に対し、別の関係請負人から仕事を請け負った場合は当該別の関係請負人に対し、請負契約の成立後速やかに、第3の1により関係請負人が選任する責任者の選任状況、安全管理者等の選任状況を通知すること。

イ 関係請負人は、仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせる場合は、当該別の関係請負人から通知された情報についても、併せて上記アにより通知すること。

(2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持込み状況の通知

関係請負人は、防爆構造の電気機械器具、車両系荷役運搬機械、車両系建設機械等労働災害発生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、元方事業者に対し事前に通知すること。また、持込んだ機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施する必要があること。

6 機械等を使用して作業を行わせる場合の措置

関係請負人は、別の関係請負人に自らが管理権原を有する機械等を使用して作業を行わせる場合には、当該機械等について法令上の危害防止措置が適切に講じられていることを確認するとともに、当該機械等について法第28条の2第1項に基づく調査等を実施した場合には、リスク低減措置を実施した後に見込まれる残留リスクなどの情報を当該別の関係請負人に対して提供すること。

また、当該機械等の定期自主検査、作業開始前点検等を当該別の関係請負人に確実に実施させるとともに、定期自主検査の結果、作業環境測定結果の評価、労働者の特殊健康診断の結果等により、当該機械等の補修その他の改善措置を講じる必要がある場合は、当該別の関係請負人に必要な権限を与え改善措置を講じさせるか、又は当該関係請負人自らが当該別の関係請負人と協議の上、これを講じること。

7 危険性及び有害性等の情報の交付

関係請負人は、化学設備等の改造等の作業における設備の分解又は設備の内部への立ち入りを別の関係請

負人に行わせる場合には、その作業が開始される前に、当該設備で製造し、取り扱う物の危険性及び有害性等の事項を記載した文書等を当該別の関係請負人に交付する必要があること。（法第31条の2）

8 健康管理

関係請負人は、元方事業者がその労働者に対する健康診断の実施日に合わせて関係請負人の労働者に対する健康診断を実施することができるよう日程調整した場合は、その日に健康診断を受診させることにより、労働者の受診率を高めること。

なお、関係請負人の労働者の健康診断結果等の労働者個人の健康情報については、当該関係請負人が責任を持って取り扱う必要があること。ただし、作業環境の管理や就業上の措置を講じるに当たって、元方事業者が関係請負人の労働者個人の健康情報を取り扱う必要がある場合は、当該関係請負人がその旨を当該労働者に説明し、本人の同意を得た上で元方事業者に提供すること。

9 その他請負に伴う実施事項

(1) 仕事の注文者としての配慮事項

関係請負人が、仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせる場合は、労働者の危険及び健康障害を防止するための措置を講じる能力がない事業者、必要な安全衛生管理体制を確保することができない事業者等労働災害を防止するための事業者責任を遂行することのできない事業者に仕事を請け負わせないこと。

また、この場合、関係請負人は、仕事の期日等について安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮する必要があること（法第3条第3項）。

(2) 適正な請負

請負とは、当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約するもの（民法第632条）であり、注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないものであるが、関係請負人が仕事の一部を別の関係請負人に請け負わせた場合で、当該関係請負人と当該別の関係請負人の労働者との間に現に指揮命令関係がある場合（具体的には「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）」により判断される。）には、請負形式の契約により仕事が行われていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣法の適用を受けることになる。この場合、当該関係請負人は、当該別の関係請負人の労働者について、同法に基づき派遣先事業主として労働安全衛生法上の措置を講じる必要があること。



秋田、東北の市民を守る

秋田●石綿被害から市民を守る会結成



8月10日、秋田県大館市で、「アスベスト被害から市民を守る会」の結成集会が開かれた。

会の目的は、「アスベスト被害をたんなる労働災害に止めず、総合的救済対策、市民の健康保護と環境汚染防止を目的とした環境公害対策の強化を行政に求める。被害者・家族の救済と相談体制の充実、学習と啓蒙活動に取り組む」こと。

当面は呼びかけ団体である連合大分地協、民主党、社民党、平和労組会議、友愛連絡会、建築労組を幹事団体とし、今後幅広く賛同する団体、個人に呼びかけることとしている。成田博樹（連合大分地協一写真）、虻川信一（民主党）、

石田寛（社民党）の各氏が代表幹事（建築労組代表も加わる予定）、事務局長に谷地田恒夫氏が就任。事務局は、大館労働福祉会館（大館市豊町2-37 TEL 0186-42-6539 FAX 0186-43-1302）に置く。

具体的な取り組みとしては、

- ① マスコミを通して相談の窓口設置を周知し、相談体制を確立する。
- ② 当面、隔月に一回程度の学習会を行う。
- ③ 医師や弁護士との相談体制を確立する。

谷地田事務局長は、結成の提案のなかで、「大館は北東北3県の中央に位置している。大館市民だけのことではなく、秋田、東北全体の市民を念頭に置いている」と説明した。

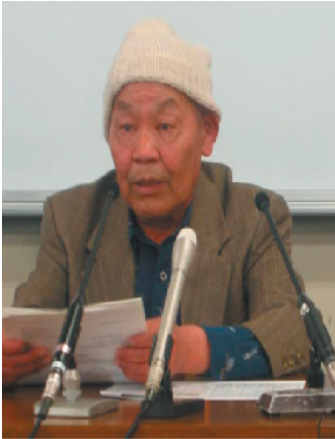
石綿対策全国連絡会議の代表委員のひとりである天明佳臣医師が、「アスベストによる健康被害―過去、現在、これからの課題」と題して記念講演を行った。天明医師は、出稼ぎ者の出稼ぎ先での健康管理のための「秋田県首都圏出稼ぎ者健康管理ネットワーク」の取り組みを通して、石田寛県会議員らとは旧知の仲。実際、アスベストセンター等に寄せられている東北からの相談のなかには、出稼ぎ先でアスベストに曝露したと思われる健康被害の事例が少なくない。

命の値段に、なぜ格差

兵庫●造船・鉄鋼アスベスト被害者の会発足

ひょうご労働安全衛生センターへのアスベスト相談は、建設労働者に続いて造船、鉄鋼労働者からが多い。造船や鉄鋼の職

場で働いて来られ、労災申請をされた方（家族）やすでに認定された方（家族）が集まり、被害者同士の情報交換や企業との交



渉を行うために、「造船・鉄鋼アスベスト被害者の会」が発足することとなった。

5月6日の結成総会には、15名が参加。被害者の会会長には川崎重工業の元従業員、川本正男さん（74、写真）＝芦屋市＝が就任。川本さんは、中皮腫患者で、昨年11月に労災が認定されたが、今も抗がん剤治療を続けている。川本さんは、「私たちは石綿の危険性を知らされず、働いていた。企業は責任逃れできない」と指摘。

患者や家族の方々からも、「会社のお見舞金と弔慰金の規定は、高齢者に対してはお涙金と同じ」、「人の命が年齢で決められている。仕事によって従業員であるときに被害を受けたのであり、同等に補償されるべき」、「同じ過ちを繰り返させないためにも、被害者と家族の声を会社に伝えたい」などの声が出された。

5月19日には、同会員4名が加入した全造船労組と共に、三菱重工と川崎重工に対して、被害者と遺族に対する謝罪と十分な

企業補償などを求めて、団体交渉に応じるよう要求書を提出し、その後マスコミ発表を行った。

アスベスト被害者に対する両企業の補償規定（弔慰金・見舞金規定）には、在職中と退職後での格差、退職後でも年齢による格差・制限があるなど大きな問題点がある。例えば、在職中死亡100%に対し、川重は75歳超死亡で3%、三菱は80歳超死亡で3%の支給という具合だ。

そのため、今回の要求書では年齢制限などを撤廃した同等の扱いを求めている。今後、各企業側の出方を待って対応を検討していくことにしている。

同会代表の川本正男さんは、記者会見の席上では、「体もしんどく、本当なら治療に専念したいところだが、一生懸命会社のために働いてきたのに、会社の対応には全く誠意が見えない。立ち上がらざるをえなかった」とやりきれない胸の内を表明。また、「定年から10年が過ぎ、わしらのことはもう知らんというような（企業の）態度に腹が立つ。石綿の潜伏期間は10数年から40年と長い。現社員のためにも訴えたい」と訴えた。他の遺族の方々も、会社のアスベスト対策の不備による夫の死の無念さを口にした。



企業・行政にただちに行動

奈良●患者と家族の会奈良支部設立

5月21日、奈良県王子町において、アスベスト疾患患者、家族をはじめ50名が出席して、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会奈良支部」の設立集会が開かれた。

まず、患者と家族の会副会長の古川和子さんが、「やっと奈良支部が設立できることになった。今後、地元の人たちと協力して、ニチアスなどに対する運動を強めていきたい」とあいさつした。

地元で支援に立ち上がった山本直子元斑鳩町議は、「地元住民として頑張っていきたい」と力強く語り、高柳忠夫奈良県議（民

主党）からも、「ともに取り組んでいきたい」と決意表明があった。

ニチアス（王子町）、竜田工業（ニチアス子会社、斑鳩町）周辺に居住し中皮腫を発症、死亡した方の遺族をはじめ、両者による健診で「胸膜ブランク」や「石綿肺疑い」との診断を受けて、経過観察とされた工場周辺住民、元労働者の参加者から、会社の対応への批判の声が続出。健診で大量に確認されたこうした被害（企業や行政は「有所見者」というレッテルを貼り、「被害」として認めようとしていない）について取り組んでいくことが重要であることが

確認された。

また、奈良県内に在住している患者と家族の会会員も参加し、今後協力して問題に取り組んでいこうと話合った。

患者と家族の会からは、尼崎、関東、大阪からも会員がかけつけ、奈良支部設立を喜ぶとともに、共に頑張っていこうと力強いエールが送られた。

設立集会後の事務局会議で、「行政の対応がまったくないのは大問題。できるだけ早く奈良県に、アスベスト問題に取り組むよう申し入れよう」と衆議一決し、高柳県議（厚生委員長）の紹介で、6月8日に、奈良県への申し入れが実現した。

その間、ニチアス・竜田工業周辺住民に石綿関連疾患が多発していることが明らかになった。

ニチアスの奈良・王子、岐阜・羽島、静岡・袋井の3工場で計76名、竜田工業では44名にものぼっていたのである。

県からは、環境政策課、健康増進課、医務課の課長、課長補佐の実務責任者が出席し、家族の会からは古川和子副会長、中村寛、吉崎和美、庄田誠次、山本直子、高柳県議、片岡が参加した。

同時に、県知事宛ての申入書を提出し、近隣自治体の中皮腫等疫学調査、ニチアス・竜田工業からの健診データの取得、両者の情報公開などについて、支部の意見を伝え、県のこれまでの対応と今後の対策について議論を行った。

2時間以上の話し合いのなか

ニチアス・竜田工業における健康診断の実施状況について

(5月10日現在)

区 分	元従業員	従業員家族	関連会社	近隣住民	合 計
健康診断申込数	406	51	12	110	579
1次検診者数	406	51	12	110	579
1次結果判明者数	406	51	12	110	579
異常なし	50	20	0	53	123
2次検診者数	356	31	12	57	456
2次結果判明者数	356	31	12	57	456
異常なし	35	10	2	32	79
要経過観察	232	17	5	18	272
石綿所見の疑い	54	1	5	3	63
他疾患の疑い	35	3	0	4	42

竜田工業 における健康診断の実施状況について

(5月10日現在)

区 分	元従業員	従業員家族	関連会社	近隣住民	合 計
健康診断申込数	144	33	24	175	376
1次検診者数	133	30	23	161	347
1次結果判明者数	132	30	23	161	346
異常なし	48	11	9	69	137
2次検診者数	84	19	14	92	209
2次結果判明者数	73	13	13	91	190
異常なし	22	6	2	47	77
要経過観察	47	5	11	41	104
石綿所見の疑い	4	2	0	3	9
他疾患の疑い	0	0	0	0	0

注1) 上記の報告は、ニチアス・竜田工業及び竜田工業において、独自に健康診断を実施された結果の報告による。(健康診断の実施時期：平成17年7月中旬～平成18年4月下旬)

注2) 健康診断の結果は、検診時における健康状況を示す。

注3) 竜田工業における1次、2次検診者数のうち、報告の取りまとめ時点で検診結果が判明していない者及び受診者の同意が得られない者を含むため、それぞれ検診結果判明者数とは一致しない。

注4) 1次検診：問診、聴診、直接X線撮影
2次検診：CT（胸部）、血液検査、呼吸機能検査、喀痰検査

で、県側は、支部の申し入れの趣旨に理解を示した。疫学調査にも積極的な発言がみられ、支部としては一定の期待を持ちつつ交渉を終えた。

直接の話し合いで奈良支部に押しまわられた県側は、その後（やはり、というか何とか）、話し合いには出てこなかったアスベスト担当幹部が、調査実施についてあいまいな対応をみせ、ニチアス・竜田工業からのデータ提供とそれに基づく分析についても

逃げ腰のようである。私たちとしては、いまだに国や行政に期待してはいない。いくら言っても何もしないのであれば、批判しながら、私たちの方はどんどん進めるだけなのである。そのような行政は見捨てられる。

県が明らかにした資料によると、胸膜プラークなどの石綿関連疾患が確認された元従業員は、ニチアス王子工場286名、竜田工業51名にのぼっている。ニチアス羽島工場の数は明らか

にされていないが、これを加えるものすごい数になるだろう。資料中「石綿所見の疑い」とあるのは「石綿肺所見の疑い」とみられるが、これだけの数が本当にすべて「疑い」ととどまっているだろうか。健診の判定がニチアスの産業医によって行われていることは、判定の公平さに疑問を抱かせる理由になっている。

こうした資料にしても、周辺住民を含めて男女別の内訳すら伏せられている。県の消極姿勢がこんなところにも現われている。

ニチアスの工場は、王寺町の他にも岐阜県羽島市など4か所ある。羽島工場の周辺でも同様の被害が明らかになっており、健診で有所見とされた方々を中心に「アスベストに関する地域住民の会」が結成され、活動を続けている。最近、周辺住民のなかに中皮腫発症者が出ていることが明らかになり、危機感が募っている。そのうちの1名は、羽島工場の北側に隣接する羽島市民病院の元看護士だという。

奈良支部では、さっそく住民の会と連絡を取り、6月16日に羽島を訪れて会議を持った。今後、連携をとって活動を進めていくことを確認した。

ニチアス・竜田工業は、クボタの救済金制度を待って、独自の救済金制度を明らかにした。

クボタが、昨年末の社長謝罪を受けて、患者・支援団体との話し合いに基づき、最高4,600万円としたのとは対照的に、社長の謝罪も話し合いもなく、ニチアス3,000万円、竜田工業2,000万円

と格差をつけた一方的なものであった。

これほど被害者をばかにしたものはない。

奈良支部は今後、ニチアス、竜田工業に対して話し合いを求め、被害を受けた住民、労働者に対して加害企業としての責任を真剣に果たすよう要求していくことにしている。被害は中皮腫や肺がんだけではない。石綿肺、胸膜プラークの有所見者も被害

者である点では同じであり、健診サービスだけというのでは到底認められないと考えている。

企業と行政に対する取り組みは、ようやく端緒についたにすぎないが、これほど明らかな被害に対して、あいまいなことは決して許されない。

このことに企業と行政



は早く気付くべきである。

関西労働者安全センター
片岡明彦

パン焼き釜でアスベスト曝露 兵庫●洋菓子職人の中皮腫労災認定

パン・洋菓子職人として約50年間働き、2004年6月に中皮腫で亡くなった西本さんの労災が認定された。昨年11月末に申請して、3月末に西宮労働基準監督署が支給決定、申請から約4か月というスピード認定であった。

西本さんは、中学を卒業後山口県内のパン屋で修行を積み、20歳からの10年間は神戸市内の3店で洋菓子職人として働き、30歳からの6年間は宝塚市内のホテルでパン・ケーキ職人として働いた。36歳で独立し、神戸市内で洋菓子店を開店したが、1993年からの10年間は長田区のパン会社に勤務。パン・洋菓子職人一筋に50年間働いた。

2001年6月頃に背中に痛みを感じて検査入院し、医師から悪性胸膜中皮腫と診断された。そ

の後、兵庫医大で手術を行い、一時は回復に向かったものの、2004年6月30日に亡くなった。

2005年11月28日、神戸西労基署に、「パン・洋菓子職人として働いている際に、オープン(釜)の開閉時に開口部に使用されていた石綿パッキンが飛散し、また、耐熱手袋を使用し焼け焦げることで織り込まれていた石綿が飛散し、石綿を吸入し続けたことにより悪性胸膜中皮腫を発症した」と労災申請を行った。

長田区のパン会社からは、「アスベスト曝露なしの証明」をもらい、自宅で使用していたオープン(釜)の開口部に石綿パッキンの使用なし(同時期に開店した洋菓子店と同型のオープンで確認)の証明を提出し、所轄が西宮労基署に移ることとなった。

ひょうご労働安全衛生センターで調査を進めていくなかで、製菓・製パン機のメンテナンスを行う会社の従業員と会うことができた。そこで、石綿曝露の可能性について意見書を書いてもらい、労基署に提出することにした。以下は、その内容である。

× × ×

① スチームによるオーブンの劣化

フランスパンなど、パンの表面を堅く焼くために、オーブンにはスチーム機能のついているものがあります。ホテルでは、当然、このスチーム機能の付いたオーブンが使われていたと考えられます。このオーブンの場合、水蒸気を抜く穴がオーブンの側面に付いています。この穴の周辺部分は水蒸気が漏れることから劣化が最も激しく、側面の鉄板が錆びてボロボロになっていました。また、同様の理由で、天板の劣化も著しく、天板も穴があいて石綿が剥き出しになっていることもありました。

② 開口部に石綿パッキン

また、20年以上も前のオーブンには、すべてと言っていいほど石綿を編んだパッキンが開口部に使用されていました。長期的に使い続けると、その石綿を編んだパッキンが焼けていきます。また、オーブンのフタを閉じるとき、バネの力で強く「パタン」と閉まります。いずれも石綿の飛散が考えられます。

③ 他にも使われていた石綿

さらに、オーブン内の鉄板を取り出す際に使う耐熱性手袋にも石綿が使われていました。親

指部分だけが分離した銀色の手袋が、何度か搬入されてきたオープンの中にあるのを見ることがあります。かなり使用されていたようであり、その手袋は黒く焼け、先端部分が擦り切れて石綿が見えていました。

④ 機器の搬入・搬出の際の飛散

一般的には、厨房機器は入口よりも大きいため、搬入前に分解し、店舗内で組み立てることが多いのです。とくに搬出の場合、解体時に石綿をかき出し、ビニール袋に入れて持ち出していましたので、厨房内に大量の石綿が飛散していたことも考えられます。

× × ×

今回の労災認定を受けて、ひょうご労働安全衛生センターと遺族は、神戸勤労会館において記者会見を行った。多くのマス

コミを前に奥さんは、「中皮腫という聞いたこともない病気にかかり、主人は『何でやろ』と言っていた。認定されて、『お父さん、原因がわかったよ』とやっと報告できてうれしい」、娘さんは、「父と同じような仕事で石綿関連の病になった人がいるなら労災申請してほしい」と呼びかけた。

※情報公開の結果、厚生労働省は昨年12月14日付け基安化発第1214001号通達で、協同組合日本製パン製菓機械工業会に対して、「パン焼き用オーブンのパッキン等、現在石綿を含有した部品を製品に使用しているものがある場合は、直ちに無石綿の部品に代替化を図るよう周知・徹底」を要請していたことがわ



労基署が不支給決定を撤回

静岡●ニチアス下請けの中皮腫

「中皮腫で労災申請していた父の労災が不支給になってしまった。どうしたらいいのでしょうか?」という相談が舞い込んできたのは、年度末の3月28日にのことだった。

「ええっ! 中皮腫で不支給決定になったんですか! それはちょっとおかしい。2月に認定基準が改正されて緩和されたばかりなのに…」と、相談者に詳しく

事情を聞いてみた。

不支給決定を下したのは静岡県の磐田労働基準監督署で、同県の輸送用機器器具製造のI社で働いていたGさん。

Gさんは、1974～77年、ニチアス王子工場(奈良県)から仕入れたアスベスト(青石綿)を、静岡県の中皮腫袋井工場、シャリング(切断機)で切断したり、切断したアスベストを箱詰めする

作業に従事していた。作業は一人でマスクや軍手なしで行い、2か月に1回約3時間、1枚のアスベスト板を約8枚に切断、1箱(50枚入り)から約400枚制作する。この作業でアスベストを吸引し、2004年4月に悪性胸膜中皮腫と診断された。

磐田労基署は、アスベスト切断作業等がGさんの主たる業務ではなく、曝露期間が1年に満たないから不支給にしたと言う。これは明らかにおかしい。2か月に1回約3時間程度であれ、アスベスト作業に従事した事実があり、しかもマスクも着けずにアスベストを切断する作業は高濃度曝露と考えて間違いない。認定基準(2月9日改正)では、中皮腫は「石綿ばく露作業への従事期間が1年以上あること」を要件としているが、これに該当しない中皮腫の事案については、「本省に協議すること」となっている。

相談を受けた神奈川労災職業病センターが同労基署に電話で問い合わせると、自ら下した不支給決定に自信が持てないのか、労災課長は「たしかに曝露した事実は認めざるを得ない」と回答。「それでは、不支給決定は取り消してもらえますね」と詰めると、「それは静岡労働局の指示だから、できない」と言う。

静岡労働局に問い合わせると、「曝露期間が1年に満たないから」と、労基署と同様の対応。「では認定基準どおり、本省と協議したうえでの不支給決定ですね」と問うと、電話で聞いただけだという。あきれてしまった。

このように認定基準をずさんに運用しているのであれば、不支給決定を取り消せるかもしれないと、直接本省に対して、Gさんの不支給決定の撤回を要求した。ちょうど患者と家族の会等による3回目の府省交渉が4月13日に予定されており、の要望書にGさんの事例を載せて要請した。交渉には、Gさんのご子息にも参加してもらった。また、静岡労働保険審査官にも不服審査請求を

しておいた。

結果は意外に早い決着をみた。厚生労働省に要望書が届いた直後、Gさんの息子さんに磐田労基署から、「不支給決定を取り消す」と連絡が入ったのである。本省で検討したかどうかは定かではない。取り消さざるを得ないような決定であることが判明し、本省が県労働局を通じて磐田労基署に指示したとみて、間違いなさだろう。



石綿肺がんの労災認定 神奈川●曝露歴重視の認定が必要

Kさんは、1958～1979年の21年間、日立造船神奈川工場で電気溶接や塗装作業に従事。その後は自営で塗装工として働き、肺がんを発症。2003年12月8日に死亡した。

昨年、全造船機械労働組合本部で行った造船アスベストホットラインで、Kさんの娘さんが、「もしかして」と思い、相談を寄せられた。全造船日本鋼管分会と神奈川労災職業病センターが対応し、2005年10月7日に川崎南労働基準監督署に遺族補償の労災申請を行った。

アスベストによる肺がんの労災認定基準は、石綿肺があるか、10年以上のアスベスト曝露を前提に胸膜肥厚斑があること。あるいは一定量以上の石綿小体・石綿繊維があることなどである。

Kさんの場合、原発性肺がんではあったが、胸の画像では石綿肺や胸膜肥厚斑は明らかとは言えなかったため、労基署は本省にりん伺することになった。

こちら側は、Kさんが石綿粉じんの舞う職場で働いていたことは明らかであり、他にも中皮腫で労災認定された元従業員がいることを強調し、2006年4月14日に労基署に申し入れを行った。

同日、署から連絡があり、本省が「胸膜肥厚斑の可能性あり」という判断をしたので、業務上と考えていると回答してきた。そして、5月24日付けで業務上認定した。

造船は典型的な石綿粉じん曝露職場。しかも、現実には労災認定事例も多数出ているのであるから、胸膜肥厚斑等が明確でなくとも、迅速に認定すべきである。

メンタルチェックリストを活用

東京●三多摩学校、医療福祉職場で

6月24・25日、八王子労働安全衛生ネットワーク・三多摩労働安全衛生センター共催で、三多摩労働安全衛生学校が開かれた。

今回は、全国安全センターのメンタルヘルス改善チェックリスト(1・2月号参照)を使って、社会福祉法人滝乃川学園を訪問した。滝乃川学園安全衛生委員会からも、現場職員3名、事務長、成人部施設長、総合施設長が参加し、総勢23名がワークショップを行った。テーマがメンタルヘルスへの取り組みということで、職場を見ただけではわからないことを詳しく説明していただき、滝乃川学園の方々には大変お世話になった。とくに事務長と成人部施設長には泊まりで参加していただき、内容の濃い討論を行うことができた。

滝乃川学園は知的障害児・者のための生活施設である。児童部、成人部、地域生活支援センター、認知症高齢者グループホームなどがあるが、今回は2004年に新設された第2成人部のユニット棟を巡回した。2004年に児童部から組織再編がなされ、人数の多い寮から、利用者さん個室6名1ユニットをスタッフ3人で担当し、夜間は2ユニットを1人で担当している。調理スタッ

フの退職もあり、現在は調理を含めて担当スタッフが行っている。はじめは宿直制で夜勤は24時間連続勤務だったが、4月から夜勤シフトを組む様になっている。これらの組織再編に伴って、ベテラン職員の中からも退職者が続出した。そして、非常勤職員の割合が増えている。

施設では、障害者が地域で生活することを想定し、家庭生活に近いものをめざしてスタッフの多能化を図っているが、時間の余裕がないのが現状で、コミュニケーションがとりにくく、職員参加型の討論が少ないまま、速い組織再編が進むかたちになった。加えて、障害者自立支援法の施行や行政からの補助金が急激に減る中でやりくりしなければならぬ、厳しい社会状況がある。

このようななか、利用者さんの立場からの発想が職員の安全健康と対立するのか、共に成立するのか、またその方法をめぐって、今回の安全衛生学校でも最後まで討論になった。

今回、ツールとしてメンタルヘルス改善チェックリストを用いてグループワークを中心に行いましたが、その結果、建物の外回りの整備から換気、緊急時の連絡体制、日常のコミュニケーションの工夫、勤務実態の把握、非常勤の常勤化システム、新任などの研修や相談体制、休憩の確保など、広範囲の職場改善について具体的な討論を行うことができた。

また、今回の参加者からの職場改善提案を主催者から滝乃川学園にかえていくことになっている。職場の状況は大変厳しいが、事務長、成人部施設長らや私も含め、滝乃川学園安全衛生委員会からも参加しており、今回討論した内容を今後に生かしていくことができると思う。このような機会をどうもありがとうございました。



三橋徹(滝乃川学園産業医)

精米労働者の町で活動拡がる

バングラデシュ●熱心な労働組合地方組織

5月28日から6月15日まで、バングラデシュに出張した。今回の目的は、国際労働財団(連合が作っている国際協力組織)がバング

ラデシュの5つの労働組合ナショナルセンターと共同して行っている、労働組合向けの参加型労働安全衛生プログラム=ポジティブ



(POSITIVE)の中核トレーナー養成を行うこと、今年から東京労働安全衛生センターと Bangladesh 労働安全衛生環境財団（Bangladesh の安全健康 NGO）とが協力して行っている、精米労働者安全衛生参加型プログラム＝グレインズ（GRAINS）のトレーニング教材開発だった。

日本からは、国際労働財団の柳谷さんと仲尾、Bangladesh の各労組ナショナルセンターからはナショナルコーディネーター5人の幹部が参加した。はじめにポジティブトレーナーの改善活動モニタリングを Bangladesh 東南部にある第二の都市チッタゴンで行い、その後3日間の中核トレーナー養成コースを行った。Bangladesh に参加型安全衛生活動が導入されて10年が経とうとしている。日本からの支援がなくとも自立的発展ができるような体制を整えることが重要になっている。そのために Bangladesh の改善事例に基づいたチェックリストやトレーニング教材を作ることを、20

人のチッタゴン地方労働組合員が協力して行った。

Bangladesh の労働組合組織率は10%未満だが、多くの労働組合ナショナルセンターが乱立している。大きいナショナルセンターで数十万人。さらに二大政党が政権を争っていて、いくつかの労働組合は政治的支持がはっきりしている。したがって、ふだんの状況からいえば同じ席に着くことも不可能ような険悪な関係にある組織もある。しかし、労働安全衛生に関しては5団体が共同して行っている。これは Bangladesh では極めてまれなケースである。

トレーニングは5組織が5グループになって、それぞれが参加型活動の技術セッションを一つか二つ担当して2日間かけて、アクションチェックリストと技術トレーニング教材を再開発した。すべての写真を Bangladesh のものに入れかえたり、たりないものはイラストを描いたりして作った。3日目には、チェックリストを持って工場訪問を行い、自分たちの作ったチェックリ

ストの効果を確かめた。評価会議では、75点から100点と評価が分かれたが、どちらかというと75点から80点のグループが多く見られた。その理由は、「よい写真が見つからなかった」、「ことばをわかりやすくしたほうが良い」など、よりよい教材を作ろうとする姿勢の伺える積極的なものだった。

会議の終わりに、チッタゴン地方の5労働組合の参加者の代表をそれぞれ選出し、その中から一人世話役を選出した。この世話役が、チッタゴンの改善活動を収集して中央に報告するとともに、中央からの方針を伝える役割を担うことになった。いままで地方任せであったポジティブ活動がネットワークとして動くことになった。

チッタゴンのトレーニングが終わった午後ダッカに飛行機で戻り、すぐに古都ジェソール行きの飛行機に飛び乗って、そこからバスにゆられること約2時間、西南部にある第三の都市クルナに行った。

そこでも3日間の中核トレーナー養成を行い、同様に連絡体制も確立した。工場訪問を行ったクルナのクレセントジュート工場では、社長が出迎えてくれ、安全衛生の活動を共に強めようと労使で固い握手を交わした。チッタゴンでも、クルナでも、地方のトレーナーたちは大変熱心に活動していて、自分で撮った改善前と後の工場の写真をたくさん持ってきてくれた。

「トイレをきれいにした」、「食堂の容器にふたをつけた」、という簡単な改善から、「洗面台を増設

した」、「防じんマスクを供給した」、「禁煙を行った」など発展的な改善事例が集った。今回は、新しいアクションチェックリストに基づいた収集シートも開発したので、4か月後のフォローアップ訪問の時には、さらに多くの改善事例が集まると確信している。

6月10日、柳谷さんたちとダッカで別れ、精米労働者のプロジェクトが行われているアシュゴンジュ（ダッカより第二アジアハイウェイを90kmほど北上した地点）に移動しようとしたが、アワミ連盟など野党の14団体が呼びかけた全国ゼネスト（ホテルとよび、バンガラではゼネストがよく行われる）のため、すべての交通が遮断されてしまい、ホテルに缶詰となった。来年1月の総選挙をめぐり与野党の対立が一段と激しくなっているのである。テレビではダッカ郊外の第二アジアハイウェイでデモ隊がピケをはり、バスを焼き討ちして警官隊と投石で対峙している場面などが報道された。

その前の週は、EPZとよばれるダッカ郊外の輸出特別地域の織維末組織労働者（組合がなくてもストをするのだ）が決起して、労働組合組織化の権利と賃上げなどを要求して大ストライキが行われ、政府も対応におおわらわだった。ポジティブを行っているナショナルセンターの組織も、このストには支援に駆けつけたということである。結果は労働者の勝利に終わった。労働組合組織化の権利も認められたということである。数千に及ぶ末組織の女性労働者が工場前で大集会を開いている映像をみて日本の労働運動の弱さ、もどかしさを感じた。われわれもバンガラデシュの労働者のようにがんばらなければ!!

あくる日、ホテルの隙間をぬってアシュゴンジュに向かい、7つ

の精米工場をたずねた。途中焼き討ちされたバスがハイウェイの片隅に置き去りにになっているのが見えた。アシュゴンジュは、アジアの大河メナム川中流にある町で、川は対岸がかすんでみえないほど広大だ。この水運を利用して精米工場が集中している。このプロジェクトを現地で実施している安全衛生環境財団事務局長のレボンさん（彼はBFTUCという労働組合のポジティブナショナルコーディネーター＝幹部でもある）によると、アシュゴンジュではこのプロジェクトが大評判になっていて、精米工場経営団体の中でも積極的に取り組む姿勢があるということであった。

2月に初めてのトレーニングを行ったが、その結果、どの工場でも危険な機械や配電盤のそばに、経営者団体が作った注意書きポスターが貼られていた。また、労働者住宅の周辺がきれいに整頓されていたりして、3か月で地道な改善が進行していることがうかがわれた。この地区から経営者代表2名と労働者代表1名を8月のベトナム「メコンデルタ2006研修」に参加させる話



が出ていて、今回は経営団体の長老会議に出席して正式に依頼した。いかにも敬虔なイスラム教信者といういでたちの長老会議議長は、「喜んでこの依頼をうける。若手から2名を派遣する」と応えてくれ、その場で人選が行われた。指名された二名は直立して決意表明を行った。外国の話題などテレビでしか入ってこない地方の町の長老会議が、自分たちの参加型活動をアジアのネットワークに組み入れると決意した瞬間だった。参加型のネットワークはこうした人々の共感と同意の中で静かに広がっていくのだということをあらためて確信した。

毎日深夜までパソコンに向かってトレーニング準備をし、技術セッションやアクションチェックリストをいくつもいくつも作っていた2週間だった。しかし、その合間にバンガラデシュの人々の熱意と実行力をおおいに学ぶことができた。参加型安全衛生活動には国境はない、そして労働者にも国境は無いことをあらためて感じている。

東京労働安全衛生センター
仲尾豊樹



追悼・ビジャイ・カンヒア

インド●ムンバイ労働安全衛生センター

Vijay Kanhereは、7月20日の朝、帰らぬ人となった。彼は数日前心臓発作を起こして、血管形成手術を受けた。Vijayは、その一生を労働者階級のための運動に捧げた比類のない活動家だった。彼は、出会ったすべての人のインスピレーション、多くの人々にとっての希望の光、そしてより多くの人の精神的な支えだった。無私を具現化した人だった。彼の想い出は私たちの心の中に生き続けるが、引き込まれるような彼の笑顔を二度と見ることはできない。ご遺族の皆様にご心からお悔やみ申し上げます。

以下は、本人によって書かれたVijay Kanhereの自己紹介文である。※<http://anroav.org/>

× × ×

私は1951年に生まれた。Manorama KanhereとPurushottam Kanhereの四男だ。私の母は、結婚する前には、第7学年までしか勉強できなかった。父は、サンスクリットの大学院課程の学位と法律の学位を持っていた。彼は教師だった。母は後に学び直して55歳のときに卒業することができた。その間ずっと彼女は、家の外では教師として、内では5人の子供の母親として働き続けた。彼女は、その第7学年以降は学

外生として学んだ。私は、当時は小さな村だったTaraporeで成長した（いまでは原子力発電所と多数の工場のある都会になっている）。父がその高校を辞めた後、私たちは、Mumbai郊外のThane and Dombivliにやってきた。母はそこで高校の教師をし、私は第5学年までそこに在籍することが許された。

まる暗記の学問は、わが家では厳しく禁じられていた。応用科学を学ぶことが選択肢だった。私は、純粋科学を学び、いずれは教える立場になりたかった。私はRuja大学のひとりの教師と話し合った。彼は、「二つの起こり得る事態に対処しておくべきだろうーひとつは、君の同僚たちは教えることに興味がないかもしれない、もうひとつは、同級生たちよりもかなり稼ぎが低いかもしれない」と言った。私は物理学の学位で卒業することにした。卒業最終学年の1971年、インドは混乱の渦中にあった。勉強は十分に人を引きつけるものではなかった。私は、Baba Amteの『労働者の大学』をざっと読んだ。1971年5月、私はMumbaiを離れ、Chandrapur地区のSomanathプロジェクトに出かけた。そこでBaba Amteは、私を学生として

受け入れてくれた。われわれは、労働者として田畑で働き、本を読み、議論をした。数年間、とくに水田の再耕の間は困難な時期だった。DhuleのShahade地域では、aadivasisの運動が先鋭化しつつあった。われわれの中から5人がDhuleのShahade地域（現Nandurbar）に行った。当初、われわれは6か月間そこで活動するという固い約束を与えた。この地域におけるaadivasisの莫大なる諸問題に関わり合ったことから、2人の仲間が10年以上にわたってそこで活動し続けることになった。最初に取り上げられた問題は、この部族の人々の土地の喪失であった。調査の結果、部族の60%が土地を持たないことが明らかになった。

家族:

1972年3月、私の兄Vikramが、Shahadeに加わった。彼は製薬会社での職をなげうったのである。彼は、Shahadeに1975年までいた。1975年以降は、都市部で熱心に活動した。その後4年間、彼と、彼の友人でパートナーであるRanjanaは、Satpuraの第3山脈で全寮制の学校を開始、運営した。現在彼らは、ShahadeのJanarthのリーダーであり、Nandurbar地区のaadivasisの教育・健康問題に取り組んでいる。

私の母は、83歳で亡くなるまで、社会問題に熱心であった。70歳のときに彼女は、ある銀行の支店の年金受給者に対するサービスを改善させるキャンペーンを始めた。これは成功を収め、その銀行は実際に年金受給者

に対するサービスを改善した。彼女は、問題を抱える女性や子供たちの支えだった。Thaneの地元の新聞に、ある女性活動家が、「Kanharebai ek adharvad」—Ms. Kanhere（ベンガル菩提樹のように）力強いサポート」と題した記事を書いた。彼女は、私たちの多くにとってのインスピレーションだった。私の父は寡黙な人だった。母は、家庭における労働の家父長的な分配に苦しめられていた。父はつねに、生徒たちにより多くのものを読ませ、われわれ自らの努力に対する理解を高めようとした。彼は必要とされるときにいつでもそこにいた。私がBaba Amteのところにいたとき、彼は、「その場所は期待していたところでないということになるかもしれない、人生は思いどおりにはならないかもしれない。そのときに面目の問題にははいけない。すぐに家に帰ってきなさい。私が、誰もが自分の道は自分で選ばなければいけないと思っていることを知っておいてほしい。そして、いつ来ても歓迎するよ」と書いてよこした。

長兄Shriharshは、大学生時代から社会問題に熱心である。彼は40代に、稼ぎのよい銀行での仕事を捨てて、フルタイムの社会活動家になった。彼は、Madhya PradeshにおけるNarmada運動にも関わっている。

姉Shailaja-Anagha Deshpandeは、最近、大学の教師を引退した。彼女は、自宅の一部屋を、自宅に勉強のできるスペー



2004年9月のANROAVミーティング(タイ・チェンマイ) お得意の指遊びを披露してくれたとき(古谷写真)

スがなく、家族に導き手のいない学生のための教室に改造している。過去20年間にわたって、彼女の家は、多くの学生にとっての家だった。

妹Swatija Manoramaは、女性運動で活動し、また、反女性抑圧フォーラム（FAOW）にも関わっている。彼女は、健康問題を含め、様々な問題について書いている。

私は、(1975年から今日まで) Sujata Gothoskarの夫である。彼女は、大学生時代から労働者とともに活動している。彼女は、FAOWと女性センターの創設者のひとりである。彼女はとりわけ、女性労働者が直面する諸問題の研究者である。インフォーマルセクターにおける女性の労働衛生問題に取り組んできた。われわれは一緒に1980年に、マラーティー語の最初の大衆向けの本『レイプとそれに対する闘い』を書いた。この本の初版は、最初の2か月間で在庫がなくなった。

その後私は、マラーティー語のブックレット『女性解放運動に対する懸念と反対—われわれの回答』を書いた。

私は、Aalokaの父親である。彼女は、数学の博士課程に在籍している。彼女は、修士前の休暇中に、現場を訪れインタビューをして、ShradhanとMahila Ashramにおけるモーター巻線作業に従事する女性労働者の諸問題に関する研究論文を書いた。

Shahadeにおける運動:

土地を持たない労働者の運動は1972年に始まった。当時は、農村部の農業労働者だけの組織をつくるのは不可能だといわれた。人々の精力的な努力によって、活発な組織—Shramik Sanghatanaが生まれた。何年もかけてわれわれは、交渉の間中交渉場所の外に集まった多数の労働者たちの意見を労働者の代表が聞くというパターンを確立した。最初のやり方は、女性労働者のリーダーが賃金について

交渉するために、地主たちと顔を突き合わせて座り込むということから始まった。双方の側の男たちが、「この交渉に女性たちが座り込む必要は何か」と尋ねた。これは、私と当該労働者によって、外に集まった人々に伝えられた。彼女たちは、要求を言い、交渉の間中座り込んだ。

これと他の同様の経験が、1973年のKharavadにおける最初の「Women's Shibir (study camp)」につながった。女性たちは、数ある問題のなかで、男性のアルコール中毒の問題に苦情を訴えた。不平を言っているだけではなく行動すべきだという提案を受けて、女性たち全員で近くの村Karankhedalに行き、小さな村を取り囲んで、すべての酒瓶を割った。

その後、このパワフルなやり方は、この地域だけでなく、インドの他の場所でも続けられた。

Shramik Sanghatanaは、突破口となった。1970年代後半に、DahanuのKashtakari Sanghatanaの活動家たちが、われわれのところに経験交流と学習に訪れた。10年間の成果の後にまとめられた報告書によれば、ThaneにおけるShramjivi Sanghatanaの最初の段階では、われわれの経験が有用だった。

われわれは、多くの研究者がわれわれの活動について書いたことを現実化した。われわれは、自らのことを調査研究し、書き記すことに決定した。私は1980年に、最初のParticipatory Researchに関する全国ワークショップで論

文を発表した。当時、これは新生のリサーチ手法だった。1981年後半、私は、当時のユーゴスラビアで開催されたParticipatory Researchに関する国際会議で、われわれの経験を発表するよう招かれた。私は、「Dhulia、Shramik Sanghatana地区における草の根自律活動」に関する論文を、ILOと協力してまとめた。

人々は、自分たちはよいアイデアの受け手であり、リーダーがアイデアや指図を与えてくれるものと感じていた。私は、Dhuleで生まれ、育ち、活動するきわめて思慮深いaadivasiのリーダーであり、傑出した人格であるAmbarsing Suratvantiが現われる以前に人々によってなされた試みを掘り起こす調査を行った。Ambarsingが現われる前、そしてわれわれのような都会の若者がやってくる前、人々は「アクティブ」であったのかどうか？ 私は、この地域における3つの村の各々異なった状況のもとにおける人々による努力を理解し、記録した。私は、aadivasis労働者たちの長く、延々と続く、英雄的な闘争を書き留めることができた。これらは、記録されたこともなく、彼らの自己イメージの一部にもなっていなかった。また、われわれ自らの思考の一部にもなっていなかった。人々はよく、「あなたたちが来てからわれわれは賢くなった、Ambarsingのおかげで改善された」と言った。われわれは決まって、「いや違う。あなたたちがいるからこそ組織があるんだ」と言い返した。こう言うには、強固な基礎

が必要だった。

人々は、いかなる公式のリーダーシップもなしに、闘い、闘いから教訓を学んできた。その教訓が新しいリーダーシップや組織に反映されたとき、彼らは心からそれを支持したのである。人々は、自らの知識やアイデアの貯蔵庫を持っていた。DelhiのPRIAとともに行ったこのリサーチは、個々人の役割とそれに関する適切な見方についての私の考え方を磨くのに役立った。Participatory Researchにその基礎を置いたPRIAは、この研究を支援してくれた。

労働衛生：

1984年頃、私は労働衛生問題に関心をもつようになった。1982年に、Dr Rajesh Tandonらによって、Society for Participatory Research in Asia (PRIA) が設立されていた。私はPRIAに、労働衛生分野の調査研究を認めるよう求めた。私も当時稼ぐ必要があり、PRIAの労働衛生に関する全国プログラムも立ち上がりつつあるところだった。これは、ボパール事件よりも前のことだった。

この活動の一環として、私は、多数の国々の、多くの活動家、労働者、リーダー、環境運動家、科学者たちと話し合った。われわれは、労働者のなかには知識の莫大な宝庫があることを理解した。われわれはまた、より安全な職場をめざした労働者の努力には、ほとんど記録されないままになっていることにも気がついた。

取り組みが進むなかで、Jagdish Patelが、よりポイントを絞った活

動を提案し、粉じん関連肺疾患キャンペーンが組織された。このキャンペーンの一部として、綿肺に関する活動が具体化した(AhmedabadのMisraji、MumbaiとAmritsarの調査・助言活動家たち)。

後半の時期には、Harsh Jaitliが、持続可能な産業開発の新たな、エキサイティングなプログラムを立てた。当時始まったRatnagiri地区における環境問題に関する活動への私の参加は、今日まで続いている。私は、Ashok Kadamが率いるParivartanの友人である。私は、彼の「People's Plan of Development」というアイデアが初めに生まれた段階から、関わり合いを持ち、Parivartanと広範囲にわたる議論を行ってきた。

1988年に、Gayatri Singh弁護士が、われわれが労働組合の労働衛生グループと関わりを持つよう提案した。われわれ両名は、MumbaiとPuneの多くの労働組合活動家を訪れた。Mumbaiに労働安全衛生センター(OHSC)が設立された。私は、1988年から今日に至るまで、OSHのコーディネーターである。われわれの最初の活動は、地下の下水道に入って仕事をする下水労働者の労働衛生問題を調査することだった。われわれは、彼らの労働組合の提案に基づいてこれを行った。私はずっと、Mumbaiの地方自治体労働者の組合である、Municipal Majdoor Union(MMU)、自治体の看護師及びパラメディカル・スタッフの組合と

一緒に取り組みをしている。上記の調査は突破口であり、その後われわれは、この問題に関するたくさんの調査に取り組んでいる。私は、Ahmedabadにおける最初の下水労働者の集まりに招かれ、また、そこで最初の安全委員会を組織するためにも呼ばれた。

その後私は、医師に対するオリエンテーション・コースを開始した。医者になるための教育では、労働衛生問題に関する知識はわずかしかなからである。早い段階で私は、インドにおける法令に列挙された労働衛生問題、徴候、症状及び診断、医師及び労働者の法的権利等に関する参考資料を用意した。これらの資料は、インド以外でも歓迎された。

OHSCの活動は、アドバイス・センター及び医師向けのオリエンテーション・コースとともに持続している。この活動を通じて、「拠出制健康保険制度—ESISを参加型にさせる」というMalvadkarのアイデアが生まれてきた。労働者と労働組合によって寄付されたスペースと肺機能検査及び聴力検査機器によって、われわれは2,000人以上の労働者を検査し、Mumbaiだけで650人の労働者が恩恵を得た。「open house ongoing workers' training」というアイデアは、私が始めたものだった。後にこれは、Amritsar、Ahmedabad、Aurangabadにひろまった。これは、強力なトレーニング体系とともに助言・検査センターに改装された。

私は、環境問題に取り組む人々とも一緒に仕事をしてき

た。インド民衆法廷が組織したVadodaraにおける民衆法廷のパネリストのひとりだった。グリーンピースとも一緒に活動しており、また過去4年間はCommunity Health Survey Skill Share(CHSS)の参加者たちとも仕事をしている。

Mumbaiの様々な部門—自動車修理、マラリア対策、病院、その他—の自治体労働者たちとの活動は、働く市民と他の市民との団結というアイデアを生み出した。私は、PRIAを通じて、AurangabadとMaharashtraで、このアイデアに基づいた活動を開始した。その労働組合は、Mumbaiでの取り組みを知っていたので、積極的に応答した。また、Aurangabadでは、綿ぼこりによる織物労働者の病気である一綿肺と医師向けオリエンテーション・コースに関する取り組みが始まった。われわれは、MumbaiとAurangabadでのよい結果を足場にすることができるだろう。Sholapurの労働組合との話し合いも進行中である。Sholapurは、人口100万人の小さな都市である。ChiplunのParivartanとともに、その市街地でわれわれは前に進むことができるだろう。



※Vijayの突然の訃報は世界中を駆けめぐった。私は2001年以降、毎年1回以上、ANROAVの会合でVijayと会っていたが、ここに書かれていることの多くが初耳である。本当に引きずり込まれるような笑顔が目に見えてくる。(古谷杉郎)

- 東 京 ● NPO法人 東京労働安全衛生センター
〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 E-mail center@toshc.org
TEL (03) 3683-9765 / FAX (03) 3683-9766
- 東 京 ● 三多摩労働安全衛生センター
〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL (042) 324-1024 / FAX (042) 324-1024
- 東 京 ● 三多摩労災職業病研究会
〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL (042) 324-1922 / FAX (042) 325-2663
- 神奈川 ● 社団法人 神奈川労災職業病センター
〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーボ豊岡505 E-mail k-oshc@jca.apc.org
TEL (045) 573-4289 / FAX (045) 575-1948
- 群 馬 ● ぐんま労働安全衛生センター
〒370-0846 高崎市下和田町5-2-14 E-mail qm3c-sry@asahi-net.or.jp
TEL (027) 322-4545 / FAX (027) 322-4540
- 新 潟 ● 財団法人 新潟県安全衛生センター
〒951-8065 新潟市東堀通2-481 E-mail KFR00474@nifty.com
TEL (025) 228-2127 / FAX (025) 224-8825
- 静 岡 ● 清水地域勤労者協議会
〒424-0812 静岡市清水小芝町2-8 TEL (0543) 66-6888 / FAX (0543) 66-6889
- 愛 知 ● 名古屋労災職業病研究会
〒466-0815 名古屋市昭和区山手通5-33-1 E-mail roushokuken@be.to
TEL (052) 837-7420 / FAX (052) 837-7420
- 三 重 ● 三重安全センター準備会
〒514-0003 津市桜橋3丁目444 ユニオンみえ内 E-mail QYY02435@nifty.ne.jp
TEL (059) 225-4088 / FAX (059) 225-4402
- 京 都 ● 京都労働安全衛生連絡会議
〒601-8015 京都市南区東九条御霊町64-1 アンビィス梅垣ビル1F E-mail kyotama@mbox.kyoto-inet.or.jp
TEL (075) 691-6191 / FAX (075) 691-6145
- 大 阪 ● 関西労働者安全センター
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 E-mail koshc2000@yahoo.co.jp
TEL (06) 6943-1527 / FAX (06) 6942-0278
- 兵 庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 E-mail jh31012@msf.biglobe.ne.jp
TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵 庫 ● 関西労災職業病研究会
〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部 TEL (06) 6488-9952 / FAX (06) 6488-2762
- 兵 庫 ● ひょうご労働安全衛生センター
〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 E-mail a-union@triton.ocn.ne.jp
TEL (078) 251-1172 / FAX (078) 251-1172
- 広 島 ● 広島労働安全衛生センター
〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル E-mail hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp
TEL (082) 264-4110 / FAX (082) 264-4123
- 鳥 取 ● 鳥取県労働安全衛生センター
〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL (0857) 22-6110 / FAX (0857) 37-0090
- 徳 島 ● NPO法人 徳島労働安全衛生センター
〒770-0942 徳島市昭和町3-35-1 徳島県労働福祉会館内 E-mail rengo-tokushima@mva.biglobe.ne.jp
TEL (088) 623-6362 / FAX (088) 655-4113
- 愛 媛 ● NPO法人 愛媛労働安全衛生センター
〒792-0003 新居浜市新田町1-8-15 E-mail npo eoshc@yahoo.co.jp
TEL (0897) 34-0900 / FAX (0897) 34-5667
- 愛 媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室
〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL (089) 931-8001 / FAX (089) 941-6079
- 高 知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター
〒780-0011 高知市薊野北町3-2-28 TEL (088) 845-3953 / FAX (088) 845-3953
- 熊 本 ● 熊本県労働安全衛生センター
〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック E-mail awatemon@eagle.ocn.ne.jp
TEL (096) 360-1991 / FAX (096) 368-6177
- 大 分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター
〒870-1133 大分市宮崎953-1 (大分協和病院3階) E-mail OITAOSHC@elf.coara.or.jp
TEL (097) 567-5177 / FAX (097) 503-9833
- 宮 崎 ● 旧松尾鉱山被害者の会
〒883-0021 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 E-mail aanhyuga@mnet.ne.jp
TEL (0982) 53-9400 / FAX (0982) 53-3404
- 鹿児島 ● 鹿児島労働安全衛生センター準備会
〒899-5215 始良郡加治木町本町403 有明ビル2F E-mail aunion@po.synapse.ne.jp
TEL (0995) 63-1700 / FAX (0995) 63-1701
- 沖 縄 ● 沖縄労働安全衛生センター
〒900-0036 那覇市西3-8-14 TEL (098) 866-8906 / FAX (098) 866-8955
- 自治体 ● 自治体労働安全衛生研究会
〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 E-mail sh-net@ubcnet.or.jp
TEL (03) 3239-9470 / FAX (03) 3264-1432



JOSHRC

安全センター情報 2006年9・10月号(通巻第332号) 2006年8月15日発行(毎月1回15日発行)
1979年12月28日第三種郵便物認可 800円
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議
TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881
Japan Occupational Safety and Health Resource Center
E-mail: joshrc@joshrc.org URL: http://www.jca.apc.org/joshrc/

2006年9・10月号(通巻第332号) 2006年12月28日第三種郵便物認可
 0071 東京都江東区亀戸7-10-1Zビル5階 全国労働安全衛生センター
 TEL (03) 3636-3882 FAX (03) 3636-3881
 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center
 Z Bldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan
 Phone +81-3-3636-3882 Fax +81-3-3636-3881
 E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>